

千代田区 障害福祉プラン

障害者計画	令和 6 (2024) 年度～令和 11 (2029) 年度
第7期 障害福祉計画	令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度
第3期 障害児福祉計画	令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度

令和6年3月
千代田区

はじめに



千代田区長 樋口 高 顕

障害等のあるなしに関わらず、
その人らしさが尊重され、
住み慣れた地域で
安心して暮らし続けられる
千代田区を実現する

このたび、上記を基本理念として、令和6年度からの千代田区障害福祉プラン（障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）を策定しました。

平成19年（2007年）に「障害者自立支援法」に基づく第1期障害福祉計画を、平成30年（2018年）には「児童福祉法」に基づく第1期障害児福祉計画を策定して以来、令和5年度で第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の計画期間が終了し、このたび第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を迎えることとなります。

平成25年に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となり、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする新たな基本理念が規定されました。千代田区はこれに対応するため、平成30年に「障害者よろず相談」を設置し、令和2年度には24時間365日相談を受けられる虐待防止センターを設置することで、障害者やそのご家族の困りごとに寄り添った支援を行ってきました。

千代田区においては、人口増とともに障害者も増加傾向にあり、さらに今後の高齢化・重度化が大きな課題となっており、親亡き後に安心して地域で暮らし続けることへの不安の声が大きくなっています。

そのため、第6期では、障害者を住み慣れた地域で支え、いきいきとした生活を継続するための地域生活支援拠点等の整備を進めてまいりました。また、従来から大きな課題である精神障害の方に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議をスタートし、地域づくりの取り組みを進めています。

第7期障害福祉計画では、地域生活支援拠点等の体制について明示するとともに、中心的な拠点である「(仮称)神田錦町三丁目施設」内の各施設や地域交流機能についても掲載し、令和8年の開設に向けて進めてまいります。

障害児については、医療的ケアを必要とする子どもが増えており、第2期では令和4年度に「医療的ケア児等支援協議会」を設置し、配置している医療的ケア児支援のコーディネーターの役割等の検討を進めてきました。障害児を育てるご家庭は、精神的・経済的な負担が大きく、さらに18歳からの総合支援法制度への移行や高齢になった際の介護保険制度への切れ目のない移行についても求められています。

そこで、第3期障害児福祉計画では、障害児等に対するサービスを充実するとともに、福祉サービス等を利用する際の利用者負担額を区独自にゼロとすることにより、障害児等の保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる支援体制を整えます。また、制度の狭間で取り残される方のないよう医療・福祉・教育等の関係機関が横断的な連携を図り、ライフステージごとの最適で切れ目のない一貫した支援を提供いたします。

このたび策定しました障害福祉プランでは、課題解決に向けた相談支援の流れを明記するとともに、上位計画である「千代田区地域福祉計画」におけるコミュニティソーシャルワーク機能との連携により、地域課題に地域全体で取り組む地域づくりを推進してまいります。さらに千代田区DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する中で、区のポータルサイト等を活用し、区役所に来なくても情報を取得でき、オンライン手続きができる体制を整えるほか、働く意欲がありながら、就労に結びつかない重度障害者等の新たな就労機会を創出するための事業を実施し、区内企業や事業者等に広く周知することで障害者の就労促進を図ります。

必要なサービスを必要な方にまで確実にお届けする「ラストワンマイル」の責務を果たすため、今後も障害者に対する理解促進を図り、小さな声にも耳を傾け、本計画を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました千代田区障害者支援協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました区民の皆様に対して、心から厚く御礼申し上げます。

令和6(2024)年3月

千代田区障害福祉プラン 目次

第1章 策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画の推進体制.....	7
第2章 基本的な考え方	9
1 基本理念.....	11
2 基本方針.....	12
3 基本目標.....	17
4 体系図.....	18
第3章 障害者計画	21
基本目標1 地域の中でともに生きる仕組みづくり	23
(1) 障害の理解促進と権利擁護の推進	24
(2) 地域とのつながりの強化	27
(3) 情報提供の方法（情報保障）・意思疎通支援の充実	31
基本目標2 安心して暮らす仕組みづくり.....	33
(1) 特性に応じた重層的な相談体制の整備.....	34
(2) 緊急時の支援の実施.....	40
(3) 防災・防犯対策の推進	42
基本目標3 自立した生活を支える基盤づくり.....	45
(1) 在宅生活を支える体制の整備とサービスの充実	46
(2) 経済的支援の実施	49
(3) 保健・医療サービスの充実	52
(4) 移動手段の充実	53
(5) 住まいの確保	54
(6) 人材確保・事業所への支援.....	55
基本目標4 子どもと家庭を支える体制づくり	57
(1) 子どもの成長と学びの支援.....	58
(2) 子育て支援の充実.....	65

基本目標 5 就労と社会参加を進める仕組みづくり	67
(1) 特性に応じた雇用・就労の促進	68
(2) 余暇活動・社会参加の促進	70
■コラム ～ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けて～	72
第4章 第7期障害福祉計画	75
1 成果目標の設定	77
2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業	79
(1) 訪問系サービス	79
(2) 日中活動系サービス	81
(3) 居住支援・施設系サービス	84
(4) 相談支援	86
(5) 相談支援体制の充実・強化等	88
(6) 地域生活支援拠点等	89
(7) 発達障害者等支援の一層の充実	90
(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	91
(9) 障害福祉サービス等の質の向上	92
(10) 福祉的就労から一般就労への移行等を推進するための取組み	93
(11) 地域生活支援事業	95
(12) 自立支援医療・補装具費の支給	99
第5章 第3期障害児福祉計画	101
1 成果目標の設定	103
(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築	103
(2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援	104
2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業	105
(1) 障害児通所支援と障害児相談支援	105
資料編	109
1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況	111
(1) 成果目標	111
(2) サービスの目標量及び確保のための事業の状況（第6期障害福祉計画）	114
(3) サービスの目標量及び確保のための事業の状況（第2期障害児福祉計画）	125

2	障害者を取り巻く状況	126
	(1) 千代田区の人口、世帯の状況	126
	(2) 障害者数の推移	128
	(3) 障害児等の状況	141
	(4) 障害者雇用の状況	144
3	計画策定のためのアンケート調査結果のポイント	146
	(1) 調査の概要	146
	(2) 障害種別にみた調査結果のポイント	147
	(3) 障害児等に関する調査結果のポイント	153
4	千代田区内の障害者福祉サービス事業所	158
5	千代田区障害者の意思疎通に関する条例	160
6	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針見直しのポイント	162
7	千代田区障害者支援協議会委員名簿	164
8	計画策定の経過	165
9	用語解説	166

第1章 策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法第1条は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

平成 18（2006）年4月に障害者自立支援法が施行され、全国の都道府県及び区市町村において、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、その後、国では、国連が採択した「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）の批准に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革の動きがあり、平成 23（2011）年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24（2012）年10月に施行されました。

平成 23（2011）年8月には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直し（「医学モデル」から「社会モデル」への転換）や差別の禁止等の新たな視点が盛り込まれ、さらに、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、新たなサービス提供体制として平成 25（2013）年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）となりました。目的規定において「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする新たな基本理念が法律に規定され、障害者の範囲に難病等が加わりました。

平成 28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行され、行政機関等及び事業者に対し「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」が求められるようになりました。平成 28（2016）年8月には「発達障害者支援法」が改正され、発達障害者にとっての社会的障壁を取り除く合理的配慮、意思決定支援や共生社会の実現が規定され、さらに支援が切れ目なく行われることの重要性が明記されました。また、平成 28（2016）年5月には児童福祉法の一部改正により、全国の都道府県及び区市町村において、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

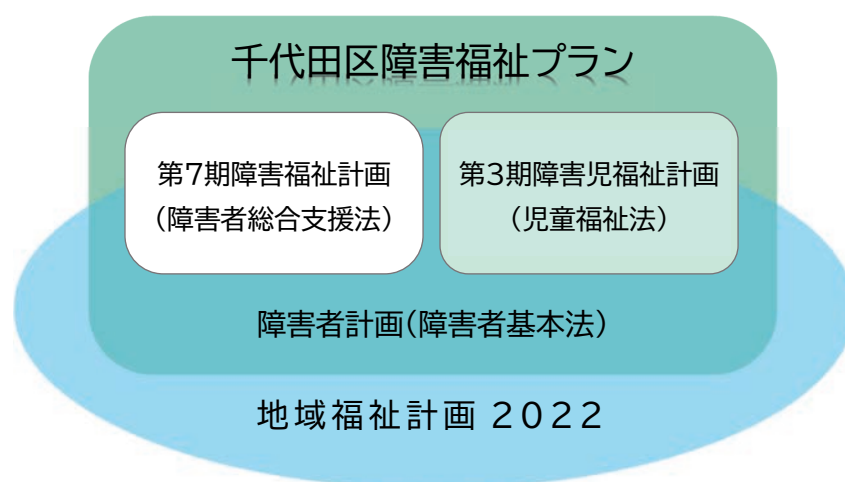
近年においては、平成 30（2018）年4月には「改正社会福祉法」が施行され、地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制の整備を図ることとし、障害分野においても、地域生活支援拠点等の整備の中で、地域の課題を包括的に捉えることが求められています。

令和2（2020）年6月には、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

さらに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書」（令和3（2021）年公表）、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3（2021）年施行）、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和4（2022）年施行）、「改正児童福祉法」（令和4（2022）年成立）、「こども家庭庁設置法・こども基本法」（令和5（2023）年施行）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」（令和5（2023）年策定）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和6（2024）年施行）など、障害等のある方を取り巻く法制度や環境は大きく変化しています。

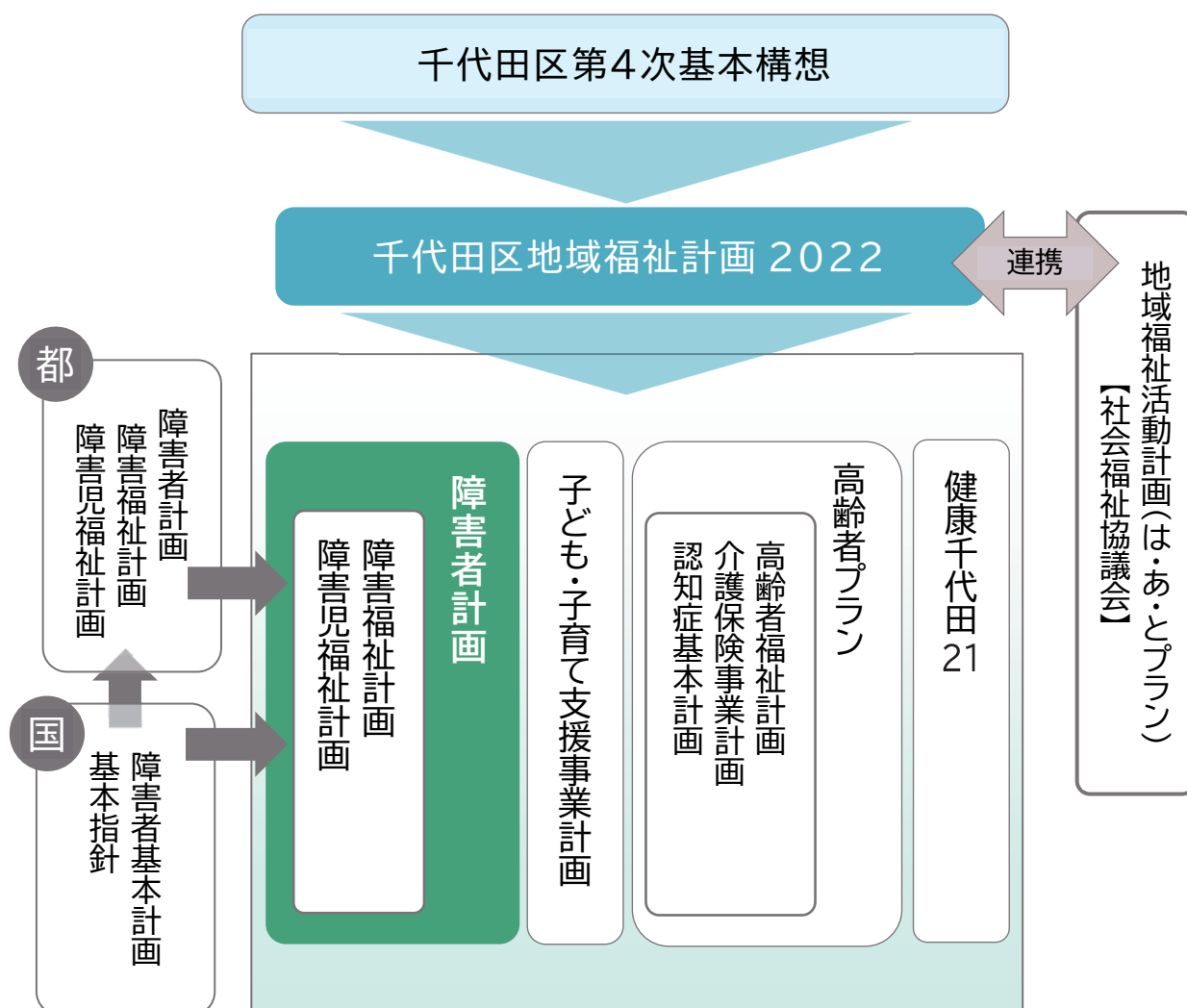
本区では、平成18（2006）年4月に施行された「障害者自立支援法」（現「障害者総合支援法」）に基づく障害福祉計画を、平成19（2007）年策定の第1期から平成30（2018）年策定の第5期まで実施してきました。また、平成28（2016）年5月の児童福祉法の改正に基づく障害児福祉計画を平成30（2018）年策定の「障害者計画・第5期障害福祉計画」と一体的に「第1期障害児福祉計画」を策定し、「千代田区障害福祉プラン」を策定しました。

現行の「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」の計画期間が終了になることから、障害者制度の動向や国の指針を踏まえ、さらに令和4（2022）年7月に策定された「千代田区地域福祉計画2022」で示された地域共生社会の理念を継続し、「障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」として、「千代田区障害福祉プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定します。



2 位置付け

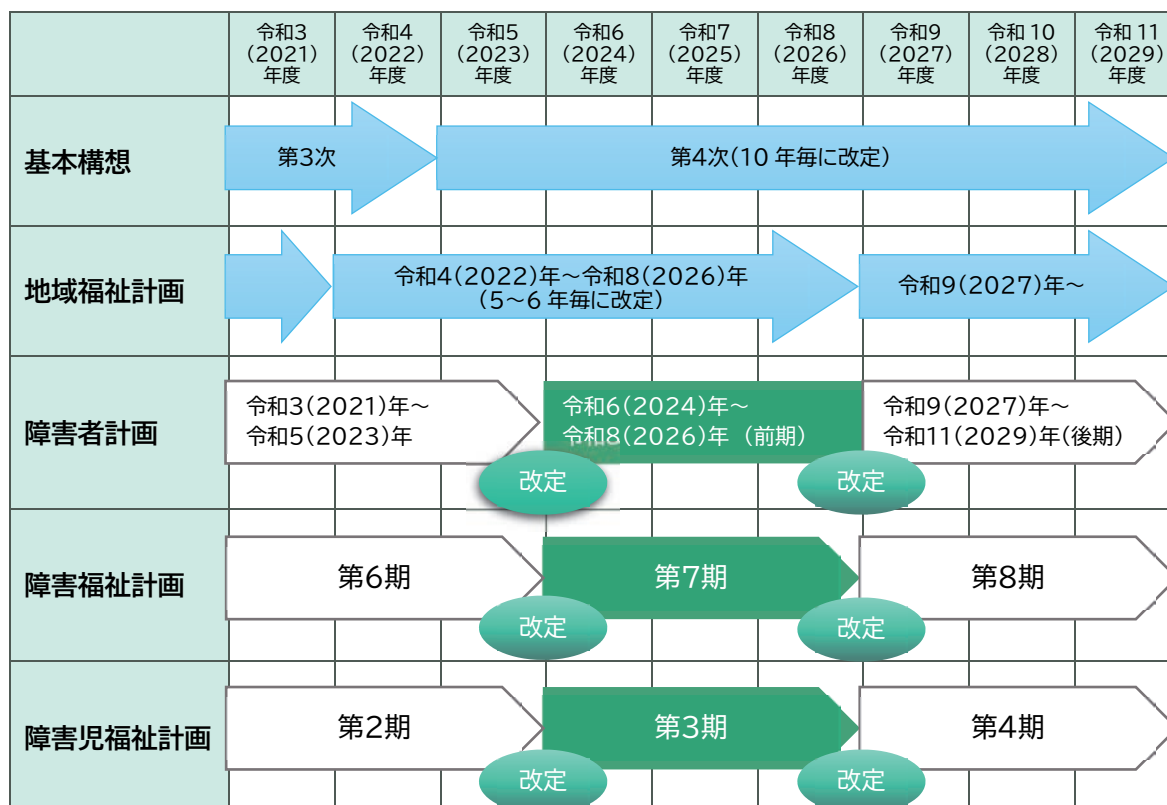
本プランは、「千代田区第4次基本構想」（令和5（2023）年3月）を上位計画とする「千代田区地域福祉計画 2022」（令和4（2022）年7月）で示された考え方を基本とし、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画として、本区の障害福祉施策についての基本的な方向性を示すと同時に、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画を定めるものです。



3 計画の期間

本プランは、障害者計画としては、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の前期にあたり、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画とします。

計画の進捗については、毎年度確認を行うとともに、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。



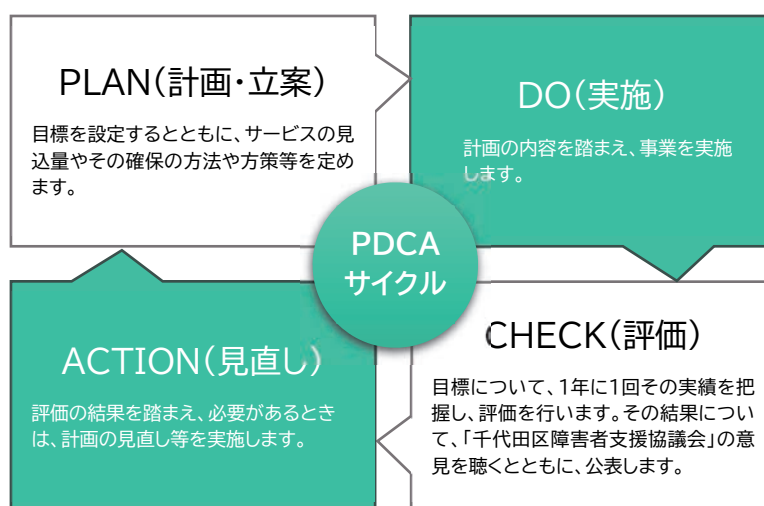
4 計画の推進体制

本プランはこれまで区で実施してきた各事業の実績及び進捗状況を評価し、現状と課題を整理するとともに、新たに重点的に実施する事業を設定しました。また、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、当事者及びその家族等で構成する「千代田区障害者支援協議会」において内容の検討を行うとともに、障害福祉サービス利用者等を対象とした障害福祉についての意識調査、パブリックコメントの結果等を踏まえて策定しました。

「千代田区障害者支援協議会」は、障害者総合支援法に定める障害者等への支援の体制の整備を図るための協議会（自立支援協議会）と障害者差別解消法に定める障害者差別解消支援地域協議会、難病対策地域協議会の機能をあわせ持った協議会です。当協議会において検討・確認された課題や意見は、本区の障害福祉施策に反映されます。

本プランを効果的・効率的に推進していくために、福祉・保健医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、区民・事業者との連携・協働のもと、全力で取組みを進めます。

本プランの円滑・着実な実行のために、毎年「千代田区障害者支援協議会」へ進捗状況を報告して意見をいただくとともに、各事業の評価を実施し、施策等の一層の充実に努めていきます。



第2章 基本的な考え方

1 基本理念

障害等のあるなしに関わらず、お互いの人格を認め合い、生涯にわたって自らの尊厳を保ち、それぞれの自己決定によって地域で安心して暮らすことのできる地域社会をめざします。

そのために、様々な分野で地域を構成する人々と区が連携・協働して、障害者も障害児も自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりや仕組みづくりを進めていきます。

基本理念

**障害等のあるなしに関わらず、その人らしさが尊重され、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる
千代田区の実現**

本プランにおける「障害等のある方」とは

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法などの関連法規を踏まえた、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある方及び難病患者だけではなく、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方など、“継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方”すべてを含みます。

2 基本方針

●地域共生社会を実現するための基礎である障害等への理解の促進に取り組みます

「障害等のある方とどう接したらいいかわからない」という声がきかれます。また、社会環境の改善や法制度の整備が進んでいるものの、未だに障害者等に対する偏見や差別意識があることも否定できません。

障害等のあるなしに関わらず、ともに支え合う地域を実現していくためには、「障害等是一部の人の問題である」という意識ではなく、「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という障害者の権利に関する条約の考えに基づき、地域を構成する人々が障害等を正しく理解し、地域社会全体で社会的な障壁を取り除くために、一人ひとりが相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことが必要です。

区は、障害等のある方とない方が出会い、一緒に活動することで互いを理解し、親しみや尊敬の感情を持つことができるように様々な機会を通じて、障害等に関する理解を促進し、合理的配慮がなされるよう普及啓発に努めます。

また、障害等のあるなしに関わらず、誰もが等しくかけがえのない個人として尊重され（基本的人権の尊重）、自らのことは自分自身で決定することができ（自己決定権）、それぞれが持てる力を発揮して積極的に社会と関わりを持ちながら（社会参加）、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域共生社会の実現をめざします。

●ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います

近年、発達障害などにより特別な支援を必要とする子どもが増加しています。また、障害等のある方や家族の高齢化や「親亡き後」の対応が問題となっています。

障害等の早期発見を促し、早期からの療育支援・指導につなげるとともに、一人ひとりの支援の道筋を明らかにして継続的な支援を行う必要があります。そのためには、出生から就園、就学、就労等、その後の就労定着に向け、ライフステージごとに発達に応じた継続的かつ一元的な支援体制の構築が必要です。また、子どもとしての支援が終了する18歳、さらには高齢者として支援が始まる65歳といった制度の境目において支援が途切れることがないようにすることも必要です。

区は、障害等の早期発見、早期療育、専門性や個別性の高い支援、関係機関の連携等について、より一層取り組んでいきます。また、相談から各サービス利用につながる一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに合った適切な支援が、生涯にわたって途切れることなく継続的に受けることのできる体制を整備していきます。

●障害等のあるなしに関わらず地域で住み続けられるよう支援を充実します

障害等のある方も、「外出したい」「働きたい」などの思いがかなえられ、自立して地域で生き生きと生活していくためには、障害等への理解に基づく地域での見守りや支援に加えて、必要なサービスが適時適切に提供されることが求められます。

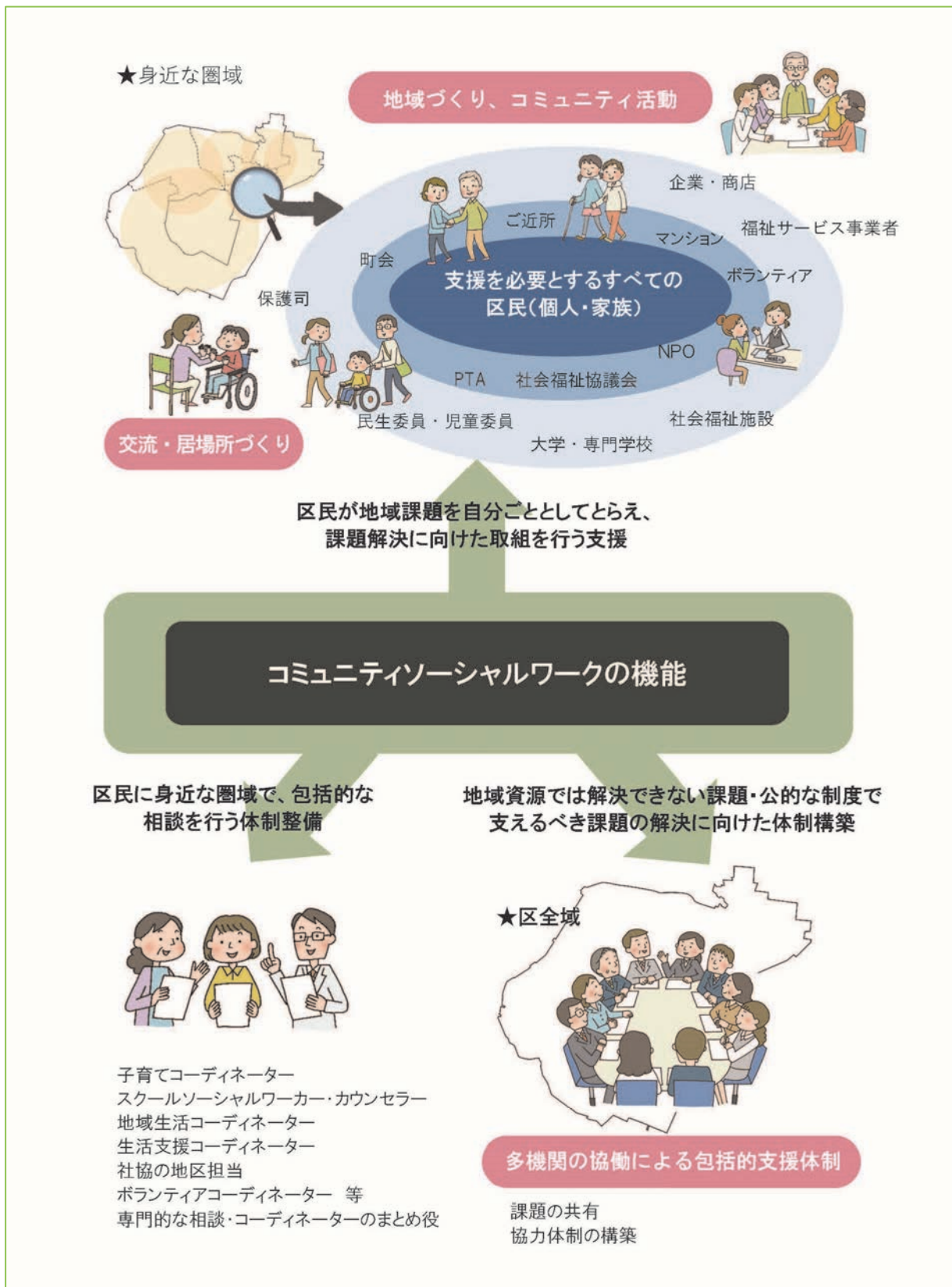
しかし、様々な支援や障害福祉サービスがあっても「どうしたらサービスが使えるのか分からない」「誰に相談したらいいか分からない」という声もきかれます。

様々な支援や障害福祉サービスを充実させるだけでなく、情報発信を含めた相談支援体制を強化し、障害等のある方も地域活動に主体的に参加できる環境づくりを推進していく必要があります。

平成 28（2016）年 6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、厚生労働省では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を打ち出しました。共生社会の実現をめざす本区の地域福祉計画 2022 では「支援を必要とするすべての人を包み込む、360 度まるごと支援体制の構築」を目標のひとつとして掲げています。区は、障害等のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備を推進していきます。また、令和 3（2021）年 4 月から社会福祉法に規定された重層的支援体制整備事業の展開も求められています。

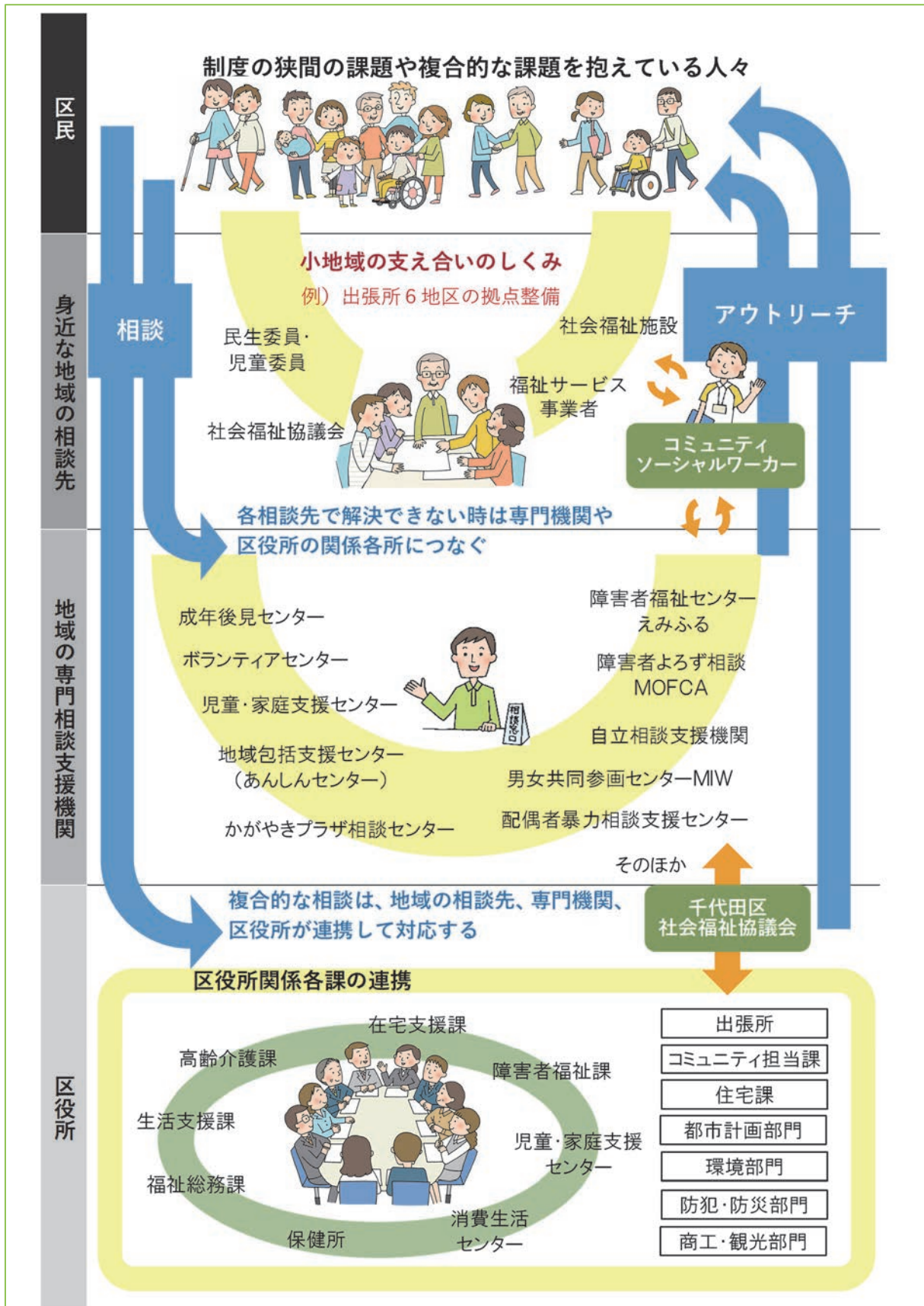
さらに、本人の意思を十分に尊重した上で、地域生活としてグループホーム等の居住の場も選択できるよう一人暮らし等の希望の実現に向けた支援を充実していきます。

コミュニティソーシャルワークと地域づくりのイメージ



資料:千代田区地域福祉計画 2022 より

包括的な相談支援体制【千代田区における包括的相談支援体制のイメージ】



資料:千代田区地域福祉計画 2022 より

3 基本目標

基本目標 1

地域の中でともに生きる仕組みづくり

地域共生社会の実現に向け、「障害者の権利に関する条約」、「障害者差別解消法」等の趣旨を踏まえた障害等への理解と合理的配慮の促進に関する取組みを進め、障害等のあ
るなしに関わらず相互に尊重し合える地域をめざすとともに、地域住民、地域の社会資
源、公的支援の連携に取り組みます。

基本目標 2

安心して暮らす仕組みづくり

障害等のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害等の特性に応じた相
談支援の充実とともに、地域の保健・医療・福祉・教育等の機関の連携を強化し、緊
急・災害時等においても本人やその家族等の状況に応じて地域で生活を続けられる体制
をめざします。

基本目標 3

自立した生活を支える基盤づくり

障害等のある方が地域生活を継続していくために必要な移動の支援や住まいの確保と
いった在宅生活を支える各種サービスや経済的な支援の充実を図るとともに、サービス
提供事業者と連携し、サービスの質の向上及びサービス提供人材の確保に向けた取組み
を推進していきます。

基本目標 4

子どもと家庭を支える体制づくり

障害や発達に気がかりや心配のある子どもが保護者とともに地域でのびのびと安心し
て暮らしていくためには、医療・保健・教育等の各分野が連携を図り、ライフステー
ジごとの最適な支援やサービスの提供が必要です。あわせて、家庭における子育ての不安
や介護負担の軽減及び経済的な援助を図る体制づくりに努めます。

基本目標 5

就労と社会参加を進める仕組みづくり

障害等のある方の就労支援のため、一人ひとりの適性やニーズに合った支援を提供す
るとともに、就労定着支援、障害者雇用を行う企業等を新たに開拓する地域開拓を推進
していきます。また、障害等のある方が地域で充実した生活を送るための居場所づくり
や余暇活動に積極的に参加できる場を整えていきます。

4 体系図



施策の方向性	事業名
(1) 障害の理解促進と権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別解消の推進【重点】 ② 障害者週間・理解促進事業 ③ 障害者虐待防止事業 ④ 成年後見制度及び福祉サービス利用支援事業の推進 ⑤ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築【新規】
(2) 地域とのつながりの強化	① 障害者支援協議会の設置・運営 ② (仮称)神田錦町三丁目施設の整備【重点】【独自】 ③ 地域福祉活動支援 ④ 警察・保健所連絡会議 ⑤ ボランティア活動 ⑥ サロン事業 ⑦ 地域団体支援 ⑧ ご近所福祉活動(小地域福祉活動支援)
(3) 情報提供の方法(情報保障)・意思疎通支援の充実	① 手話通訳等の推進 ② バリアフリーマップの作成 ③ ことばの道案内 ④ 障害者福祉のしおりの作成・配布 ⑤ 点字・音声版広報 ⑥ 手続きガイド・ポータルサイトの活用【新規】
(1) 特性に応じた重層的な相談体制の整備	① 子どもの健康相談室【重点】 ② 基幹相談支援センター事業【新規】【重点】 ③ 障害者よろず相談【重点】 ④ 身体障害者相談員・知的障害者相談員 ⑤ 自殺対策の推進 ⑥ 重層的な相談支援体制及び相談支援フローの構築【重点】 ⑦ ひきこもり支援【新規】【重点】 ⑧ 難病相談室【新規】
(2) 緊急時の支援の実施	① レスパイト事業(千代田区立障害者福祉センターえみふる) ② 千代田区安心生活見守り台帳・避難行動要支援者名簿・個別避難計画【新規】 ③ 救急(緊急)通報システムの設置 ④ 一時保護【新規】
(3) 防災・防犯対策の推進	① 福祉避難所の運営 ② ヘルプカードの配布 ③ 再犯防止の推進 ④ 在宅人工呼吸器使用者への災害時支援【新規】
(1) 在宅生活を支える体制の整備とサービスの充実	① 地域生活支援拠点等の整備【重点】 ② 障害者在宅サービス ③ コミュニケーション支援事業 ④ 福祉サービス利用支援事業 ⑤ 医療的ケア児等支援協議会【新規】 ⑥ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討【新規】
(2) 経済的支援の実施	① 障害者福祉手当 ② 障害児福祉手当・特別障害者手当等・重度心身障害者手当 ③ 発達障害等相談・療育経費助成【独自】 ④ 障害福祉サービス利用者負担軽減【独自】 ⑤ 難聴者補聴器購入費助成事業【独自】 ⑥ 中等度難聴児発達支援事業 ⑦ 千代田区児童発達支援等利用者負担額助成事業【新規】 ⑧ 障害児通所給付事業【新規】 ⑨ 医療的ケア児バッテリー等購入補助【新規】
(3) 保健・医療サービスの充実	① 保健師活動・家庭訪問 ② 精神疾患入院患者の退院支援体制の充実 ③ 心の相談室
(4) 移動手段の充実	① 移動支援事業【重点】 ② 福祉タクシー券支給・障害者自動車燃料費等助成 ③ 福祉有償運送
(5) 住まいの確保	① 精神障害者グループホームの運営補助【独自】 ② 区営住宅の的確な提供
(6) 人材確保・事業所への支援	① 障害者サービス事業所産休・育休等代替職員確保助成 ② サービス評価制度の推進 ③ 専門的人材の育成【新規】【重点】
(1) 子どもの成長と学びの支援	① 障害児ケアプラン事業《はばたきプラン》【重点】【独自】 ② 子ども発達センター《さくらキッズ》【重点】【独自】 ③ 障害児支援事業《フレンズビレッジ千代田》【独自】 ④ 子どもの健康相談室(園訪問)【重点】 ⑤ 重症心身障害児等支援事業【重点】【独自】 ⑥ 就園相談・就学相談 ⑦ 特別支援学級(知的障害) ⑧ 通級による指導(特別支援教室<情緒障害等>・通級指導学級<言語障害>) ⑨ 千代田区障害児通所給付事業助成
(2) 子育て支援の充実	① 千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業【重点】 ② 障害児医療ステイ【新規】 ③ 学童クラブ ④ 障害児保育(居宅訪問型) ⑤ 障害児放課後居場所事業
(1) 特性に応じた雇用・就労の促進	① 障害者就労支援センター【重点】 ② 千代田区立障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだ ③ 精神障害者就労継続支援施設の運営補助【独自】 ④ 就労支援の促進・補助金及び交付金・環境整備助成金 ⑤ 障害者の新たな就労機会創出事業【新規】
(2) 余暇活動・社会参加の促進	① 千代田区立障害者福祉センターえみふる ② 障害者よろず相談 ③ 精神障害者デイケア(チェリーブラッサムの会)

【重点】 制度改正や国の指針、障害者支援協議会での意見、計画策定のためのアンケート調査等を踏まえて決定した重点事業

【独自】 障害者総合支援法及び児童福祉法外事業であり、区の予算で実施する独自事業

第3章 障害者計画

現状と課題

全国的に人口は減少傾向にあるものの、本区では増加傾向が続いており、令和5（2023）年1月1日現在の総人口は67,911人と、平成29（2017）年から8,123人増加しています。障害等のある方も同様に増加傾向にあり、令和4（2022）年度では、身体障害の方が手帳所持者全体の6割以上を占め、特に、精神障害の方は平成29（2017）年度の1.8倍という現状にあります。また、障害等のある方の高齢化に伴う対応も課題となっています。

このような現状の中、平成28（2016）年の「障害者差別解消法」の施行により、障害等のある方への「合理的配慮の提供」などが求められ、本区では、同年に「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。令和6（2024）年4月からは事業者による障害等のある方への合理的配慮の提供が義務化されますが、計画策定のためのアンケート調査結果によると、「障害者差別解消法」の認知度（内容まで知っている割合）は、1割台半ばにとどまっており、さらに周知が求められています。区では、「心のバリアフリー」推進ハンドブックを改定し、障害等のある方が社会の一員として地域の中でともに生き、障害等のある方とない方がお互いに理解し合うとともに、障害等のある方と事業者等が対話を重ね、ともに解決策を検討していくことの重要性を周知することで、「合理的配慮」に対する意識の一層の醸成に努めます。

令和4（2022）年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。障害等のある方すべてが、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要になりました。意思疎通の手段について、選択の機会の確保及び拡大を図り、情報弱者をつくらないよう、さらに環境を整えていくことが求められます。多様な人々と意思疎通ができて、困っている人がいたら自然に声をかけられる地域になることは「共生社会」の実現につながります。このような地域における「共生社会」の実現に向けて、障害のあるなしに関わらず、あらゆる世代の方々が気軽に立ち寄ることができる環境が重要であり、そうした認識のもと、高齢者総合サポートセンターかがやきプラザに多世代交流拠点を設置しています。また、令和8（2026）年度開設予定の（仮称）神田錦町三丁目施設においては、地域との交流の場や地域づくりの拠点となる施設として整備することが、「（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備基本計画」で決定しました。

また、十分な自己決定や意思表示が困難な場合でも、生涯にわたってその人らしく暮らすことができるよう、権利擁護や虐待の防止及び早期発見、発見時の迅速な対応など、権利を守るための体制の強化も必要です。さらに「親亡き後」の障害等のある方本人の生活について具体的に考え、権利擁護の視点を踏まえた適切な支援・運用ができるよう、成年後見制度などの普及啓発が課題となっています。

(1)障害の理解促進と権利擁護の推進

- 障害等のある方が地域社会の一員としてともに生き、十分な活動ができるように、障害等に対する理解の促進と権利擁護を推進します。

① 障害を理由とする差別解消の推進【重点事業】 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に必要な取組みを行うとともに、令和6(2024)年4月1日より、事業者等に対しても合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、地域における普及・啓発活動を積極的に行います。</p>	<p>改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者等には、障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されます。障害等のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。そのため、事業者等に対しては、こうした法の主旨が伝わるよう、積極的な周知を推進します。</p> <p>また、合理的配慮提供に資する物品の配備等や障害等のある方の気持ちに寄り添ってサポートできる「心のバリアフリー」を推進する障害者サポーター「ハートクルー」を養成するため、その知識・経験が発揮できる機会・場を提供します。</p> <p>あわせて、引き続き「よかったこと調査」の概要版配布や「心のバリアフリー推進ハンドブック」の活用等普及・啓発活動を推進します。</p>

② 障害者週間・理解促進事業 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>毎年 12 月3日から9日までの障害者週間に合わせて、障害者施策と障害者福祉についてのPRを行います。</p> <p>また、障害者スポーツの理解促進・普及啓発を目的とした事業を実施します。</p>	<p>展示だけでなく、講演会、映画上映会などをあわせて開催することにより、幅広く障害及び障害等のある方に対する理解を深める機会を提供します。</p> <p>デフリンピック 100 周年東京大会を契機として、他部署と連携し事業を行います。</p>

③ 障害者虐待防止事業 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害者虐待防止に関する普及啓発を行うとともに、千代田区障害者虐待防止センターを中心に地域関係機関等と連携を図りながら、障害者虐待防止ネットワークの構築、障害者虐待の早期発見及び見守りの仕組みづくり、相談窓口体制の整備、虐待ケースへのケアマネジメント等を実施します。ケースに応じて、児童虐待及び高齢者虐待の担当課と連携します。</p>	<p>障害者虐待を未然に防ぐため、普及啓発を主とした取組みと、疑われる事例については通報や相談、調査等、迅速な対応と継続的な支援を関係機関とともに実施します。</p>

④ 成年後見制度及び福祉サービス利用支援事業の推進 ▶▶社会福祉協議会

事業内容	今後の取組の方向性
<p>「ちよだ成年後見センター」では、「様々な課題を抱える中でも、一人ひとりの自己選択・自己決定が尊重され、地域の中でその人らしく暮らし続ける」という権利擁護支援の理念のもと、成年後見制度等の利用に関する相談支援や広報、権利擁護人材の育成などに取り組んでいます。</p> <p>また、判断能力に不安のある精神障害のある方、知的障害のある方などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「福祉サービス利用支援事業」を実施しています。</p>	<p>障害等のある方や認知症の高齢者など、支援を必要とする本人に加え、本人を取り巻く関係者など、より多くの方々に権利擁護支援についてご理解いただけるよう、広報・普及啓発を強化し、サービスや制度を必要とする人に必要な情報が届くよう取組みを進めます。</p> <p>本人の意思決定支援を行い、本人に適した権利擁護支援を検討する仕組みづくりを進めるとともに、福祉サービス利用支援事業から必要に応じて成年後見制度へ移行が適切に行えるよう、支援のルールを検討します。</p>

⑤ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築【新規】 ▶社会福祉協議会・福祉総務課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>身近な地域で関係者が連携し、支援を必要としている方を適切な権利擁護支援の制度につなげ、成年後見人等や支援者とのマッチングを行えるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。</p>	<p>社会福祉協議会が運営している「ちよだ成年後見センター」と区が連携・協力し、権利擁護支援の中核機関として地域連携ネットワークの構築を進めます。ネットワーク体制の構築にあたっては、「障害者福祉センターえみふる」や「障害者よろず相談」等との連携を強化し、課題を抱え支援を必要とする人が成年後見制度等の適切な権利擁護支援制度に結びつくよう支援体制の強化を図ります。</p>

(2)地域とのつながりの強化

- 地域共生社会の実現に向け、地域の様々な人とつながりがもてるように、働きかけを行います。
- 障害等のある方とその家族を支える町会福祉部の見守り活動や、交流の場となるサロン活動等を支援します。
- また、地域の方たちと障害等のある方が協働して、ボランティア活動に取り組める環境づくりを支援します。
- さらには、障害等のある方が高齢になっても、住み慣れた地域で生きがいを持って活動できるように支援します。

① 障害者支援協議会の設置・運営 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
障害者総合支援法の設置義務規定を受け、障害者等への支援体制の整備を図るため、地域自立支援協議会として設置しました。障害者差別解消支援協議会、難病地域対策協議会を本協議会に包含するものとし、障害者計画、障害福祉計画等に関する事、障害者への支援体制に関する事などを協議します。	千代田区障害福祉プランに関する事、障害者への支援体制に対する事などについて他部署との連携を図りながら、継続的に協議・検討します。 また、計画部会、相談支援部会、差別解消支援部会などの部会の活用により、課題について検討します。

② (仮称)神田錦町三丁目施設の整備【重点事業】【独自事業】

▶障害者福祉課・高齢介護課

事業内容	今後の取組の方向性
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、重度障害者に対応した居住の場及び地域交流機能を有する施設として、「(仮称)神田錦町三丁目福祉施設整備基本計画」、実施計画等に基づき、整備します。	令和6(2024)年度に既存施設の解体工事、新施設の設計を実施します。令和7(2025)年度から建設工事に着手し、令和8(2026)年度中に施設を開設します。

(仮称) 神田錦町三丁目施設の整備について

※掲載内容は現時点の想定であり、今後変更の可能性があります。

千代田区では、将来の障害者・高齢者数の増加を見据え、区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、旧千代田保健所敷地において、障害者支援施設、高齢者施設、地域交流機能を有する(仮称)神田錦町三丁目施設の整備を計画しています。

障害者支援施設・高齢者施設に加えて、地域交流機能を有する共用施設を計画していることから、民間の専門的なノウハウを活用し、設計(Design)・建設(Build)・維持管理(Operate)を民間事業者に一括して発注する事業手法(DBO手法)を採用し、令和8年度中の開設を目指して整備を進めています。令和5年12月に維持管理を含めた整備等を行う事業者を選定しました。

施設イメージ

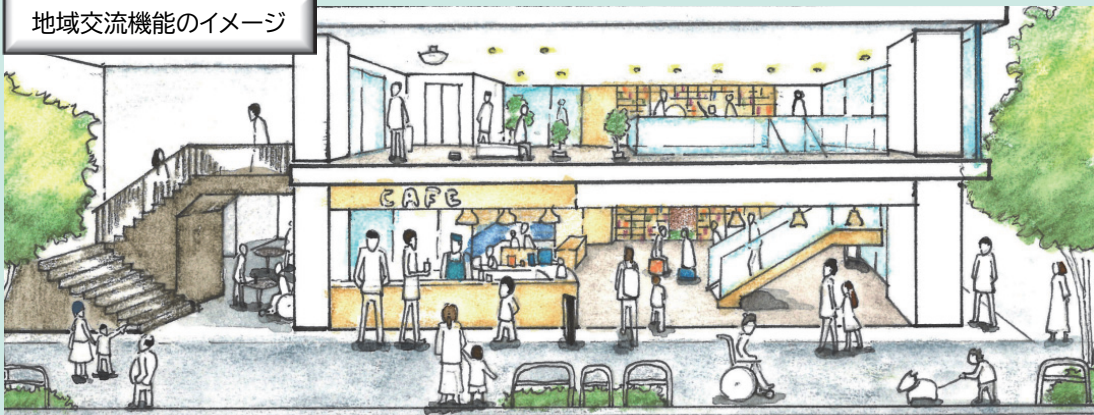
階	機能
8F	8階 認知症対応型共同生活介護
7F	7階 認知症対応型共同生活介護
6F	6階 看護小規模多機能型居宅介護・訪問看護ステーション
5F	5階 日中サービス支援型共同生活援助・短期入所
4F	4階 日中サービス支援型共同生活援助・短期入所
3F	3階 就労支援継続B型(水耕栽培等)、移動支援事業、障害者よろず相談、障害者就労支援センター
2F	2階 地域交流スペース(ラウンジ・貸室)、防災備蓄倉庫
1F	1階 地域交流スペース(オープンプレイス・ギャラリー・カフェ)、エントランス、駐車場・駐輪場、

地域交流機能概要

1～2階には、地域交流機能としてオープンプレイス・ラウンジ・貸室・ギャラリー・カフェを配置し、訪れた人が自由に過ごし、コーヒー、本、アート、テクノロジーのコンテンツを用いて、他者と繋がれる多目的交流拠点として整備します。

ギャラリーには障害等をお持ちの方が作成した作品を展示し、来場者が自由にアートを楽しめる場とします。カフェやラウンジでは、障害等により外出が困難な方が遠隔操作できる分身ロボットを活用し、接客スタッフとして、施設利用者と交流を図ります。

地域交流機能のイメージ



③ 地域福祉活動支援 ▶社会福祉協議会・福祉総務課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区民主体の公益的な活動(区内の高齢者・障害者・子どもを対象とした、生活支援・居場所づくり・サポート等)を行う団体に対し、助成金を交付します。</p>	<p>今後も継続して実施するとともに、地域に対して幅広く周知し団体の活動促進を図ります。</p>

④ 警察・保健所連絡会議 ▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>精神保健福祉法に基づく警察官通報などの対応に際し、より適切な連携を図ることを目的として、区内4つの警察署生活安全課と保健所との連絡会を年1回開催し、精神障害のある方への対応・支援における連携のあり方についての検討、情報交換等を実施しています。平成 29(2017)年度から、高齢者・障害等のある方への支援を強化するため、在宅支援課・障害者福祉課も加わり連携します。</p>	<p>警察署と関係部署が必要時にスムーズに対応ができるよう、今後も顔の見える関係を築き連携を深めます。</p>

⑤ ボランティア活動 ▶社会福祉協議会

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区民の困りごとに対し、ボランティアのできることや得意なことを活かしたコーディネートを行います。</p> <p>障害等に対する理解を深めるため、またボランティア活動のきっかけづくりとして、福祉出張講座等を行います。</p>	<p>今後も継続して実施し、関係機関への聞き取りなどを通じて障害分野における支援ニーズを集約し、支え合いの仕組みづくりを行います。</p>

⑥ サロン事業 ▶社会福祉協議会

事業内容	今後の取組の方向性
<p>誰もが気軽に立ち寄り、仲間づくりや健康づくり、情報交換などを行うサロン(職員常駐型)を運営するとともに、障害等のある方や、子育て中の親子が、安心して交流や情報交換を定期的に行う「ふれあいサロン」活動(住民運営型)を支援します。</p>	<p>今後も継続して必要な支援を実施するとともに、障害等のある高齢者が気軽に参加できる企画の検討や、必要に応じて専門職等と連携を取りながら運営支援を行います。</p>

⑦ 地域団体支援 ▶社会福祉協議会

事業内容	今後の取組の方向性
<p>高齢者や障害等のある方の地域団体が会員の福祉・福利向上等のために行う活動に対して支援します。</p>	<p>今後も継続して必要な支援を実施します。</p>

⑧ ご近所福祉活動(小地域福祉活動支援) ▶社会福祉協議会

事業内容	今後の取組の方向性
<p>小地域を単位とする地域福祉活動の組織づくりを支援します。町会福祉活動の支援をはじめとし、マンション住民、企業や学生など地域に関わる住民が互いに支え合える地域づくりをめざした活動を支援します。</p> <p>町会内に「福祉部」を設置して活動を行う場合は、助成制度の対象とします。</p> <p>地域において、高齢者や障害等のある方などの見守りが必要な方々に対する戸別訪問、地域の助け合いによる身近な困りごとの解決(生活支援)、外出が困難な方々に対する交流の場(地域行事等)への参加促進(招待・送り迎え・付き添い)などを推進します。</p>	<p>小地域における障害等への理解促進と対応スキル向上の支援(講座等)を実施し、町会福祉部をはじめとした地域に集う人々が何らかの障害者支援(地域生活支援)を行える体制の整備をめざします。</p> <p>町会福祉部をはじめとした地域に集う人々が障害等のある方の地域生活支援を行っていることを地域の中で共有し、専門機関と連携した上で障害をお持ちの方の生活を緩やかに見守り支えていけるようなケースを積み重ねていきます。</p>

(3)情報提供の方法(情報保障)・意思疎通支援の充実

- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進が求められています。
- 障害等のある方の意思疎通を支援します。また、手話通訳等実施費用助成については、さらに周知し活用を促進していきます。
- 情報アクセシビリティ向上のため、音声コード活用の促進に努めます。
- 分かりやすい情報提供に努め、障害種別や区分に関わらず、すべての人が適切な情報を得ることができ、また意思疎通ができる社会をめざします。

① 手話通訳等の推進 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
区が主催または共催する事業等に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚等に障害のある方のコミュニケーションを支援します。	継続して実施するとともに、手話通訳や要約筆記を利用可能であることが定着するよう、利用者等への周知を工夫します。

② バリアフリーマップの作成 ▶福祉総務課

事業内容	今後の取組の方向性
公共施設、民間建物、道路、公園、駅などのバリアフリー情報を提供するため、バリアフリーマップを作成・配布します。	今後もバリアフリーマップを毎年度更新し、最新のバリアフリー情報を提供します。また、データで閲覧できるように、引き続き区ホームページに掲載します。

③ ことばの道案内 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
区内公共施設から最寄り駅間の音声案内を作成し、NPO法人ことばの道案内が提供するWEB「ウォーキングナビ」に掲載することにより、スマートフォン、携帯電話等のメディアを利用したことばによる道案内を実施します。	新規開設施設の音声案内作成と既存施設の更新作業を継続して実施し、視覚障害のある方等の外出支援や社会参加の促進、行政情報へのアクセシビリティ向上に向けて、引き続き事業を実施します。

④ 障害者福祉のしおりの作成・配布 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>多種多様な障害者福祉サービスを対象者別・事業別に見やすく、分かりやすく編集したしおりを作成・配布します。</p> <p>また、視覚障害等のある方向けに大活字版を作成・配付します。</p>	<p>内容や体裁について、より見やすく、分かりやすい冊子にすることを方針として編集を行います。</p>

⑤ 点字・音声版広報 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>視覚障害のある方に対し点字・音声版「広報千代田」を発行します。</p>	<p>利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。</p> <p>また、区のホームページでの音声読み上げ機能や、スマートフォンのアプリの紹介等を行います。</p>

⑥ 手続きガイド・ポータルサイトの活用【新規】 ▶▶障害者福祉課・デジタル政策課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区における「千代田区DX戦略」に基づき、障害のある方やその家族向けに、利便性向上や情報の提供力を高めることを目的として、手続きガイドやポータルサイトの活用に取り組みます。</p>	<p>ポータルサイトの構築や手続きガイドについては、DX戦略の進捗状況やデジタル技術の動向等も踏まえ、継続して推進します。</p> <p>あわせて、誰ひとり取り残されないという観点から、デジタルデバインド対策を推進します。</p>

現状と課題

障害等のある方が地域で安心して暮らすには、身近なところで安心して相談ができ、適切な助言や援助が受けられる支援体制を充実させることが求められています。

障害者総合支援法に基づく計画相談支援（サービス等利用計画）の利用者は増加しており、障害等のある方の様々な困りごとに対する相談支援をさらに充実させる必要があります。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、精神障害のある方について、介助者の相談できる場が「ない」が3割台、特に力を入れてほしい施策においては「相談支援の充実」の割合が高くなっています。精神障害のある方、発達障害のある方、高次脳機能障害のある方、難病患者等は福祉サービスと保健・医療サービスとの連携が課題となっています。区では障害者支援協議会の部会である相談支援部会の中において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を行っています。

また、障害等のある女性や子どもは虐待や権利侵害など複合的な困難を抱えやすい状況にあります。高齢者のいる家庭では8050問題を抱えた事例もあります。

さらに、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28（2016）年）が施行され、自殺総合対策大綱（平成29（2017）年7月）、性犯罪・性暴力対策の強化方針（令和2（2020）年6月）が国から示されました。再犯者の中には障害等の福祉的な支援が必要な方や、障害等のある方の中には様々な悩みを抱えた方がいます。また、障害等のある方が性暴力やハラスメントの被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいことなど、区ではその特性を理解した上でSOSを出しやすい・相談しやすい環境、多様化した課題に対応する専門的な支援体制を整備し、さらに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や基幹相談支援センター事業を含めた重層的な相談支援体制、地域生活支援拠点等の整備におけるハイリスク者の把握などが重要な課題となっています。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、災害時の一人での避難の可否について、知的障害のある方の72.3%、障害児では53.2%が「できない」と回答しています。また、近隣の援助者の有無については、全体の60.8%が「いない」と回答しています。災害時に障害等のある方が安全に避難するには、日頃から避難の方法や安否確認などの支援体制の整備が必要です。

緊急時の支援としては、新型コロナウイルス感染症等に代表される、家庭での生活が困難になった場合を想定し、機動的な施策運営が求められています。

(1)特性に応じた重層的な相談体制の整備

- 障害等のある方に寄り添った相談支援を推進していきます。
- 相談件数の増加、多様な相談内容に対応できるよう、アウトリーチ支援の強化、相談支援事業所間の情報交換や事例検討等に取り組む体制を整備していきます。
- 障害等のある方の属性、世代、相談内容に関わらず相談支援等を実施するための重層的な相談支援体制の実現に向けて、整備・検討を行います。

① 子どもの健康相談室【重点事業】 ▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>小学生までの子どもを対象に、子どもの障害や発達に関する課題について、早期発見・早期支援を進めます。</p> <p>相談は「医師相談」「ことばの相談」「発達相談」に分かれ、子どもの発達を専門とする医師及び言語聴覚士や臨床心理士等が相談に応じます。</p>	<p>保健所の健診等と連携をするとともに、積極的に事業の周知を行い、より多くの子どもの相談に対応します。</p> <p>また、相談では一人ひとりの発達に合わせた助言やアドバイスを行い、必要に応じて医療機関や相談機関、療育支援の場などに円滑につながります。</p>

② 基幹相談支援センター事業【新規】【重点事業】 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区では障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談の2か所を基幹相談支援センターとして位置づけ、相互連携のもと地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援の体制整備を行います。主な業務としては、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、③権利擁護・虐待の防止等を行います。</p> <p>障害福祉サービス事業所や関係機関との連携を図ることで、地域全体の障害福祉に関する支援体制の向上を図ります。</p>	<p>地域の相談支援体制の強化を目的に、身体・知的障害者相談員との連携をはじめ、地域の相談支援事業所との定期的な相談支援連絡会を開催し、事例検討会や勉強会等も積極的に行うことで、地域の相談支援の質の向上を図ります。また、地域生活コーディネーターを配置することにより、地域生活支援拠点等の体制における相談や居住支援の中心的な役割を担うとともに、入所施設や病院等と連携を図り、地域生活への移行・定着に向けた取組みを行います。</p>

③ 障害者よろず相談【重点事業】 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹型相談支援事業として、障害等のある方や手帳を持たない心の病や発達障害のある方、その家族が身近な困りごとを気軽に相談できる総合的・専門的な相談窓口を運営します。</p> <p>障害者サービスでは対応できない日常的な声掛けや通院同行、関係機関同行、行政手続き支援等のアウトリーチ支援や地域移行のニーズ把握のため、障害者支援施設や精神科病院等に対する地域移行に向けた啓発活動や退院時の支援等を実施するとともに、地域移行後の生活を支援する地域定着支援を行います。</p> <p>また、地域の相談支援体制強化の取組みとして地域の相談支援事業所との相談支援連絡会を開催し、地域課題の情報共有を行い連携強化を図るとともに、支援者を対象とした研修等を開催し、地域の相談支援力の強化・向上を図ります。</p>	<p>障害者福祉センターえみふると緊密な連携をとり、地域にある相談支援事業者や身体・知的障害者相談員との相談支援連絡会や事例検討等を計画的に行い、地域の相談支援の中核的な役割を果たすことで、地域の相談支援体制を強化します。また、障害者の地域移行や地域定着への支援を行う上で、アウトリーチ支援を積極的に行うとともに、顕在化していない課題の察知にも努めます。</p> <p>利用者の継続的な相談や居場所利用を進める中で、利用者との良好な信頼関係の構築に取り組みます。</p>

④ 身体障害者相談員・知的障害者相談員 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>身体・知的障害者やその保護者を相談員として選任し、障害等をお持ちの方の相談に応じ、必要な助言等を行います。身体・知的障害者の地域活動を推進するとともに、関係機関の業務に対する協力、身体・知的障害者の地域生活を支援することの大切さについて普及活動を行います。</p>	<p>地域の基幹相談支援センターが実施する相談支援連絡会が行う研修会や事例検討会等を通じ、地域の相談支援機関との連携強化を図ります。相談専用電話のほか、メール等様々なツールを活用した相談方法の検討をします。</p>

⑤ 自殺対策の推進 ▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>「千代田区自殺対策計画」に基づき、自殺予防週間・対策強化月間における普及啓発活動、普及啓発物の配布や講演会等を通じて区民の理解促進を図るとともに、悩みを抱えた方が必要な相談支援を受けられるよう情報提供体制を充実させます。</p> <p>さらに、自殺の危険を示す兆候に気づき、対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐことのできる人材(ゲートキーパー)の養成講座を行います。</p>	<p>自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、介護疲れなど様々な要因があることから、庁内関係部署との連携を強化します。</p> <p>また、救急搬送された病院と連携して自殺未遂者を継続的に支援します。</p>

⑥ 重層的な相談支援体制及び相談支援フローの構築【重点事業】 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害等のある方の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を多機関と協働して支援するための取組み等、重層的相談支援体制及び相談支援フローを構築します。</p>	<p>地域における相談支援の中核である基幹相談支援センターが重層的相談支援における多機関連携の中心的役割を担うことで、複雑かつ複合化する困難ケースに対応する相談支援の連携体制を迅速に図ります。また、関係機関との連携会議を開催し地域課題の発見・整理、障害者支援協議会等への報告等の適切なフローを行い、地域課題の共有化を図ります。また、地域課題については基幹相談支援センターが行う相談支援連絡会や事例検討会を通じて重層的相談支援に関わる関係機関と共有・検討を図ること、地域の相談支援全体の強化を図ります。</p>

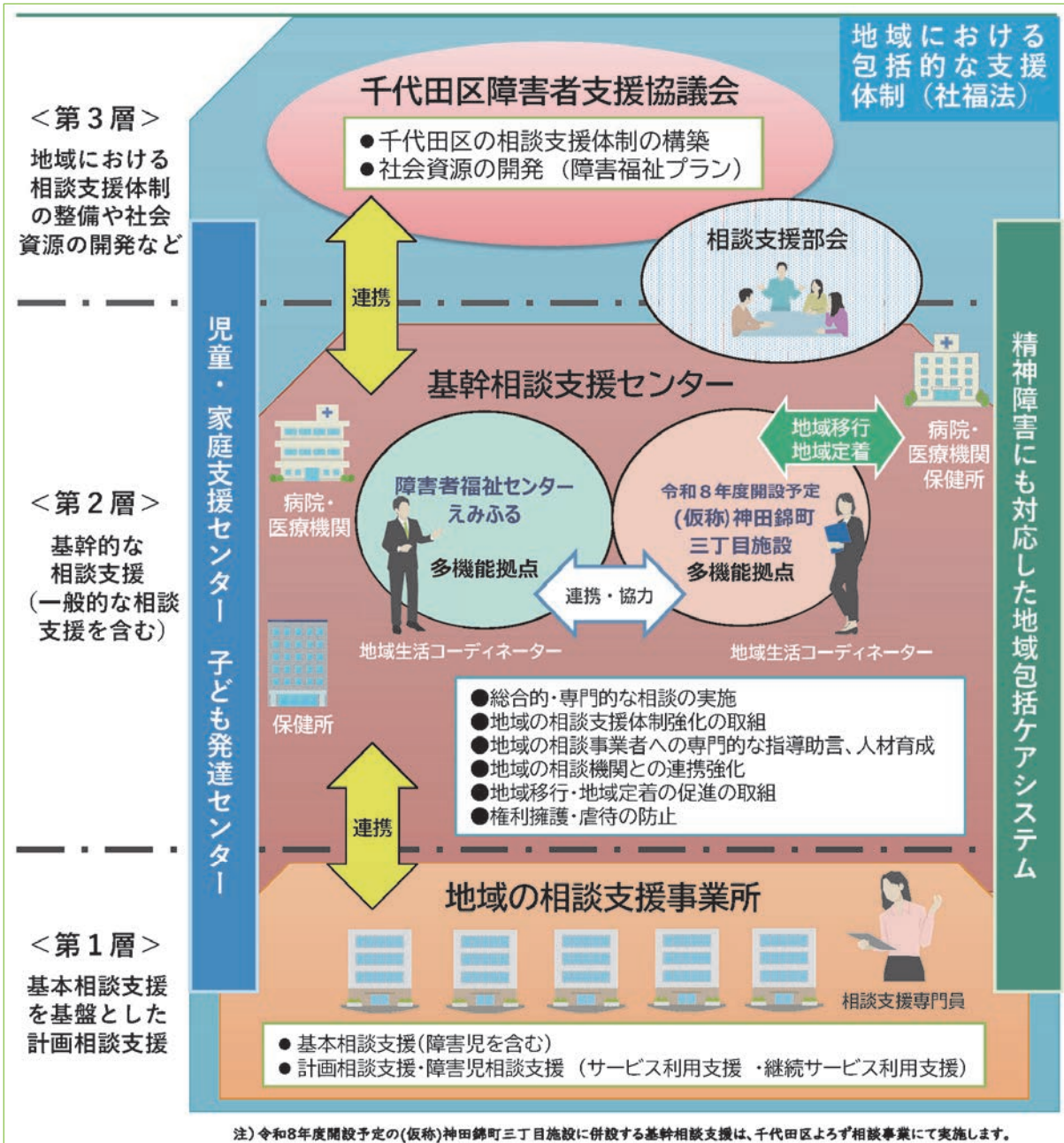
⑦ ひきこもり支援【新規】【重点事業】 ▶福祉政策担当・福祉総務課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>令和4(2022)年3月に開設した、ひきこもりに関する総合的な受付窓口において、ひきこもりに関する相談を受け付けます。</p> <p>また、関係する支援機関等で構成される「ひきこもりに関する支援協議会」の運営を行い、連携した支援体制の構築を推進します。</p>	<p>本事業のさらなる周知を図り、受付窓口での受付業務や専門事業者による相談支援等を継続して実施します。受け付けた事案は、区内の関係機関や専門の支援機関と連携し、継続的かつ必要な支援を実施します。</p> <p>アンケート調査等を通じて、区のひきこもりの実態を把握し、施策の検討を行います。</p>

⑧ 難病相談室【新規】 ▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>難病の方に、家庭でのリハビリの方法や日常生活活動への助言など、理学療法士、保健師が来所、電話、訪問等により相談を行います。</p>	<p>東京都が行っている在宅難病患者支援事業とも連携して支援を継続します。</p>

■千代田区の障害等のある方への重層的な相談支援体制



<重層的な相談体制と区の連携強化>

障害等のある方の属性や世代に関わらず、複雑化・複合化した相談が増えています。これらの悩みごとや困りごとの解決に向けて、地域における相談支援の役割を明確にするとともに、区関係部署における横断的な連携を強化し、地域の相談支援事業所等を含む関係機関との連携体制を構築します。

<第1層>

障害等のある方やそのご家族等が、障害者よろず相談、障害者福祉センターえみふる、児童・家庭支援センターを含む区関係機関、各相談支援事業所等にご相談いただくことで、障害福祉サービスの利用につなげるなど問題を解決し、あるいは必要な関係機関をご紹介することで、安心した生活を継続できるよう支援します。

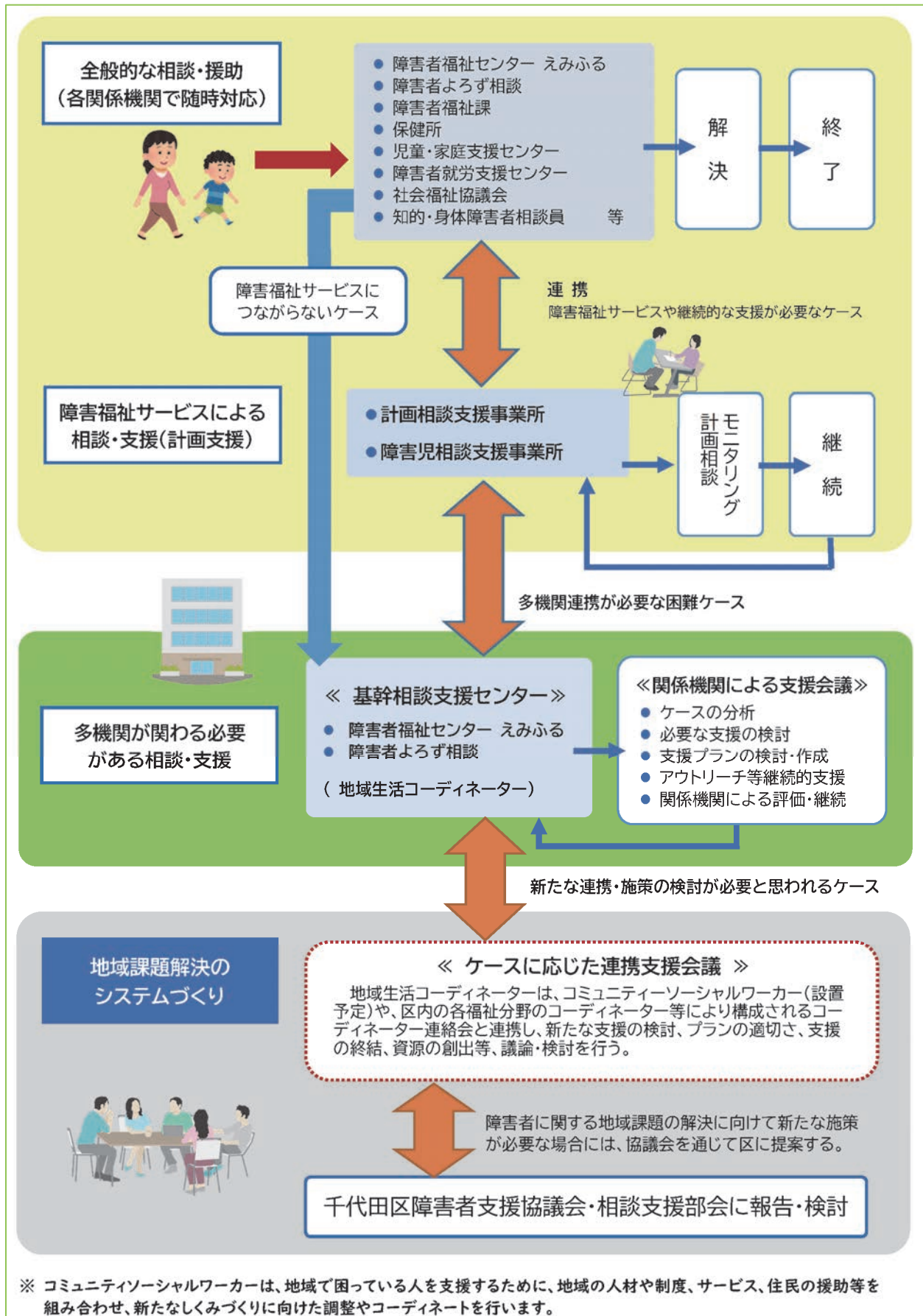
<第2層>

多くの関係機関が連携して解決する必要がある複雑な相談・問題については、基幹相談支援センター（34ページ参照）が第1層から引き継ぎ連携しながら解決に向けて取り組みます。

<第3層>

第1層及び第2層での解決が困難な課題や、実施していない新たな支援が必要と考えられるような問題については、千代田区障害者支援協議会において協議・検討を行います。

■千代田区の障害等のある方への相談支援のフロー図



(2)緊急時の支援の実施

- 障害等のある方誰もが安心して暮らせるよう、緊急時の対応や不安解消をめざします。
- 見守り台帳や救急(緊急)通報システムの普及啓発に努め、災害や緊急時等に迅速かつ適切な対応を図ります。また、発災時における避難の実効性を確保するため、個別避難計画の周知・作成を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症等に代表される家庭での生活が困難になった場合を想定し、地域での緊急時支援体制の検討を継続していくとともに、地域生活支援拠点等の体制整備(47 ページ)とあわせて、支援を充実させます。

① レスパイト事業(千代田区立障害者福祉センターえみふる) ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
家族等の急な用事や仕事等に対して身体障害児・者、知的障害児・者(ともに中学生以上)を対象に、日帰りでの預かりサービスを行います。	ショートステイとレスパイト、利用者の用途に合わせた一時預かりサービスの選択を増やすことにより、安心できる地域生活の継続をめざします。

② 千代田区安心生活見守り台帳・避難行動要支援者名簿・個別避難計画【新規】

▶在宅支援課、災害対策・危機管理課、福祉政策担当

事業内容	今後の取組の方向性
日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、安否確認体制を強化するため、高齢者や障害等のある方・難病患者を対象に安心生活見守り台帳を整備し、制度の内容や登録方法について普及啓発を行います。	令和8(2026)年度に約12,000人を対象とした一斉更新を実施します。令和8(2026)年度末までに見守り台帳登録率を60%にします。
また、見守り台帳から要介護3以上等の一定の要件に基づき災害時に支援が必要な方を掲載した避難行動支援者名簿を作成します。名簿掲載者には個別避難計画を作成し、災害時における支援を円滑に行うための地域との連携を行います。	また、災害時における避難支援の充実を図るため、個別避難計画の作成支援を進め、作成された計画書に基づき、地域との連携について検討します。

③ 救急(緊急)通報システムの設置 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>一人暮らし等の身体障害者や難病患者が、病気や事故等の緊急事態に陥ったとき、このシステムを利用することで通報を容易にし、迅速な救助活動により、生活の安全を確保し、在宅福祉の増進を図ります。</p>	<p>事業を継続するとともに、新規希望者には無線化への対応などにも取り組みます。</p>

④ 一時保護【新規】 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>心身障害者(児)を介護している保護者等が、疾病等の理由により家庭における介護が困難になった場合に一時的に保護施設(病院等)に保護します。</p>	<p>一時的保護先は障害者福祉センターえみふると、区内の病院となります。安定した受け入れと医療的ケアを必要とする心身障害者(児)に対応するため、区内複数個所の病院と協力・提携して実施します。</p>

(3)防災・防犯対策の推進

- 災害時に備え、福祉避難所の課題に向き合い、マニュアルの作成、訓練の実施等を行います。また、ヘルプカードの普及に努めます。
- 犯罪から立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現をめざします。

① 福祉避難所の運営 ▶福祉政策担当・福祉総務課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>福祉避難所とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などのうち、一般の避難所では避難生活が困難な方とその介助者が利用する避難所のことです。災害発生後すぐに開設されるのではなく、施設の被災状況などを確認した後に開設されます。</p> <p>災害発生時、家屋の倒壊などによって、自宅で生活することが困難となった方は、まずは一般の避難所(※)へ避難し、その後、区災害対策本部が福祉避難所への受け入れを調整し、対象者を決定します。</p> <p>※一般の避難所：要配慮者のための滞在スペースあり</p>	<p>引き続き福祉避難所の基本的な考え方をまとめた「千代田区福祉避難所運営ガイドライン」及び「千代田区福祉避難所運営マニュアル」に基づいた施設ごとのマニュアル作成や訓練を計画的に実施し、福祉避難所の開設や運営が必要となった際の迅速かつ円滑な体制の構築をめざします。また、想定される利用者数に対し、受け入れ可能人数が不足しているため、受け入れ施設の拡大に向けて、区内福祉施設等との協議を進めます。</p>

② ヘルプカードの配布 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>災害や緊急時に、困りごとや頼みたいことをあらかじめカードに記入して周囲に提示することにより、本人のしてほしいことを伝えられるように支援します。</p>	<p>ヘルプカードの案内や活用について、様々な形で周知・啓発することにより、ヘルプカードの認知度をさらに上げ、支え合う社会、暮らしやすい社会を実現するために、継続的に実施します。</p>

③ 再犯防止の推進 ▶▶福祉総務課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>罪を犯した方の中には、高齢者や障害等のある方などの福祉的な支援が必要な方がいます。平成 31(2019)年3月に策定した「千代田区再犯防止推進計画」を踏まえ、民間協力者との連携により更生保護活動を促進し、罪を犯した方の立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動の推進により、地域の理解促進に努めます。</p>	<p>社会を明るくする運動をはじめとした広報啓発活動を推進し、立ち直ろうとする方を地域社会で受け入れる土壌を育て、犯罪や非行をする方を生み出さない地域社会の実現をめざします。</p>

④ 在宅人工呼吸器使用者への災害時支援【新規】 ▶▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>該当者に対して「災害時人工呼吸器使用者リスト」を作成し、災害への備え及び災害発生時の的確な対応が可能になるよう、患者ごとの「災害時個別支援計画」を作成します。</p> <p>東京都の「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業」の紹介も行います。</p>	<p>今後も継続して必要な支援を実施します。</p>

現状と課題

障害等のある方が一人ひとりの障害の種別や特性にあった適切な支援を受けながら、自立した生活ができるよう、地域生活を支えるサービスの充実が必要です。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担軽減」の割合が高く、日常生活に必要な手助けとして、前回調査に引き続き、「通院」の介助が最も高い割合で、特に児童は 83.0%となっており、ヘルパーの確保と質の向上が求められています。

外出の支援においては、「自由に安心していられる場所」への要望が高く、社会活動の広がりとともに、移動に関する支援を求める障害等のある方が増えており、安定した移動支援の利用が求められています。将来望む生活では、身体障害のある方、精神障害のある方、難病患者の方、児童では、「本人の希望に沿った生活」の割合が高く、知的障害のある方では、「グループホーム等を利用した生活」の割合が高くなっています。障害の種別によって希望に沿った生活の傾向が違うことに留意して、障害者施設や病院から地域生活へ移行する支援や地域生活を継続する支援を行うとともに、在宅生活を支えるサービスの強化とあわせて、グループホーム等の居住の場も必要とされています。

(1)在宅生活を支える体制の整備とサービスの充実

- 障害等のある方の在宅生活を支えるため、各種サービス提供の充実、情報ツールとして重要な日常生活のコミュニケーション支援、日常の金銭管理・財産保全を支援します。
- 障害等のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害等のある方の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

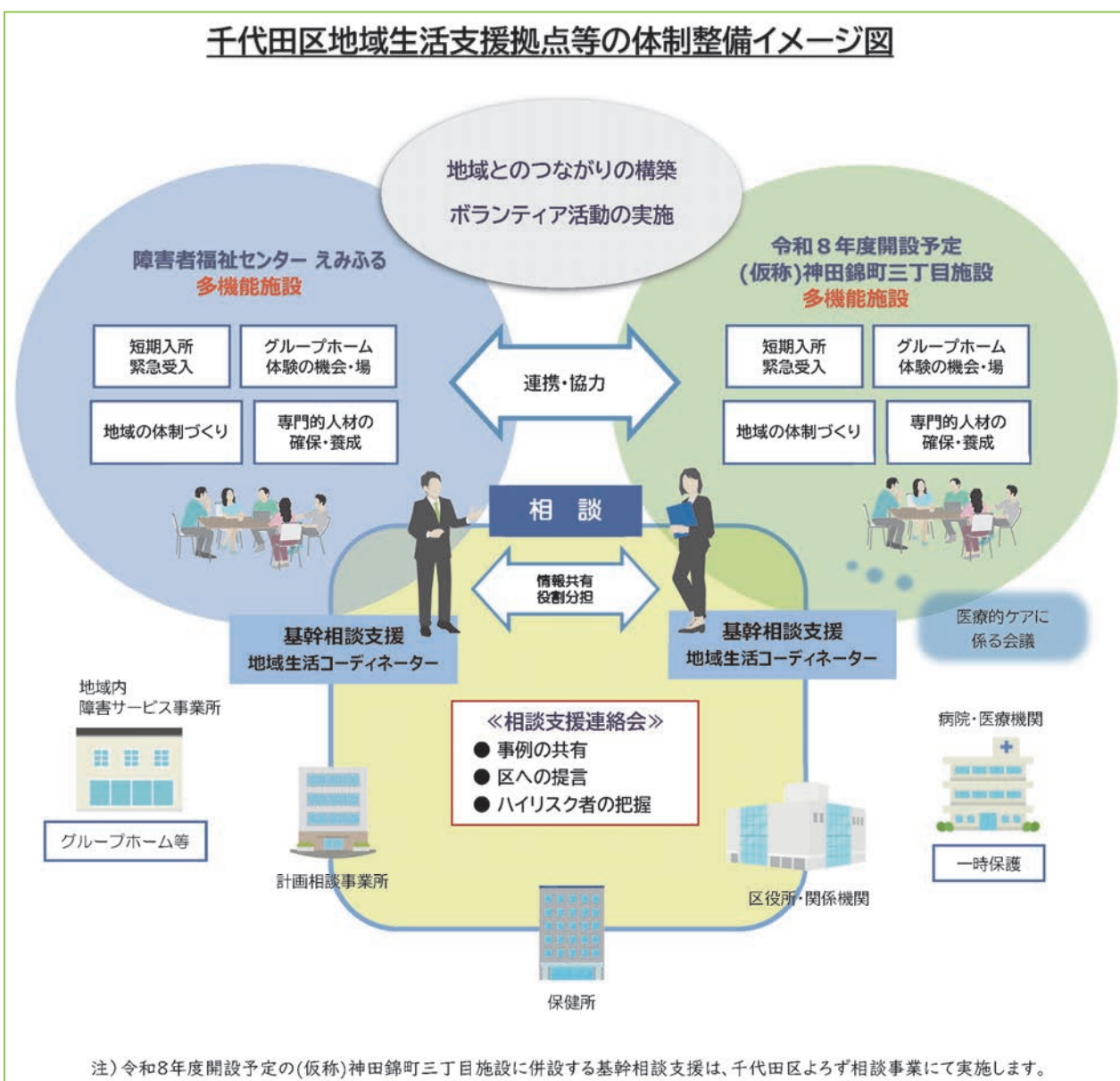
① 地域生活支援拠点等の整備【重点事業】 ▶障害者福祉課・児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ります。</p> <p>区では地域生活を支える機能を多く有する障害者福祉センターえみふると、令和8(2026)年度に開設予定の(仮称)神田錦町三丁目施設に基幹相談支援センターを含め、地域の障害者福祉サービス事業所との協力・連携を図り、地域の支援体制の整備を図ります。</p>	<p>地域生活支援拠点の整備については、障害者支援協議会 相談支援部会を状況の確認・評価の場と位置づけ、地域課題について議論をするとともに、地域生活支援拠点等の5つの機能の体制整備について進捗の状況の確認・検討を行います。</p> <p>相談機能については、基幹相談支援センターが行う地域移行や地域定着の支援とあわせて、地域で生活する障害者に対する相談機能の強化・充実を図るとともに、地域生活コーディネーターを配置し、多機関との連携を図り、積極的なアウトリーチ支援を行うことで相談やサービスの利用につながりにくい障害者にもアプローチを行います。</p>

■千代田区における地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。千代田区では、基幹相談支援センターを含む多機能施設を整備するとともに、地域の障害者サービス事業所や関係機関と連携・協力をを行い、地域生活支援拠点の整備を行います。

千代田区地域生活支援拠点等の体制整備イメージ図



② 障害者在宅サービス ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>在宅生活の支援として、以下のサービスを提供します。</p> <p>事前申請が必要であり、それぞれについて対象要件が異なります。</p> <p>①公衆浴場入浴券支給、②紙おむつ等支給、③提案型サービス、④訪問理美容サービス、⑤寝具乾燥消毒、⑥巡回療浴サービス、⑦食事支援サービス</p>	<p>引き続き、障害等のある方本人やその家族等の高齢化・重度化に伴い、さらにきめ細やかなサービスの提供が望まれるため、ニーズを的確に把握し、継続的に実施します。</p>

③ コミュニケーション支援事業 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>聴覚・音声・言語機能に障害がある方に手話通訳者や要約筆記者を、視覚に障害がある方に音訳(代読・代筆)者を派遣し、日常生活のコミュニケーションを支援します。</p>	<p>「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を踏まえ、利用する方にサービスが行き渡るよう、公平性と質の高いサービスを提供します。</p>

④ 福祉サービス利用支援事業 ▶社会福祉協議会

事業内容	今後の取組の方向性
<p>知的障害・精神障害などにより判断能力に不安のある方や、判断能力に不安はないが身体障害等により自己の財産等の保管あるいは管理が困難な方へ福祉サービスの手続き支援や日常的な金銭管理を行うことにより、地域での生活を支援します。</p>	<p>出張講座や広報物の発行等により周知を進めます。</p> <p>本人の意思決定支援を行い、本人に適した権利擁護支援を検討する仕組みづくりを行い、また成年後見制度等の適切なサービスへの移行を行うためのルールづくりを行います。</p>

⑤ 医療的ケア児等支援協議会【新規】 ▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を踏まえ、施策の推進及び連携の強化等について検討するため、学識経験者や関係機関、当事者を委員とする協議会を設置・運営します。</p>	<p>医療的ケア児とそこご家族の状況やニーズについて把握するとともに、切れ目ない施策の推進及び関係部署の連携の強化等について検討します。</p>

⑥ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討【新規】

▶▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>地域共生社会の実現に向けて、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステムの構築を進めます。</p>	<p>関係機関により、千代田区において精神障害者が地域生活を送る上での課題や必要な支援について検討します。その結果をふまえ、この地域包括ケアシステムの協議の場と位置づけた障害者支援協議会の相談支援部会にて、構築に向けた課題やそれに対する行動計画案などについて協議します。</p>

(2) 経済的支援の実施

- 障害等のある方が、地域で生活するための支援として「経済的な負担の軽減」が求められています。本人や家族の負担軽減のため、各種手当・助成の充実・拡充、利用の周知に努めます。
- 障害児等の障害福祉サービスなど各種支援事業の利用にあたり、世帯の所得に応じた利用者負担部分を区が補助などし、誰もが安心して子育てできるよう支援体制を整えます。

① 障害者福祉手当 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>一定の要件を満たす身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病にり患されている方等に手当を支給します。</p>	<p>資格(支給対象)要件などの周知を図るため、「広報紙」や「障害者福祉のしおり」において案内をするとともに、各種手続き等を行う窓口において個別に周知を図り、継続して申請の支援を行います。また、資格要件の判定などは迅速かつ適正に行います。</p>

② 障害児福祉手当・特別障害者手当等・重度心身障害者手当 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度心身障害児・者に手当を支給します。	資格要件の判定などを東京都と連携し、迅速かつ適正に行います。

③ 発達障害等相談・療育経費助成【独自事業】 ▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>子どもが医療機関や専門機関等で心身の障害や発達に関する相談及び検査や療育指導等を受けた場合、1か月に要した経費の2分の1を助成します(月1万円を限度とする)。</p> <p>療育経費の助成をすることで、子どもの障害や発達面の課題について、早期発見・早期療育を促すとともに、保護者の経済的・精神的な負担を軽減します。</p>	<p>申請件数、対象児童数ともに年々増加しており、子どもの発達支援に対する保護者のニーズは今後も増加するものと見込まれます。助成制度の対象となる方には、オンラインでの申請など、より利用しやすい制度をめざします。</p> <p>令和6(2024)年度より補助の割合を引き上げ、1か月に要した経費の3分の2を助成します(月1万円を上限とする)。</p>

④ 障害福祉サービス利用者負担軽減【独自事業】 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
区民税の所得割の額が16万円未満の世帯に属する方について、すべての障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付等)の1割(10%)負担を5%に軽減します。	<p>障害福祉サービスの適正な利用を確保し、利用者負担を軽減するため、継続して実施します。</p> <p>令和6(2024)年度から、障害児が当該サービスを利用する場合、これまで所得に応じて生じていた負担額分を区独自にゼロとすることにより、誰もが安心して子育てできるよう支援します。</p>

⑤ 難聴者補聴器購入費助成事業【独自事業】 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
身体障害者手帳の交付対象とならない聴力程度にある方に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	(一社)日本補聴器販売店協会との協力による販売店への情報提供等を含む事業の周知を継続して実施します。

⑥ 中等度難聴児発達支援事業 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。</p>	<p>今後も継続して、必要な支援を行うとともに、令和6(2024)年度から、障害児等が当該サービスを利用する場合、これまで所得に応じて生じていた負担額分を区独自にゼロとすることにより、誰もが安心して子育てできるよう支援します。</p>

⑦ 千代田区児童発達支援等利用者負担額助成事業【新規】 ▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>3歳から無償とする国制度の対象外となる0～2歳児の障害児通所支援サービスの利用にかかる自己負担額を補助することで、経済的負担を軽減します。</p>	<p>今後も本事業や相談対応等を通じて子どもの障害や発達課題の早期発見及び早期療育指導を促すことで心身の発達を支援するとともに、保護者の経済的負担を軽減します。</p>

⑧ 障害児通所給付事業【新規】 ▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区は、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの給付を行う障害者通所給付事業を行っています。これらのサービスの利用者負担は、区の実情等により一部は無料となっていますが、利用年齢や利用時間によっては世帯の所得に応じた利用者負担が生じています。</p>	<p>今後も子どもの障害や発達課題の早期発見及び早期療育指導を促すことで心身の発達を支援していきます。</p> <p>令和6(2024)年度は、これまでの世帯の所得に応じていた負担額分を区独自にゼロにすることにより、障害児等の保護者の経済的負担を軽減し、誰もが安心して子育てできるようにします。</p>

⑨ 医療的ケア児バッテリー等購入補助【新規】 ▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>常時医療が必要な児童に対して災害時等に利用できるバッテリー等の購入費用を補助し災害等への準備を支援するとともに経済的負担を軽減します。</p>	<p>今後も継続することで、日常生活で人工呼吸器等の医療機器を常時使用する医療的ケア児が地域で安心して在宅生活を送れるよう支援します。</p>

(3)保健・医療サービスの充実

- 障害等のある方が地域で生活するためには福祉・保健・医療のサービスが総合的に提供される必要があります。保健指導を必要とする方に対し、適切に訪問・相談・支援を行います。

① 保健師活動・家庭訪問 ▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>子どもから高齢者まで、心や身体の健康に関する相談を行っています。専門職(医師、保健師、心理士、精神保健福祉士など)が相談に応じます。必要があれば家庭を訪問して相談や支援を行います。</p>	<p>健康に関する相談や支援を継続して実施します。健康習慣づくりや正しい療養の仕方、看護の方法等について具体的な指導援助を行い、区民の健康増進を図ります。</p>

② 精神疾患入院患者の退院支援体制の充実 ▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>精神疾患で入院している患者が退院する際に必要な支援を行います。</p>	<p>区民が精神疾患で入院している場合、退院促進のための面接や調査を始め、退院後に必要な障害福祉サービスを円滑に受けられるように、相談支援事業所と保健所が協働して退院支援を行います。</p>

③ 心の相談室 ▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>心の症状や認知症の心配がある本人・家庭・ケア関係者などに対し、精神科医師、保健師、心理士等が相談に応じます。</p>	<p>相談事項に応じて関係機関とも連携し、地域の医療やケア等につながるようにします。</p>

(4)移動手段の充実

- 障害等のある方の社会参加を拡充し、生活圏を拡大するとともに、地域生活支援拠点等の整備にあたり、移動手段を十分に確保できるよう努めます。
- また、子どもの送迎を含む支援ニーズに対しては、社会福祉協議会やNPO法人あい・ぼーとステーションと連携し、子育て支援者の養成や利用のマッチングを行っているほか、保護者が民間のベビーシッターを利用する場合には利用料の一部補助を行っており、今後も高まるニーズに対応できるよう、支援策の確保に取り組んでいきます。ベビーシッター利用支援事業について、令和6(2024)年度から対象児童又は18歳未満の兄弟姉妹が障害者手帳を有する家庭において補助対象を小学3年生の児童まで拡大するとともに、補助上限時間数を1人あたり216時間まで拡大します。

① 移動支援事業【重点事業】 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
障害等のある方が社会参加のために外出する際、ガイドヘルパーを派遣します。	利用ニーズの拡大、多様化とともに今後も利用者が増加するものと考えられます。通学時の利用に必要な上限時間を拡充するとともに、令和6(2024)年度から、障害児が当該サービスを利用する場合、これまで所得に応じて生じていた負担額分を区独自にゼロとすることにより、誰もが安心して子育てできるよう支援します。また、引き続き事業所と連携しながら、特に新規利用者がスムーズに利用できる体制を整えます。

② 福祉タクシー券支給・障害者自動車燃料費等助成 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
障害者等の積極的な社会参加や生活圏の拡大のため、障害者福祉タクシー券を支給します。 また、同目的のため、自動車燃料費の一部を助成します。	今後も継続的に実施します。 将来的に福祉タクシー券のICカード化を検討します。

③ 福祉有償運送 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な障害等のある方を対象に、自家用自動車による移送サービスを行う福祉有償運送について、本区を含む 10 区で共有の協議会を設置しています。</p>	<p>積極的な利用を促すよう事業周知に努めながら、継続的に事業を実施します。</p>

(5)住まいの確保

- 精神障害のある方の地域生活を推進する中で、居住の場を安定的に確保できるよう支援していきます。また、困窮する障害者世帯への支援も行います。

① 精神障害者グループホームの運営補助【独自事業】 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>精神障害のある方が地域で自立して生活するためのグループホームの運営事業者に対し、運営に関する経費を補助します。</p>	<p>事業の安定的な実施に向けて、引き続き運営に関する経費を補助します。</p>

② 区営住宅の的確な提供 ▶▶住宅課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>高齢者世帯や心身障害者世帯など住宅困窮度の高い方が入居しやすくなるように、空き住戸公募にあたり優遇措置を実施しています。</p> <p>また、区営住宅の一部を障害者世帯向けとし、住宅に困窮する障害者世帯への確に提供します。</p>	<p>公募を行う際は、積極的に優遇区分を設けるとともに、優先入居住戸(心身障害者世帯枠)に空きが発生した場合は、直近の募集において入居者を決定し、障害者の住まいの確保につなげます。</p> <p>障害者に対する区営住宅の的確な提供のため、引き続き優遇区分の設定及び優先入居住戸の公募を実施します。</p>

(6)人材確保・事業所への支援

- 障害福祉サービスを利用する方が増加する一方、支援を行う障害福祉サービス事業所では、職員の確保や定着が大きな課題となっています。そのため、サービスを提供する事業所に対して、職員の働く環境の質的向上を支援していきます。
- 育児・介護休業制度取得に関する助成を実施するとともにサービス評価制度を推進し、事業者のサービス向上に結び付くよう支援していきます。
- デジタル化の推進を踏まえ、ICT(情報通信技術)を活用するなど、限られた人員でもサービスを提供できる手立てを検討します。

① 障害者サービス事業所産休・育休等代替職員確保助成 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
区内で障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供する施設等に勤務する職員の人材確保及び定着を支援するため、補助対象となる施設等の職員が産前産後休業、育児休業及び介護休業を取得した場合に、その代替職員を雇用するために施設等が要する費用を助成します。	ニーズを的確に把握し周知徹底も含めて補助を継続します。

② サービス評価制度の推進 ▶福祉総務課

事業内容	今後の取組の方向性
各種福祉サービスについて、事業者でも利用者でもない第三者による評価の結果を広く情報提供することで、利用者がサービス提供事業者を選択するための支援を行うとともに、サービス提供事業者自身の質の向上を図ります。	障害者福祉施設を利用する方が安心して事業者の選択ができるよう、引き続き受審結果の公表を行います。またサービス提供事業者の質の向上のため、事業者がサービス評価を受ける際の受審費用の助成を継続して実施します。

③ 専門的人材の育成【新規】【重点事業】 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
高い専門性を持つ支援者による質の高い福祉サービスの提供のため、基幹相談支援センターが研修会及び事例検討会や勉強会等を開催することで、支援者の専門性の向上を図ります。	今後も事業を継続するとともに、地域の障害福祉サービス事業者による積極的なボランティアやインターンシップの受け入れ等人材の育成を図るための体制づくりを推進します。

現状と課題

本区においては、平成29（2017）年から令和5（2023）年にかけて、高齢化率が減少しているのに対し、年少人口の割合は、12.6%から13.5%と0.9ポイント増加し、障害児福祉サービスの利用も増加傾向にあります。

本区では、障害や発達に気がかりや心配のある子どもとその保護者が、子どもの発達について気軽に相談ができ、療育支援を受けることができる場として、平成24（2012）年度に区独自に「子ども発達センター（さくらキッズ）」を設置しています。無料で利用でき、専門の職員による丁寧な指導から評価も高く、利用希望者が増加していることから、事業の拡大など今後の施策展開についての検討が必要です。

このような現状の中、計画策定のためのアンケート調査結果（以下、「調査結果」という。）によると、障害や発達に気がかりや心配のある子どもの主な介助者は、「父母」が10割、介助者に必要な支援としては、「孤立しないための保護者同士の交流の場」「レスパイト事業」「子育てに関する講習会等」が上位3位となっています。保護者の不安や悩み等の気持ちを理解するとともに、孤立しやすい保護者や家族へのサポートも重要な課題となっています。

さらに調査結果によると、「学校」は特別な配慮が『得られている』場所として最も高い割合となっている一方で、特別な配慮が『得られていない』場所であるとの意見もありました。このことから、適切な指導体制や教員・関係職員の専門性の向上、一人ひとりに応じたきめ細かい支援、学校施設的环境整備等、学校等の状況に応じた対応が必要です。

また、本区では、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した「切れ目のない」包括的な支援を行い、誰一人取り残されず健やかな成長を後押しするためにも、「教育」と「福祉」の連携が特に重要であり、0歳から18歳までの出生、乳児期、幼児期、学齢期から、青壮年期にかけて、これを繋ぐための具体的な体制の構築に向けて引き続き検討を進めていきます。

なお、障害や発達に課題のある子どもとその保護者が、将来にわたり適切な支援と切れ目のないサービスを受け、安心して暮らし続けることができるように、子どもの成長と将来を見渡す取組みとして、《はばたきプラン》をはじめました。今後は《はばたきプラン》の周知と利用促進、医療・福祉・教育等の各分野が連携を図り療育から教育へのスムーズな移行、ライフステージごとの最適な支援やサービスの提供、将来の就労や障害福祉サービス利用への切れ目のない一貫した支援をすることが求められています。

(1)子どもの成長と学びの支援

- 障害等のある子どもが地域で安心して暮らしていくために、早期からの適切な療育や教育を各種機関と連携を図りながら継続的に行い、将来的にその人らしさが尊重された生活が送れるよう、成長と学びの支援を行います。
- 令和元(2019)年7月より開始した《はばたきプラン》は、初回の面談からプランの完成までに時間がかかってしまうことや関係機関との連携の仕方・進め方について課題があります。今後、さらに検討していきます。
- また、医療的ケア児と家族を支えるサービスの充実を図ります。

① 障害児ケアプラン事業《はばたきプラン》【重点事業】【独自事業】

▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害や発達に課題のある子どもとその保護者を対象に、妊娠期から18歳までの福祉や教育等の支援やサービスに関する一貫したプランニング《はばたきプラン》を行うことにより、子ども一人ひとりの発達の状況に応じたサービスの提供や充実を図り、将来を見渡した切れ目のない支援の実現をめざすとともに、関係機関との情報共有や連携を推進することで、地域で安心して暮らができるようにします。</p> <p>《はばたきプラン》では、専門相談員が保護者との面談を通して子どものライフステージに応じた最適なサービスや支援メニューを個別の支援計画として作成するとともに、子どもの支援情報を「子育てカルテ」として整理し、保護者の希望に応じて学校や関係機関等との情報共有を行います。</p> <p>また、障害児通所支援サービスを利用する子どもについては、利用申請時に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行います。</p>	<p>保護者との面談及びプラン作成の過程では、業務の効率化を図り、利用者にプランの提示を早くできるように努めます。</p> <p>また、保護者の同意に基づき、幼稚園・こども園・保育園や学校等の関係機関との情報共有を効果的に行います。</p> <p>「千代田区インクルーシブ教育推進委員会」(令和5(2023)年度に実施)で行った検討を踏まえ、より効果的な運用方法となるよう、改善を図ります。</p> <p>令和6(2024)年度以降は専門相談員を増員し将来的に、区内に住む障害や発達に課題のある子どもの多くが、《はばたきプラン》を作成している状況をめざします。</p>

② 子ども発達センター《さくらキッズ》【重点事業】【独自事業】

▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>さくらキッズは、区内に在住する小学1年生までを対象に、子どもの発達に関しての気がかりや心配なことについて専門職員が相談に応じる区独自の身近な子育て支援施設です。</p> <p>子どもの一人ひとりの発達の状況に合わせて個別指導(理学療法、言語指導、心理指導、作業療法)や小集団指導を行い、障害や発達に課題のある子どもの成長・発達を支援するとともに、保護者の子育ての負担軽減を図ります。</p> <p>また、さくらキッズの職員が子どもの通う保育園や幼稚園等を訪問し、園での集団生活が円滑に送れるよう、園の職員とも連携しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行います。</p>	<p>登録児童数は増加傾向にあり、利用にあたっては、保護者の方と相談し、利用頻度の調整を行いながら、一人ひとりに必要な療育プログラムを提供しています。</p> <p>利用ニーズは今後も増えていくことが見込まれますが、現在の建物ではこれ以上のスペース拡大が困難であり、また、専門職員の確保・育成も課題となっています。</p> <p>今後、運営事業者による職員の確保・育成を支援しながら、発達系相談室を有する区内の大学との連携や事業の拡充などの施策展開を検討します。</p>

③ 障害児支援事業《フレンズビレッジ千代田》【独自事業】 ▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内に在住する特別支援学校や特別支援学級に通う小学生・中学生・高校生を対象に、子どもの発達支援と家族の介助負担の軽減を図ることを目的に、学校休業日(春・夏・冬休み)に日中活動の場を提供し、専門職員等による様々な活動の指導と余暇活動を提供します。</p> <p>また、肢体不自由児には、理学療法士による機能訓練を行い身体機能の維持向上を図ります。</p>	<p>日中活動の場(フレンズビレッジ千代田)は、特別支援学校等に通う子どもが、区内の子どもと交流できる大切な機会になっています。今後は、参加する子どもだけでなく、保護者同士も交流できるような機会を設けます。</p> <p>機能訓練については、対象となる子どもが少ないことから、積極的に事業の周知を図ることで、区内に在住する肢体不自由の多くの子どもが、定期的に機能訓練を受けられる場とします。</p>

④ 子どもの健康相談室(園訪問)【重点事業】▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内にあるすべての幼稚園・こども園、保育園及び児童館に、言語聴覚士・理学療法士・作業療法士が訪問し、園生活における療育的な配慮や指導・関わり方等について職員に助言・アドバイス等を行います。</p>	<p>幼稚園・保育園等の先生方と連携を図りながら、事業を実施していきます。</p> <p>子どもが一日の生活の中で多くの時間を過ごす園生活について、療育の専門家が助言やアドバイスを行うことで、園生活の中で子どもの発達を促すとともに、療育的配慮のある環境を整えます。</p>

⑤ 重症心身障害児等支援事業【重点事業】【独自事業】▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、特別支援学校や特別支援学級に通う子どもを対象として、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する民間事業所の開設及び運営に要する経費の一部について補助することにより、身近な地域で療育や専門指導を受けられる体制を確保します。</p> <p>区内に住所を有する18歳までの重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする子どもを1日の定員のうち10名以上受け入れるとともに、通所時に車両による送迎を行います。</p>	<p>区内に在住する重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする子ども、特別支援学校や特別支援学級に通う子どもの多くが、利用する療育の場をめざして、利用者や事業所のニーズの把握に努めるとともに、良質な療育プログラムの提供ができるよう事業所と連携・協力を推進します。</p> <p>また、増加する利用者に対応するためフロアの増設と定員拡充に対応した新たな補助を実施します。</p>

重症心身障害児等支援事業 について

平河町にあるぴかいち(児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能型事業所)に対して医療的ケア児・重症心身障害児の受け入れのために、区では運営費補助をしています。

- ◆ 個別支援(宿題等の学習面やそれぞれの特性による課題を指導員や専門職が対応)
- ◆ 集団支援(調理や工作、お出掛け等の集団での活動による協調性)
- ◆ 小集団による SST(遊びを通してコミュニケーション力や社会性の獲得)
- ◆ 特別活動(お祭りやイベント等の地域活動への参加)

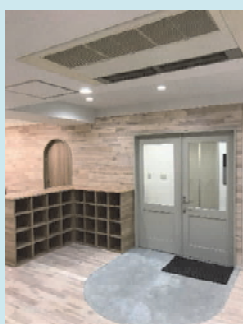
様々な視点で自立のための活動の支援に取り組んでいます。また、開所日には看護師も常駐し、医療的ケア児への療育プログラムを提供しています。

令和5(2023)年8月1日から、今までの2階フロアに加えて、新たに3階フロアを借り上げ、定員を20名から30名に拡充しました。



【事業詳細・活動内容】

<https://www.d-and-a-networks.jp/pikaichi/>



〈2階 玄関〉



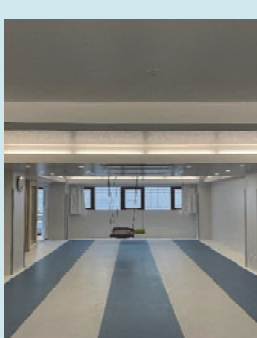
〈2階 指導訓練室〉



〈2階 静養室〉



〈3階 玄関〉



〈3階 指導訓練室〉



〈3階 学習スペース〉

⑥ 就園相談・就学相談 ▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>心身の障害や発達面に課題のある幼児・児童・生徒を対象に、幼稚園やこども園、小学校・中学校への就園(学)について保護者への情報提供及び円滑な就園(学)に向けて必要な相談・支援を行います。</p> <p>就園(学)先の検討では、就園(学)支援委員会等において、教育・医学・心理学等の専門家の意見を聴き、幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばせる就園(学)先(教育の場)について保護者へ提案します。</p> <p>視覚・聴覚・知的等の障害がある児童・生徒については、障害の状態、本人・保護者の意見、専門家の意見等を総合的に勘案して、教育委員会が就学先(区立小中学校、特別支援学校)を決定します。</p>	<p>医療的ケアが必要な児童も含め障害や発達の状況に応じて、幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばせる就園(学)先について専門家の意見や保護者の意向を踏まえて総合的に判断するとともに、円滑な就園(学)を迎えられるように必要な情報と支援の引継ぎを行います。</p> <p>対象となる幼児・児童・生徒の保護者に周知を行うとともに、就園(学)相談を受けることのメリットを伝え、円滑な就園(学)につなげていきます。</p>

⑦ 特別支援学級(知的障害) ▶指導課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>通常の学級における学習では十分な教育効果を上げることが困難な児童・生徒を対象に発達の状態に応じた指導を行います。</p> <p>本区では、富士見小学校、千代田小学校、麴町中学校に設置し、一人ひとりの障害や状況等に応じた指導・支援を行います。</p>	<p>学校全体で組織的・協働的に児童・生徒に対する支援や課題の解決に取り組みます。</p> <p>学校間及び学校と教育委員会との連携の強化・充実を図ります。</p> <p>安全・安心で質の高い教育を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別な支援を要する子どもへの支援を充実させ、関係機関相互の連携を構築、強化するため、千代田区インクルーシブ教育推進委員会を設置することにより、特別支援教育に係る課題を検討し、総合的なインクルーシブ教育を推進します。 ●担当指導主事の訪問による指導・助言や外部専門家の巡回を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。 ●教職員が特別支援教育について正しい認識をもち、適切な指導と必要な支援を実施できるよう、研修や講習会を実施し、教職員の指導力・専門性の向上を図ります。

⑧ 通級による指導(特別支援教室<情緒障害等>・通級指導学級<言語障害>)

▶▶指導課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>特別支援教室(情緒障害等)は、通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に、週8時間以内で発達の状態に応じた指導を行います。</p> <p>指導は、拠点校に在籍する特別支援教室担当教員が各学校を巡回し、学級担任と連携の上、実施します。</p> <p>また、教員の巡回がない日でも区が独自に配置している講師(特別支援教育)が在籍校の特別支援教室等で指導・支援を行います。</p> <p>通級指導学級(言語障害)(「ことばの教室」)は、通常の学級に在籍し、話す、聞くことなどに課題のある児童を対象に、週8時間以内で発達の状態に応じた指導を行います。</p> <p>「ことばの教室」は、千代田小学校内に設置しているため、千代田小学校以外の小学校に在籍している児童は、保護者の送迎で「ことばの教室」に通います。</p>	<p>学校全体で組織的・協働的に児童・生徒に対する支援や課題の解決に取り組みます。</p> <p>学校間及び学校と教育委員会との連携の強化・充実を図ります。</p> <p>安全・安心で質の高い教育を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別な支援を要する子どもへの支援を充実させ、関係機関相互の連携を構築、強化するため、千代田区インクルーシブ教育推進委員会を設置することにより、特別支援教育に係る課題を検討し、総合的なインクルーシブ教育を推進します。 ●担当指導主事の訪問による指導・助言や外部専門家の巡回を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。 ●教職員が特別支援教育について正しい認識をもち、適切な指導と必要な支援を実施できるよう、研修や講習会を実施し、教職員の指導力・専門性の向上を図ります。

⑨ 千代田区障害児通所給付事業助成 ▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>児童福祉法に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援を利用する子どもを対象に、18歳到達以降もサービスを利用する際に、高校卒業相当にあたる期間の利用料金を区が独自に助成することで、継続的な療育の場を確保するとともに、保護者の経済的負担を軽減します。</p>	<p>児童発達支援を利用する子どもで、年度内に18歳に到達する児童の把握を行い、事業の周知・案内を適切に行います。</p>

(2)子育て支援の充実

- 医療的ケアが必要な子どもの在宅生活や家族等への支援を行います。
- また、障害等のある子どもに放課後等の生活や遊びの場所を提供し、子育て支援の充実を図ります。

① 千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業【重点事業】

▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
在宅で生活する18歳未満の重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子ども等の居宅に、年間208時間・年間24回を限度に看護師または准看護師を派遣し、食事及び排せつの介助などを含む見守り看護及び医療的ケアを行うことで、子どもの健康の保持と家族の介護負担の軽減を図ります。	保健所や訪問看護事業所等との連携、情報共有を行い、対象となる重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子どもの把握を行い、事業の周知に努め、子どもと家族の福祉の向上をめざします。 利用者負担はこれまで年間96時間まで無料にしていたが、令和6(2024)年度から年間208時間まで無料とします。

② 障害児医療ステイ【新規】 ▶▶児童・家庭支援センター

事業内容	今後の取組の方向性
医療的ケアを必要とする児童の養育が保護者の事情により一時的に困難となった場合に、協定を結んだ区内医療機関においてショートステイを利用できる体制を整備するとともに、個室等の利用料を区が負担することで、保護者の不安と経済的負担を軽減します。	令和5(2023)年度から医療ステイ実施に向けて医療機関と協議を行っています。利用される方が安全に安心して利用できるよう取り組みます。 早期の実施に向けて区内医療機関と協議を進めていきます。

③ 学童クラブ ▶▶西神田児童センター・各児童館・学童クラブ

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内に在住または区立小学校に在学する小学生を対象に保護者の就労等の理由により、放課後の子どもの養育ができない場合に、遊びと生活の場を提供して子どもの健全育成を図ります。</p> <p>また、心身に障害を有する子どもについても可能な限り受け入れを行い、健常児との集団活動を通じて福祉の向上を図ります。</p>	<p>多様な子どもと子育て家庭にとって魅力的な学童クラブとなるよう、質・量の両面から充実策を検討します。</p>

④ 障害児保育(居宅訪問型) ▶▶子ども支援課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害や疾病等により集団保育が困難な子ども(0歳～小学校就学前)の保護者が、病気や就労等により家庭で保育できない場合、自宅に保育者を派遣します。</p>	<p>保育を必要とする家庭に対して、今後も継続的な支援を行います。</p>

⑤ 障害児放課後居場所事業 ▶▶西神田児童センター

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内に在住する特別支援学校または特別支援学級に通う中学生・高校生を対象に、安心して過ごすことのできる放課後の居場所を提供することにより、子どもの健やかな成長・発達を促します。</p>	<p>今後も区内に在住する特別支援学校または特別支援学級に通う中学生・高校生が安心して過ごせる居場所の提供に努めます。</p>

現状と課題

働くことは障害等のあるなしに関わらず、生きがいや自己の実現、社会参加につながる大切な要素です。とりわけ障害等のある方の就労支援は経済的自立や社会的自立を実現するための重要な施策です。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、児童においても将来利用したい施設として「就労支援施設」は最も高い割合となっており、就労や体験の場が必要とされています。

法定雇用率は令和4（2022）年度時点では 2.3%という水準で、今後もさらに障害等のある方の雇用の促進が望まれています。

また、同調査結果によると、必要な就労支援としては、「障害に対する職場の理解がある」「個人の適性を活かした働き方の相談が受けられる」「短時間勤務や勤務日数等に配慮がなされている」「職場の上司や同僚に障害の理解がある」「在宅勤務ができる」の割合が高くなっています。企業等への障害の理解促進や障害者雇用を支援する体制強化を進めるとともに、DXの推進等により多様化する就労方法を踏まえ、本人の希望や適性にあった働き方ができる支援と就労の定着を図ることが課題となっています。

また、障害等のある方が地域の様々な活動に積極的に参加することは、地域での充実した生活を送るために重要です。障害等のある方の居場所となり、余暇活動を楽しめる場を整備していくとともに、個々の障害等に応じた新たな社会参加の取組みが課題となっています。

(1)特性に応じた雇用・就労の促進

- 障害等のある方の希望と適性に応じた就労ができるよう実習環境の整備や、雇用の拡大を図るため、関係機関と連携し就労支援の充実を図ります。
- また、安心して働き続けられるよう、就職後の定着支援、相談支援なども行っていきます。

① 障害者就労支援センター【重点事業】 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>障害者雇用の拠点として、就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域開拓促進コーディネーターを配置し、地域の労働・福祉・教育・医療などの関係分野や地域の社会資源とネットワークを形成し、障害等のある方の就労を支援します。</p> <p>就労に関する相談や生活相談を実施するとともに、就労支援講座や地域交流会等を開催します。</p>	<p>AI等を活用した就労や短時間雇用などの新たな働き方を含めて、様々な角度から就労意欲のある障害等のある方への支援を展開します。</p> <p>企業担当者と障害者支援事業者等の交流の場であるネットワーク推進連絡会等を活用して、中小企業をはじめとした区内企業への情報発信、支援を行います。</p>

② 千代田区立障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだ ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>知的障害のある方に対し生産活動その他の活動の機会を提供するため、障害者総合支援法に基づく以下のサービスを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就労移行支援 ②就労継続支援B型 ③生活介護 	<p>障害者就労支援センターや障害者福祉センターえみふるとの連携により、利用者の重度化・高齢化にも対応した事業を展開し、利用者に寄り添った支援を行います。</p>

③ 精神障害者就労継続支援施設の運営補助【独自事業】 ▶▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区内で精神障害者就労継続支援B型事業所を運営する法人に対し、運営に関する経費を助成します。</p>	<p>事業の安定的な実施に向けて、助成基準の見直しを検討し実施します。</p>

④ 就労支援の促進・補助金及び交付金・環境整備助成金 ▶▶ 障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>身体・知的・精神障害のある方を雇用し、または身体・知的・精神・発達障害のある方等の就労実習受け入れを行う事業主及び就労実習を受ける障害等のある方を援助します。</p> <p>また、障害等のある方が働きやすい職場環境を整えるため、障害等のある方の実習受け入れ事業所や雇用主に対して、工事や補助具の整備にかかる費用を助成します。</p>	<p>SNS等を活用して本事業の周知活動に力を入れて、障害等のある方の自立と社会参加が促進されるよう継続して支援を行います。</p>

⑤ 障害者の新たな就労機会創出事業【新規】 ▶▶ 障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>外出を伴う就労や長時間での就労が困難であった重度障害者等の新たな就労機会を創出するため、パソコンやスマートフォン等の操作により自宅において短時間でも就労できる分身ロボットの活用を行い、区内企業や事業所へ広く周知します。</p>	<p>実施結果の検証を行い、より効果的な周知方法等を検討します。</p>

デジタル技術を用いることで生活やビジネスが変容する DX 化が進んでおり、昨日までできなかったこと、難しかったことが明日から簡単にできるようになる、実現不可能と思われていたことが可能になる、そんな世の中になっています。日常に目まぐるしい変化をもたらすデジタル技術ですが、障害等をお持ちの方や障害特性により長時間働くことが難しい方の就労にも大きな影響を与えています。「OriHime」はデジタル技術を活用した分身ロボットで、障害や病気により外出が困難な方のもうひとつの身体となります。双方向性の映像や音声により、その場にいるように設計されているため、自宅に居ながら一緒に働く仲間やお客さまと関わる瞬間を共有できます。カフェなどでの接客を伴う就労実績もあり、これまでの在宅勤務のイメージを覆すものです。

千代田区では、働く意欲がありながら就労に結びつかない重度障害者等の新たな就労機会を創出するため、「OriHime」を活用した事業を行うことで、区内企業や事業者等へ広く周知するとともに、障害特性に応じた多様な働き方の促進を図ります。

最新 の 技術 を 活用
した 新しい 働き方



【分身ロボット「OriHime」による就労の様子】

(2)余暇活動・社会参加の促進

- 障害等のある方が安心できる居場所や、活動を通してコミュニケーションを図ることができる場所を提供していきます。また、障害者の年齢にも考慮した事業の実施を検討するとともに、文化、スポーツ、生涯学習などの各講座等における合理的配慮による障害者等の参加促進についても、他部署での事業動向に注視しながら進めていきます。
- また、新規利用者が利用したいと思えるような内容を検討していきます。
- 物品販売やイベント等を行い、障害等のあるなしに関わらず交流する機会をつくることで、障害への理解促進を図ります。

① 千代田区立障害者福祉センターえみふる ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>社会参加を目的とした講習会の開催や高次脳機能障害で病院におけるリハビリ後の方を対象に就労を目的とした地域生活リハビリ事業、バスハイク等の各種行事、公開講座等を行います。</p> <p>日中一時支援事業として知的や身体に障害のある方を対象に、余暇時間を楽しく過ごせるよう、ダンスやゲーム等のレクリエーションを行う「スマイルちよだ」や障害児向け「タイムケア」を実施します。</p> <p>精神障害のある方に対して、座談会や外出時などのプログラムを行い、仲間との出会いの場とします。</p> <p>障害等のある方及び関係者を中心に、主体的な活動への支援として当事者団体、ボランティア団体に会場や音楽室の貸し出しを行います。</p>	<p>「スマイルちよだ」については、日中通所している方にも好評を得ているため、「スマイルちよだ」事業を中心に余暇活動の充実を検討します。</p> <p>また、障害児向け「タイムケア」は学校がない土日や長期休暇時に受け入れ、プログラムを行います。これにより18歳以降の利用者像を把握します。</p> <p>これまで利用している方の意向を確認しつつ、様々な年齢や障害等のある方が広く利用できる施設をめざします。</p>

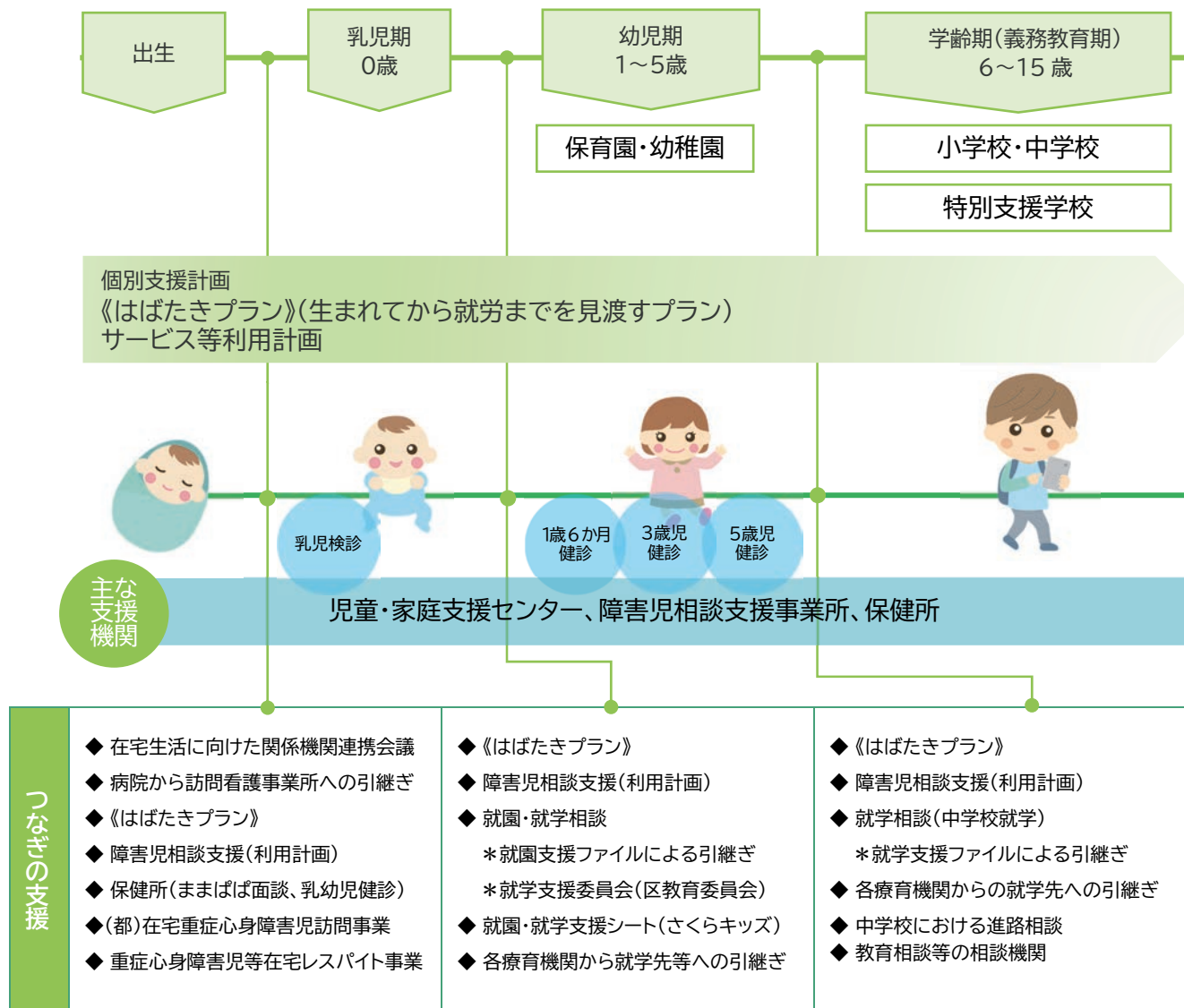
② 障害者よろず相談 ▶障害者福祉課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>外出の機会の創出や日常の不安感の解消のため、障害等のある方が日常的に利用することができる居場所を提供します。</p> <p>また、公開講座や障害等のある方と区民が交流できるイベントの開催、ピアサポート活動を実施します。</p>	<p>日常的、定期的に居場所として利用する方は依然として少ない状況です。相談機能と居場所機能を連携できるような支援の工夫について検討するとともに、居場所利用者へのアプローチや、過ごしやすい環境づくり等の工夫をします。あわせて、区民ニーズにあわせた講座やイベントの開催を行い、利用率の向上を図ります。</p>

③ 精神障害者デイケア(チェリーブラッサムの会) ▶健康推進課

事業内容	今後の取組の方向性
<p>「心の支え」及び「憩いの場」をつくり、精神障害のある方の自立へ向けた生活指導及び訓練を行い、社会復帰をめざします。</p> <p>対象は区内在住の精神障害のある方で、集団活動を通じて精神保健相談員・グループワーカー・保健師・医師による訓練を実施します。</p>	<p>在宅療養や就労などの課題をスタッフが一緒に考え、また、参加者同士の活動による自助力を養うことで地域での安定した生活をめざし、継続して実施します。</p>

■コラム ～ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けて～



<切れ目のない支援に向けて>

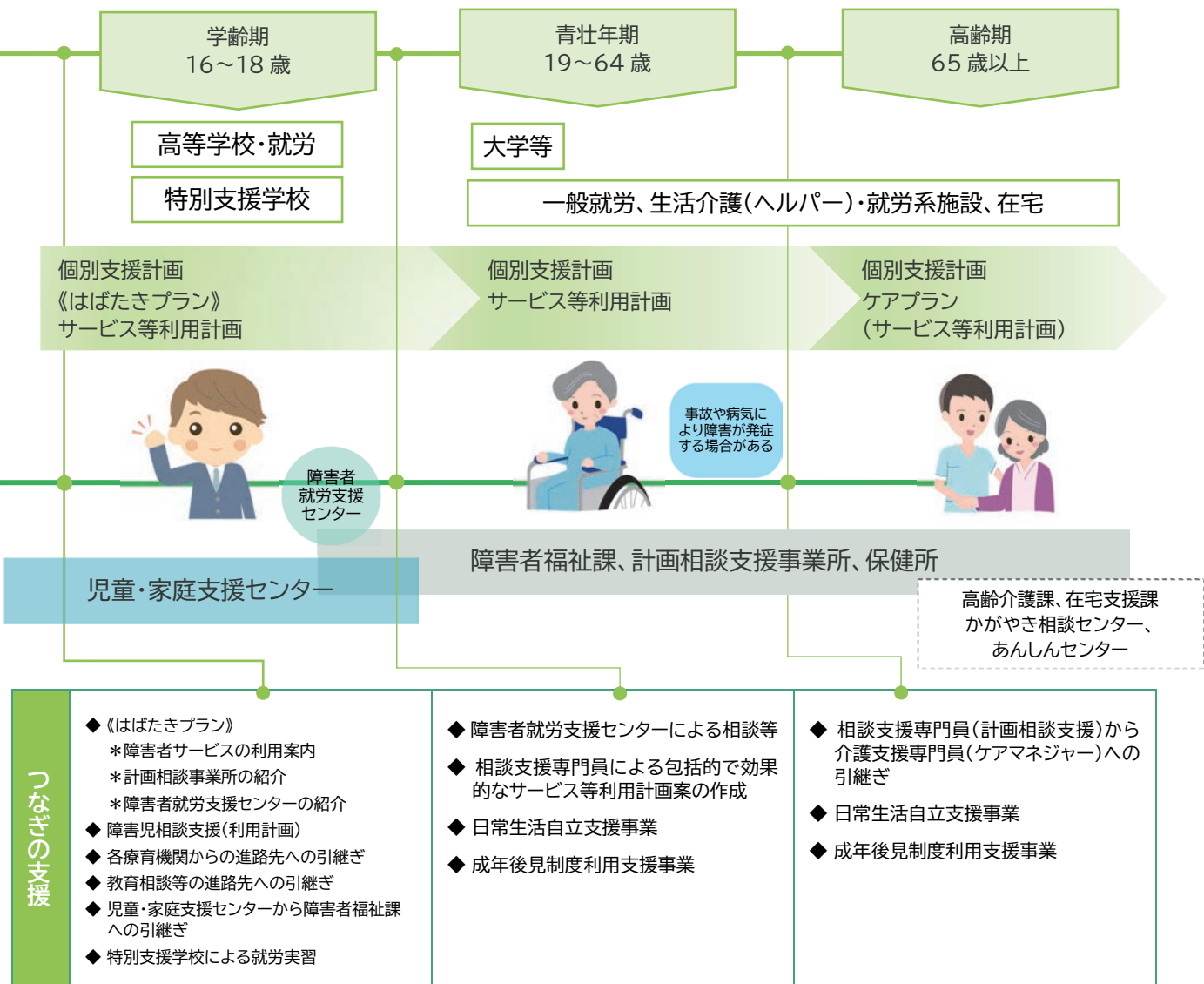
例示1……未就学が就学するときの「引継ぎ」

就学(園)相談を受けた児童については、医師意見書や知能検査の結果等「就学(園)支援ファイル」を作成し、引継ぎ時に職員が学校に持参し、引継ぎを行っています。

また、さくらキッズの利用者については就学相談に関わらず職員が作成した「就学支援シート」を作成しており、学校や園、学童保育や放課後等デイサービスなどに情報提供を行い、学校等でのスムーズな受け入れに寄与しています。

例示2……児童福祉法から総合支援法の「引継ぎ」

18歳以降になると一部の希望する児童は、総合支援法の短期入所や就労継続支援B型、生活介護等の利用を開始します。そのためその引継ぎにあたっては、障害者福祉課や児童・家庭支援センターや学校、また、引継ぎ先の福祉施設や計画相談事業者と顔合わせをしてスムーズに移行できるよう調整しています。また、その他障害支援区分の認定や今後の医療制度や障害年金など今後必要になる制度についても案内しています。



例示3……学校から一般就労した時の「引継ぎ」

特別支援学校では主に2年生から就労実習が始まり、3年生時には就労先を決めていきます。その際障害者福祉課でも対応していきますが、障害者就労支援センターも顔合わせをしていき、特別支援学校のフォローアップ終了後にスムーズに移行できるようにしています。それにより切れ目なく就労の安定性を確保しています。また、障害者福祉課では18歳以降のサービスについて説明を行うとともに、はばたきプラン作成者については生活面について引継ぎを行っています。

例示4……障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の「引継ぎ」

障害福祉サービスを利用されている方が65歳に到達すると、障害者総合支援法第7条の規定に基づき、サービス内容が障害福祉サービスに類似する(相当する)介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険サービスの利用が優先となります。介護保険サービスへの移行については、区担当職員や現在利用する計画相談事業所の相談支援専門員が案内をするともに、介護保険サービスを利用する上で必要となる要介護認定の申請等の手続きについて、千代田区高齢者あんしんセンターや担当するケアマネジャーに対して、丁寧な情報連携と引継ぎを行っています。

第4章 第7期障害福祉計画

1 成果目標の設定

国の基本指針を踏まえ、本区では次のとおり障害等のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を設定します。

成果目標	基本指針に定める目標	基準値	割合等	数値目標
施設入所者の地域生活への移行	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。	31人	6%	2人
	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末時点の施設入所者数を5%以上削減する。		5%	2人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めるために、相談支援部会で協議する。	協議の場開催		年3回
地域生活支援の充実	令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	地域生活支援拠点		1か所
		地域生活コーディネーター人数		2人
		運用状況の検証		年3回
	【新規】令和8(2026)年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	ニーズ調査の実施		1回
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8(2026)年度中に令和3(2021)年度実績の1.28倍以上とする。	2人	1.5倍	3人
	就労移行支援事業：令和3(2021)年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	2人	1.5倍	3人
	就労継続支援A型事業：令和3(2021)年度実績の概ね1.29倍以上をめざす。	0人	-	1人
	就労継続支援B型事業：令和3(2021)年度実績の概ね1.28倍以上をめざす。	0人	-	1人
	【新規】就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	19か所	5割	9か所
一般就労後の定着支援	就労定着支援事業の利用者数は、令和8(2026)年度末の利用者数を令和3(2021)年度末実績の1.41倍以上とする。	9人	1.41倍	12人
	【新規】就労定着率については、令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※1)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。	14か所	[定着率] 9割 [割合] 2割5分	4か所

※1 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

成果目標	基本指針に定める目標	目標	
相談支援体制の充実・強化等	令和8(2026)年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	基幹相談支援センター設置数	2か所
		基幹相談支援センター相談支援連絡会の開催	年3回
		障害者支援協議会相談支援部会の開催	年3回
		障害者支援協議会相談支援部会事例検討回数	年3回
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	令和8(2026)年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。	東京都研修参加人数	年5人
		相談支援連絡会 事例検討回数	年3回
		区事業者指導検査回数	年10回

2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業

障害等のある方へのサービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とし、本区では次のとおり、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの各サービスの計画値を設定します。計画値については、過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）の各サービスの実績値の傾向から将来の見込量を算出した上で、現にサービスを利用している方の数、計画策定のためのアンケート調査結果等に基づく障害等のある方のニーズ、国の基本指針等を勘案し設定しています。

(1) 訪問系サービス

障害等のある方の在宅生活を支える訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障するための取組みに努めます。

【サービスの概要】

事業名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排せつ、食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【計画期間の見込量(一か月あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	99	131	150	160	170	180
	時間	2,832	3,778	4,320	4,600	4,880	5,160
重度訪問介護	人	9	11	12	13	14	15
	時間	4,719	4,866	5,307	5,500	5,700	5,900
同行援護	人	17	18	19	20	21	22
	時間	366	377	397	412	427	442
行動援護	人	12	13	14	15	16	17
	時間	1,270	1,654	1,780	2,030	2,280	2,530
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合計	人	137	173	195	208	221	234
	時間	9,187	10,675	11,804	12,542	13,287	14,032

【確保の方策】

事業名	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	区内には、居宅介護事業所は、18事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。
重度訪問介護	区内には、重度訪問介護事業所は、15事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。
同行援護	区内には、同行援護事業所は、7事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。
行動援護	区内には、行動援護事業所は、4事業所あります。行動援護への対応には一定のスキルが必要であり対応できる人材が不足しています。関係機関と連携して対応できる事業所や人材の育成を図っていきます。
重度障害者等 包括支援	区内には、重度障害者等包括支援事業所は、現在、開設されていません。この事業に対応できる事業者・人材が少ないため、関係機関と連携して重度障害者等包括支援に対応できる事業所や人材の育成を図っていきます。

※ 表中の事業所数(事業所状況)は、令和5(2023)年10月1日現在のものです。

(2)日中活動系サービス

障害等のある方の希望により、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）を保障するための取組みに努めます。

【サービスの概要】

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方を対象に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。
就労継続支援(B型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の考え方】

- 就労系サービスについては、福祉的就労から一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援の対象と見込まれる方の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量(一か月あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値			
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
生活介護	人日分	1,018	1,165	1,165	1,180	1,180	1,180	
	人	59	57	57	60	60	60	
自立訓練(機能訓練)	人日分	20	20	20	20	20	20	
	人	1	1	1	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)	人日分	10	37	46	55	55	55	
	人	3	4	5	6	6	6	
就労選択支援	人				0	9	18	
就労移行支援	人日分	77	79	88	95	95	95	
	人	9	8	9	10	10	10	
就労継続支援(A型)	人日分	46	57	57	60	65	70	
	人	3	3	3	4	5	6	
就労継続支援(B型)	人日分	685	827	870	900	950	1,000	
	人	50	57	60	70	70	70	
就労定着支援	人	4	2	3	4	4	4	
療養介護	人	2	2	2	2	2	2	
短期入所	福祉型	人日分	99	115	120	120	120	120
		人	20	19	20	20	20	20
	医療型	人日分	1	4	4	4	4	4
		人	1	1	1	1	1	1

※ (人日分)「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

【確保の方策】

事業名		事業内容
生活介護		区内では、現在、障害者福祉センターえみふると障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだの2か所で生活介護を実施しています。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。
自立訓練(機能訓練)		区内には、現在、身体障害のある方に対する自立訓練(機能訓練)を実施する事業所は、ありません。近隣区に設置されている事業所と連携しながら、自立した日常生活を営むために必要な身体の機能訓練や生活等に関する相談及び助言を行います。
自立訓練(生活訓練)		区内には、現在、精神障害のある方や発達障害のある方に対する自立訓練(生活訓練)を実施する事業所は、2事業所あります。自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活等に関する相談及び助言を行います。
就労選択支援		令和7年度から開始予定の新しいサービスであるため、国等の動向を注視しながら、必要な支援が提供されるよう対応を検討していきます。
就労移行支援		区内で就労移行支援を実施する事業所は、障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだを含め19事業所あります。障害者就労支援センター事業との連携を強化しながら、一般就労に向けた支援に努めます。
就労継続支援(A型)		区内で就労継続支援(A型)を実施する事業所は、ありませんが、近隣区に設置されている事業所と連携するなど、必要に応じた支援に努めます。
就労継続支援(B型)		区内で就労継続支援(B型)を実施する事業所は、障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだを含めて4事業所です。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。
就労定着支援		区内で就労定着支援を実施する事業所は、14事業所あります。障害者就労支援センター事業との連携を強化しながら、一般就労の定着に向けた支援に努めます。
療養介護		区内には、療養介護を実施する事業所は、ありませんが、都内で療養介護に対応できる施設は13施設あります。必要に応じて、近隣区に設置されている事業所と連携しながら、支援に努めます。
短期入所	福祉型	区内で、短期入所(福祉型)を実施する事業所は、障害者福祉センターえみふるのみです。令和4(2022)年度から障害者福祉センターえみふるの短期入所利用者を13歳以上から中学生以上(年齢相当)に拡大しています。
	医療型	区内には、短期入所(医療型)を実施する事業所は、ありませんが、近隣区で設置されている短期入所(医療型)と連携し、支援に努めます。

※ 表中の事業所数(事業所状況)は、令和5(2023)年10月1日現在のものです。

(3) 居住支援・施設系サービス

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図ります。

【サービスの概要】

事業名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障害者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の考え方】

- 平成 30(2018)年度から導入された自立生活援助については、サービス提供体制の確保が必要なことを勘案し、利用者数の見込みを設定しています。
- 共同生活援助については、現に利用している方の数、アンケート調査等に基づく障害等のある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害のある方のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる方の数、一人暮らしや家庭から入所する方の数、グループホームから退所する方の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 施設入所支援については、本区の施設入所サービスを利用している方のほとんどが高齢化及び重度化が顕著であることから地域移行が難しい状態です。令和元(2019)年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、在宅での対応が困難と判断される人数を勘案し、利用者数の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量(一年あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	人	0	1	1	1	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人	65	70	75	80	80	80
施設入所支援	人	29	31	33	35	35	35

【確保の方策】

事業名	事業内容
自立生活援助	区内には、現在、自立生活援助事業を提供する事業所は、1事業所あります。居住支援施策と連携しながら、ニーズの把握に努めます。
共同生活援助 (グループホーム)	区内には、現在、グループホームは、障害者福祉センターえみふるを含め3事業所あります。
施設入所支援	区内には、現在、入所施設はありません。地域での生活が可能となるよう地域の支援体制の整備を推進するとともに、真に入所施設の利用が必要な方には、現在利用中の入所施設等により対応します。

(4)相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害等のある方が、サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画を必ず作成するようにするため、計画相談支援事業者の確保と周知徹底に努めるとともに、障害等のある方の地域生活を支える地域移行・地域定着の支援を行います。

【サービスの概要】

事業名	内容
計画相談支援	<p>■サービス利用支援 利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>■継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。</p>
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において单身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。

【計画期間の見込量(一年あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援(※)	人	61.25	68.50	72	80	85	90
地域移行支援(※)	人	0.67	0.00	1	1	1	1
地域定着支援(※)	人	0	0	1	1	1	1
地域自立支援協議会 (相談支援部会を含む)	回	4	5	8	7	7	8
高齢者虐待防止との 連携の取組み							
高齢者・障害者虐待 防止推進会議	回	1	1	1	1	1	1

※ 実績値は、月間利用人数の平均

【確保の方策】

事業名	事業内容
計画相談支援	区内には、計画相談を提供する事業所は、現在、障害者福祉センターえみふるを含めて8事業所です。適切なアセスメントを行い、一人ひとりに応じた計画相談支援を実施します。
地域移行支援	区内には、現在、地域移行支援事業を提供する事業所はありませんが、障害者福祉センターえみふるや障害者よろず相談を中心に、関係機関と連携しながら地域移行支援に取り組みます。
地域定着支援	区内には、現在、地域定着支援事業を提供する事業所はありませんが、障害者福祉センターえみふるや障害者よろず相談を中心に、関係機関と連携しながら地域定着支援に取り組みます。
地域自立支援協議会	本区の相談支援の現状や困難事例等について地域自立支援協議会の機能を持つ「障害者支援協議会」で協議し、地域における相談支援を推進していきます。
高齢者虐待防止との連携の取組み	高齢者虐待防止担当部署と連携して、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待防止を推進していきます。必要に応じて関係機関を招集したネットワークケース会議を開催し、虐待通報・相談等に適切かつ継続的に対応します。令和2(2020)年度より24時間365日、通報が可能となりました。

(5)相談支援体制の充実・強化等

区では、基幹相談支援機能を担う障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談が中心となり相談支援連絡会を開催しています。あわせて、区内相談支援機関との勉強会や事例検討等を行い、地域の課題の抽出や検討を行います。

また、区内の特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所を充実させるとともに、障害者福祉センターえみふる及び障害者よろず相談に主任相談支援専門員の配置を行い、サービス等利用計画の質の向上を図ります。

【計画期間の見込量(一年あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施 有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化							
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	4	0	4	5	6	7
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(事例検討・勉強会等)	件	4	5	6	7	8	9
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(相談支援連絡会)	回	1	2	5	4	4	4
主任相談専門員の配置	人	1	1	1	1	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討							
実施回数	回	0	0	1	1	1	1
参加事業者・機関数	か所	3	3	3	3	3	3
協議会の専門部会(相談支援部会)							
設置数	設置数	1	1	1	1	1	1
実施回数	回	3	2	5	3	3	3

(6)地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点とは、障害等のある方の重度化・家族の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能を有した拠点を整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。千代田区では在宅生活を支える機能が多く集まる「千代田区立障害者福祉センターえみふる」と令和8（2026）年度開設予定の「（仮称）神田錦町三丁目施設」の2か所の多機能拠点を中心に、地域における障害福祉サービス事業所の協力を得ながら体制の整備を図ります。

【サービスの概要】

事業名	内容
地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制整備を行います。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱とします。

【計画期間の見込量(一年あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	人		2	2	2	2	2
地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた運用状況の検証及び検討	回数 (年間)	0	2	2	2	2	2

【確保の方策】

事業名	事業内容
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	地域生活支援拠点における相談やサービス利用調整等における中心的な役割を担う地域生活コーディネーターを、地域の相談支援の中核的な役割を担う障害者福祉センターえみふると、障害者よろず相談に各1名ずつ配置し、相互連携のもと地域の関係機関と協力して、障害のある方やその家族の生活を地域全体で支えます。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた運用状況の検証及び検討	令和8(2026)年度末までの整備に向けて、地域生活コーディネーターを中心に地域で生活する障害者等の居住支援に関する相談や調整を図ります。また、障害者支援協議会相談支援部会において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証及び検討を行います。

(7)発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者等の保護者や家族等が、障害の特性を正しく理解し、必要な知識や関わり方を身につけ、適切な対応ができるよう、子ども発達センター（さくらキッズ）と障害者よろず相談が連携し、発達障害者等及び保護者や家族等の支援体制の充実を図ります。

【計画期間の見込量(一年あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	14	59	60	60	60	60
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	人	3	3	5	5	5	5
ペアレントメンターの人数	人	－	－	－	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	－	8	10	11	12	13

(8)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制である地域包括支援ケアシステムを構築しています。

構築にあたっては、保健・医療・福祉関係者・関係団体等で構成する会議体である「障害者支援協議会」のもとにある「障害者相談支援部会」において協議を進めています。

また、精神障害のある方への支援及び長期入院患者等の地域移行の支援について、居住支援施策と連携しながら、精神疾患で入院されている患者が退院される際に必要な退院支援や地域移行支援を、基幹相談支援センターなどの相談支援事業所と保健所が協働して行います。

【計画期間の見込量(一年あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	4	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数	人	—	—	17	14	14	15
保健(保健所等)	人	—	—	3	2	2	2
医療(医療機関等)	人	—	—	2	2	2	2
福祉(相談支援事業所等)	人	—	—	4	4	4	4
高齢者・介護保険 (地域包括支援センター等)	人	—	—	0	0	0	0
住まい (居住支援協議会関係者等)	人	—	—	0	0	0	1
就労 (障害者就労支援センター等)	人	—	—	1	1	1	1
当事者・家族	人	—	—	4	3	3	3
その他(学識経験者等)	人	—	—	3	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	4	3	3	3
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	2	0	2	3	3	3
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	39	41	43	43	46	47
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	1	1	1	1
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	0	1	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)の利用者数	人	0	0	0	0	0	0

(9)障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。障害者総合支援法の具体的内容を理解するための区職員の研修参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を検証し、事業者連絡会等において障害福祉サービス事業所と情報共有することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

【計画期間の見込量(一年あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修や都道府県が区職員に対して実施する研修の参加人数	人	4	4	4	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用							
審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実施有無	無	無	無	無	無	無
審査結果の共有回数	回	0	0	0	0	0	0

(10) 福祉的就労から一般就労への移行等を推進するための取組み

本区では、就労移行支援事業所数については増加傾向にありますが、就労移行支援の利用者数は減少傾向にあります。そのため、第5期から障害者就労支援センター機能を拡充し、障害者就労支援センターのジョブコーチと就労継続支援B型及び就労移行支援サービス事業所の連携に取り組むことで、福祉的就労から一般就労への移行を推進しています。引き続き、区内の関係事業者と連携を図りながら、支援をしていきます。

① 千代田区障害者就労支援センター事業

就労を希望する区内在住の障害等のある方に、個々の適性に応じたきめ細かな就労支援を行います。また、障害者就労支援センターのジョブコーチと障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだの就労継続支援B型サービスと連携させて、福祉的就労から一般就労への移行を推進するとともに、企業等における雇用の場を拡大します。

さらには、区内に多くの企業が集積する千代田区の地域特性を活かした就労モデルの研究など、ハローワーク等と連携して障害等のある方を雇用する企業の開拓を行います。

【計画期間の見込量(一年あたり)】 障害者就労支援センターの利用による一般就労移行者数

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
新規就労人数	人	16	20	23	24	25	26

② 一般就労への理解促進

障害等のある方が就労への理解を深めるため、障害等のある方を事業所に一定期間受け入れ、就業を体験する実習の場の確保が必要です。区内の事業所等に対して、障害等のある方が個々に持つ力量を紹介することにより、障害等のある方の一般就労を促進していきます。

そのため、地域交流会（講演会）や季刊紙の発行による啓発活動を行うとともに、障害者雇用の成功事例を紹介し、障害者雇用を推進します。

また、千代田区障害者就労地域連携ネットワーク連絡会及び千代田区障害者就労支援懇談会を開催し、ハローワークや東京しごと財団、障害者雇用を推進する企業等と地域ネットワークを構築していきます。

③ 障害者就労施設などの受注機会拡大

障害等のある方が就労により経済的な基盤を確立して自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害等のある方が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要です。そのため、物品及び役務の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めていきます。

また、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、優先調達方針を定め、障害者就労施設等からの調達を推進するために、毎年度目標金額を定めています。

(11)地域生活支援事業

障害等のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に地域生活の支援を効果的・効率的に行っていきます。

【サービスの概要】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障害者への理解を深めるための普及啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害者、家族、ボランティア等による自発的な取組みのために活動場所を提供します。
相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
成年後見制度利用支援事業	助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な方に対して、申立てや成年後見人等への報酬費用の全額または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や区民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、代読・代筆者派遣等により障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす6種類の用具を給付または貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
日中一時支援	<p>障害をお持ちの方について、余暇活動の充実や生活力向上などを目的とした事業を実施するとともに、障害のある方の家族のレスパイト(休息)を目的とした事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■スマイルちよだ 身体や知的に障害のある方へのレクリエーション活動等を行い、余暇活動の充実を図ります。 ■タイムケア 障害のある児童を対象に、土・日・祝日や学校の長期休暇中に、生活力向上やレクリエーション等の活動を行います。 ■レスパイト 障害のある方の介護者が疾病等により、一時的に介護ができない場合に施設等で、日中一時的に預かり、日常生活の支援を行います。

【計画期間の見込量(一年あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	4	7	8	9	10	11
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	件	1	4	3	3	3	3
成年後見制度 法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	346	372	380	385	390	395
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	0	1	4	3	4	4
自立生活支援用具		4	7	3	3	3	3
在宅療養等支援用具		17	5	5	7	7	7
情報・意思疎通支援用具		9	5	6	7	7	7
排せつ管理支援用具		679	668	636	720	720	720
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		1	0	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人	41	37	36	15	15	15
移動支援事業	人	60	83	90	100	110	120
	延時間	10,134	13,333	15,000	17,000	19,000	20,000
地域活動支援センター	人	8,032	8,693	9,042	9,392	9,742	10,092
言語等コミュニケーションの 円滑化に向けた取組み	実施有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援	実施有無	有	有	有	有	有	有

【確保の方策】

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	区内の障害者団体やサービス事業所等と連携して、障害等のある方が作成した作品展や区内福祉施設のPR等を実施していきます。また、パラリンピック競技等障害者スポーツを通じ、障害等のある方とない方が交流できる場を設定します。
自発的活動支援事業	社会福祉協議会の「地域福祉活動等支援助成金」を活用し、ボランティア団体等の活動支援を引き続き実施します。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	区内には、障害者相談支援事業は、現在、障害者福祉課・健康推進課・障害者福祉センターえみふる・障害者よろず相談の4か所で実施しています。関係機関と連携しながら、相談支援事業を提供していきます。
基幹相談支援センター	障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談が連携しながら総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の強化に向けた取組み等を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障害者よろず相談に社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を配置し、地域移行・地域定着の促進の取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障害者福祉センターえみふる・障害者よろず相談と連携し、必要な支援を検討していきます。
成年後見制度利用支援事業	助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な方に対して、申立てや成年後見人等への報酬費用の全額または一部を助成しています。
成年後見制度法人後見支援事業	現在、ちよだ成年後見センターが法人後見活動や権利擁護人材の育成を行っています。今後は同センターと連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中で取組みの強化を図ります。
意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	区と契約を締結している手話通訳者・要約筆記者派遣事業の提供事業所は現在、2事業所あります。区では手話通訳者・要約筆記者だけでなく代読・代筆者の派遣も実施しています。引き続き、必要な方が必要なときに利用できるよう努めていきます。
手話通訳者設置事業	区役所内の総合窓口には配置されている手話通訳者及び遠隔通訳を活用していきます。
日常生活用具給付等事業	適切な給付のため、引き続き、情報共有も含めた事業者との連携を図っていきます。

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	障害者福祉センターえみふるで実施している中級手話講座を活用し、手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。また、初級の手話講座を実施することで、さらなる奉仕員の養成に努めます。
移動支援事業	引き続き、必要な方が必要なときに適切に利用できるよう努めていきます。また、ガイドヘルパーを派遣する事業所に対して、事業者連絡会等を活用して情報提供や活動支援を実施します。
地域活動支援センター	区内には、現在、地域活動支援センターは障害者福祉センターえみふるの1か所です。障害者福祉センターえみふるの機能を充実し、幅広い年齢層のニーズを把握して活動を展開するとともに、地域に開かれた活動を行っていきます。
言語等コミュニケーションの円滑化に向けた取組み	「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」の趣旨普及を図るとともに、手話等を含めた言語に対する普及啓発を行います。また、言語等を使用しやすい環境整備を推進します。
日中一時支援	<p>障害者福祉センターえみふるにおいて、以下の事業について、提供体制の確保と充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■スマイルちよだ 身体や知的に障害のある方に対し、平日の日中活動終了後に、レクリエーション活動等を行うことで、余暇活動の充実に継続的に図っていきます。 ■タイムケア 障害のある児童を対象に、土・日・祝日や学校の長期休暇中に、生活力の向上や余暇の充実に努めるとともに、事業の周知に努めていきます。 ■レスパイト 障害のある方の介護者が疾病等により、一時的に介護ができない場合に施設等で、日中一時的に預かることで、日常生活の支援を継続して行っています。

(12) 自立支援医療・補装具費の支給

「障害者総合支援法」に規定されている自立支援医療とは、これまでの児童福祉法に基づく育成医療、身体障害者福祉法に基づく更生医療、精神保健福祉法に基づく精神通院医療の3つの制度を平成18（2006）年に統合したものです。

自立支援医療は、障害のある方が心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

所得に応じ、月ごとに負担上限額が設定されています。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方にも、ひと月あたりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策があります。

また、障害のある方の身体機能を補完、また代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものに関して、補装具費を支給します。

【サービスの概要】

事業名	内容
自立支援医療	更生医療: 障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療費を給付します。 育成医療: 生活能力を得るために必要な医療費を給付します。 精神通院医療: 精神疾患に対する通院医療費を給付します。
補装具費の給付	義肢や車いす等の購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。

【計画期間の見込量(一か月あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
補装具費	給付件数	43	46	42	43	43	43
	修理件数	42	35	37	38	38	38

第5章 第3期障害児福祉計画

1 成果目標の設定

第3期障害児福祉計画では、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とし、国が示す基本指針「第3期障害児福祉計画に係る国が示す基本的な考え方」に基づき、地域における重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8（2026）年度末までの本区における成果目標を設定します。

(1)障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

項目	目標
児童発達支援センター	令和8(2026)年度末までに児童発達支援センターの機能を実施する体制を整備

- 児童発達支援センターの設置に向けては、発達支援や家族支援、保育所等訪問支援といった機能に加えて、令和6(2024)年度施行の改正児童福祉法で位置づけられた、地域における障害児支援の中核的役割を果たすため、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション等の機能をどのように実施していくか、その方法や関係機関との連携等の体制整備に取り組みます。
- 本区では、児童・家庭支援センターがさくらキッズや関係機関と連携し、障害や発達に課題のある子どもへの専門的な相談支援や療育の実施、保護者支援等の機能を担っています。そのため今後、児童・家庭支援センターの体制強化やさくらキッズの事業拡充など今後の施策展開とあわせて児童発達支援センターの機能を実施する体制を整備し、子育て支援・障害福祉・母子保健・教育・医療など地域の関係機関による支援体制の強化をめざします。

(2)重症心身障害児・医療的ケア児への支援

項目	目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和元(2019)年度に1か所設置しており、今後のニーズに応じて必要な定員を確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	令和4(2022)年度に設置しており、今後も年2回程度開催
医療的ケア児支援のためのコーディネーター	令和4(2022)年度に設置しており、今後のニーズに応じて必要な人員を配置

- 現在本区では、児童福祉法に基づく児童発達支援と放課後等デイサービスを行う多機能型の通所支援施設において、重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする障害児の受け入れが行えるよう整備しています。前期計画に引き続き、療育だけでなく医療的ケアを行える看護師等を含む専門職員を配置し、必要な設備や送迎等の支援を行います。
- 本区では、令和4(2022)年度に「千代田区医療的ケア児等支援協議会」を設置し、専門家や関係機関とともに、医療的ケア児支援のための相談体制や支援策の検討等を行っています。今後も定期的に協議会を開催し、施策の充実を検討するとともに、医療的ケア児コーディネーターを含めた、関係機関の連携体制の構築を図ります。

2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業

(1) 障害児通所支援と障害児相談支援

障害等のある子どもの健やかな育成を支援するため、子ども及びその家族に対し、障害等の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるように、専門的な発達支援を行う障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図り、各サービスの見込量及びその確保の方策について設定し、地域支援体制の構築をめざします。

【サービスの概要】

事業名	内容
児童発達支援	主に就学前の障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、学校の授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子ども等が在籍する幼稚園や保育所等を療育や発達の専門職員が訪問し集団生活に適応するための専門的な支援や職員への助言等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により通所による児童発達支援の利用が困難な子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達支援	主に肢体や体幹に障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
障害児相談支援	<p>■障害児支援利用援助 障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>■継続障害児支援利用援助 障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。</p>

【見込量の考え方】

- 現に利用している子どもの数、平均的な一人あたりのサービス利用量、その他障害児等のニーズ、本計画の成果目標等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 児童発達支援については、実人数や利用者ニーズを勘案して見込量を設定しました。
- 放課後等デイサービスについては、実人数や利用者ニーズ及び、就学時の児童発達支援からのサービス切替えの人数等を勘案して見込量を設定しました。
- 保育所等訪問支援については、実人数や利用者ニーズを勘案して見込量を設定しました。
- 居宅訪問型児童発達支援については、区が把握する子どもの実人数やサービス利用量をもとに見込量を設定しました。
- 医療型児童発達支援については、区が把握する子どもの実人数をもとに見込量を設定しました。
- 障害児相談支援については、現在利用する子どもの実人数及び相談支援事業所数を見込みました。
- 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、成果目標及び地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数を見込みました。

【計画期間の見込量(一か月あたり)】

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援	人日分	672	728	750	762	774	786
	人	48	56	60	64	68	72
放課後等デイサービス	人日分	1,520	1,680	1,840	1,855	1,870	1,885
	人	95	105	120	125	130	135
保育所等訪問支援	人日分	27	30	45	51	56	59
	人	9	10	15	17	19	21
居宅訪問型児童発達支援	人日分	72	95	90	90	90	90
	人	6	4	4	4	4	4
医療型児童発達支援	人日分	0	0	3	3	3	3
	人	0	0	1	1	1	1
障害児相談支援	人	26	19	25	35	40	45
医療的ケア児の支援を調整する コーディネーターの配置	人	1	1	1	2	2	2

※ (人日分)「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

【確保の方策】

事業名	事業内容
児童発達支援	本区では、子どもの障害や発達に関する気がりや心配について、区独自の子ども発達支援センター「さくらキッズ」で専門職による指導等を行っているほか、児童・家庭支援センターにおいて障害児通所支援に関する相談に対応し、区内外の民間事業所の情報提供等を行っています。民間の事業所については、令和5(2023)年度に1か所の事業所の定員が拡大されました。今後も、相談に適切に対応しながら、利用ニーズを踏まえ、必要な定員の確保に取り組めます。
放課後等デイサービス	本区では、放課後等デイサービスなど障害児通所支援に関する相談に対し、子どもの状況に応じた療育内容や、地理的条件などを踏まえ、区内外の施設の情報提供等を行っています。区内の事業所については、令和5(2023)年度に新たに1か所の事業所が開設され合計5か所となるとともに、1か所の事業所の定員が拡大されました。今後も、相談に適切に対応しながら、区内の利用ニーズを踏まえ、必要な定員の確保に取り組めます。

事業名	事業内容
保育所等訪問支援	<p>重度・重症心身障害児、医療的ケア児、発達障害児が増えています。区内には、民間事業者による保育所等訪問支援を提供する事業所が3か所ありますが、本事業を利用している人は少ない現状にあります。今後は、児童発達支援センターの機能の一部として、実施する体制の整備に取り組みます。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>平成30(2018)年度から新たに位置付けられたサービスで、重度・重症心身障害児や医療的ケアが必要な子どものうち、児童発達支援事業所に通所できない児童を対象としているため、本区では、重症心身障害児等支援事業を実施する「ぴかいち」の整備に伴い、利用日数の増加は限定的であると見込まれます。</p>
医療型児童発達支援	<p>現在区内には、医療型児童発達支援を提供する事業所はなく、利用者は区外にある東京都が設置する医療型児童発達センターに通っています。</p>
障害児相談支援	<p>現在区内には、障害児相談支援を提供する事業所は5か所あります。しかし、障害児通所支援サービスの利用者のほとんどがセルフプランという形で保護者が計画案を作成しています。今後も障害児通所支援サービス全体としては利用者数の増加が見込まれることから、適切なサービス内容の相談や利用量の設定ができる体制の整備に取り組みます。</p>
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	<p>区内では在宅で生活をする医療的ケアを必要とする子どもが、人数は少ないものの増加している傾向がみられます。医療的ケア児の支援には、様々な場面で専門的支援、特別な配慮が求められることから、区では、医療的ケアに関する経験と知識を備えるコーディネーターを令和4(2022)年度に設置しており、今後のニーズに応じて必要な人員を配置します。</p>

資料編

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

(1)成果目標

障害等のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行等の課題に対応していくため、本区では、国の基本指針等を踏まえ、令和5（2023）年度を目標年度とする成果目標を設定しました。その達成状況は次のとおりです。

① 第6期障害福祉計画

ア)地域生活支援体制に対する目標

成果目標	基本指針に定める目標	基準値	割合等	数値目標	実績 (見込み)
福祉施設入所者の地域生活への移行	令和元(2019)年度末時点における福祉施設入所者の6%以上を令和5(2023)年度末までに地域生活へ移行する。	令和元(2019)年度末28人	3%	1人	1人
	令和5(2023)年度末時点における福祉施設入所者を、令和元(2019)年度末時点から1.6%以上削減する。		7%	2人減	2人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の活性化に向けて取り組む。			-	10回
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5(2023)年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を各圏域に1か所以上整備する。			1か所	1か所
	地域生活支援拠点等機能を充実させ、令和5(2023)年度末までに、年1回以上運用状況を検証、検討する。			3回以上	3回
相談支援体制の充実等	令和5(2023)年度末までに相談支援体制の充実等に向けた取組みの実施体制を確保する。	令和4(2022)年度末時点までに、実施体制の確保		令和4(2022)年度 相談支援部会:2回 相談支援連絡会:2回	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	令和5(2023)年度末までに障害福祉サービス等の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。	令和5(2023)年度末時点までに、実施体制の確保		令和4(2022)年度 都研修参加:4人 指導検査:10回	

- 施設入所者の地域生活への移行実績は目標値を達成しています。

イ)就労に関する目標

成果目標	基本指針に定める目標	基準値	割合等	数値目標	実績 (見込み)
福祉施設から一般就労への移行等	令和5(2023)年度中に一般就労への移行者数を令和元(2019)年度実績の1.27倍以上にする。	令和元(2019)年度一般就労移行者数 6人	1.5倍	9人	6人
	令和5(2023)年度末における就労移行支援の一般就労への移行実績を令和元(2019)年度実績の1.30倍以上にする。	令和元(2019)年度一般就労移行実績 4人	1.5倍	6人	4人
	令和5(2023)年度の就労継続支援A型の一般就労への移行実績を令和元(2019)年度実績の1.26倍以上にする。	令和元(2019)年度一般就労移行実績 0人	-	1人	2人
	令和5(2023)年度の就労継続支援B型の一般就労への移行実績を令和元(2019)年度実績の1.23倍以上にする。	令和元(2019)年度一般就労移行実績 1人	2倍	2人	1人
	令和5(2023)年度における就労移行支援事業等により一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業利用者を70%以上とする。	9人	7.7割	7人	1人
	令和5(2023)年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を70%以上とする。	令和5(2023)年度末の就労定着支援事業所数 12事業所	7.5割	9事業所	12事業所

- 福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援の利用者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標値が達成されていません。
- 就労定着支援事業による職場定着率は目標値を達成しています。

② 第2期障害児福祉計画

■千代田区の成果目標

項目	目標	実績
児童発達支援センター	令和5(2023)年度以降 設置予定数 1	未設置
保育所等訪問支援	令和5(2023)年度以降 整備予定数 1	未設置
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所	令和元(2019)年度に 整備済み 1	1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサー ビス事業所	令和元(2019)年度に 整備済み 1	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議 の場の設置	令和4(2022)年度末 までに設置	令和4(2022)年度 設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーター の配置	令和4(2022)年度末 までに配置	令和4(2022)年度 配置

- 児童発達支援センターは、令和5(2023)年度の見込みでは未設置の状況となっており、今後、児童発達支援センターの機能を実施する体制の整備に取り組んでいきます。
- 保育所等訪問支援は、民間事業者により3か所開設されました。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う多機能型の通所支援施設において、重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする障害児の受け入れが行えるよう整備し令和5(2023)年度は定員の拡充を行いました。
- 本区において医療的ケアを必要とする子どもは、人数は少ないものの増加の傾向がみられます。在宅で生活する医療的ケア児の支援を推進するために、令和3(2021)年度より医療的ケア児の支援について関係者による支援検討を開始し、令和4(2022)年度「医療的ケア児等支援協議会」を設置しました。また「医療的ケア児支援のコーディネーター」については配置済みですが、その役割等を検討していきます。

(2)サービスの目標量及び確保のための事業の状況(第6期障害福祉計画)

① 訪問系サービスを保障するための取組み(一か月あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	99	131	150	69	71	74
	時間	2,832	3,778	4,320	1,051	1,039	1,028
重度訪問介護	人	9	11	12	8	8	8
	時間	4,719	4,866	5,307	4,209	4,167	4,126
同行援護	人	17	18	19	14	14	15
	時間	366	377	397	315	353	395
行動援護	人	12	13	14	5	4	4
	時間	1,270	1,654	1,780	214	231	249
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合計	人	137	173	195	96	97	101
	時間	9,187	10,675	11,804	5,789	5,790	5,798

- 居宅介護(ホームヘルプ)は、時間数はおおむね計画値どおりですが、人数については計画値の見直しが必要です。
- 重度訪問介護の利用者数は、ここ数年変動はありません。減少は死亡によるものです。
- 重度障害者等包括支援は、サービス提供事業所が 23 区内に1か所だけであり、対象者であっても利用が難しい状態です。

② 日中活動系サービスを保障するための取組み(一か月あたり)

事業名	単位	実績値			計画値			
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
生活介護	人日分	1,018	1,165	1,165	1,086	1,092	1,098	
	人	59	57	57	54	54	54	
自立訓練(機能訓練)	人日分	20	20	20	20	20	20	
	人	1	1	1	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)	人日分	10	37	46	20	20	20	
	人	3	4	5	2	2	2	
就労移行支援	人日分	77	79	88	172	160	150	
	人	9	8	9	12	11	11	
就労継続支援(A型)	人日分	46	57	57	40	40	40	
	人	3	3	3	2	2	2	
就労継続支援(B型)	人日分	685	827	870	670	683	697	
	人	50	57	60	40	41	41	
就労定着支援	人	4	2	3	3	4	7	
療養介護	人	2	2	2	2	2	2	
短期入所	福祉型	人日分	99	115	120	117	122	128
		人	20	19	20	18	18	18
	医療型	人日分	1	4	4	4	4	4
		人	1	1	1	1	1	1

※ (人日分)「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

- 生活介護、就労定着支援、療養介護は、おおむね計画値どおりです。
- 区内にサービス提供事業所がない、または少ない自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援(A型)は、実績に大きな変動はありません。
- 就労移行支援は区内のサービス提供事業所数は増加傾向ですが、おおむね2年間の標準利用期間が終了した利用者が多く、利用者数は計画値より大幅に減っています。
- 就労継続支援(B型)は、区内に精神障害の方が対象の事業所が開設されましたが、計画値よりも利用者数及び一人あたりの利用日数は少ない傾向です。

短期入所は、障害者福祉センターえみふるにおいて対象年齢を引き下げましたが、利用希望日が平日に集中しているため、調整が必要となっています。また、区内に低年齢児童を受け入れる短期入所がないことが課題となっています。

③ 居住・入所サービス、地域生活支援拠点等の取組み(一年あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
自立生活援助	人	0	1	1	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	65	70	75	42	43	45
施設入所支援	人	29	31	33	27	26	26
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討	回数 (年間)	0	2	2	0	0	3

- 共同生活援助(グループホーム)は区内に精神障害の方が対象の事業所が開設されたこともあり、利用者数は増加しています。
- 施設入所支援の減少は、地域移行及び死亡によるものです。

④ 相談支援の提供体制の確保に関する取組み(一年あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画相談支援(※)	人	61.25	68.50	72	60	66	72
地域移行支援(※)	人	0.67	0.00	1	2	2	2
地域定着支援(※)	人	0	0	1	0	0	1
地域自立支援協議会	回	4	5	8	6	6	7
高齢者虐待防止との連携の 取組み							
高齢者・障害者虐待 防止推進会議	回	1	1	1	1	1	1

※ 実績値は、月間利用人数の平均

- 計画相談支援は、利用者数は順調に増加していますが、モニタリングの実績値を考慮し、計画値の見直しが必要です。
- 地域定着支援は、対象となる方が少なく、利用実績がありません。
- 障害者相談支援事業は、これまで実施していた障害者福祉課、健康推進課、障害者福祉センターえみふるに加えて、平成 30(2018)年度より障害者よろず相談でも実施しています。
- 地域自立支援協議会は、本区では障害者支援協議会がその機能を持っています。部会を設置することで、開催回数は計画値を大幅に上回っています。

⑤ 地域生活を支援するための取組み(一年あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	4	7	7	4	4	4
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	件	1	4	3	3	3	3
成年後見制度 法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	346	372	380	248	272	298
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	0	1	4	7	7	8
自立生活支援用具		4	7	3	11	12	13
在宅療養等支援用具		17	5	5	3	2	1
情報・意思疎通支援用具		9	5	6	9	11	12
排せつ管理支援用具		679	668	636	707	714	721
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		1	0	2	2	2	1
手話奉仕員養成研修事業	人	41	37	36	15	15	15
移動支援事業	人	60	83	90	50	49	48
	延時間	10,134	13,333	15,000	8,321	8,342	8,363
地域活動支援センター	人	8,032	8,693	9,042	1,155	1,165	1,175
言語等コミュニケーションの円滑化に向けた取組み	実施有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援	実施有無	有	有	有	有	有	有

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は代読・代筆サービスも含まれます。
- 手話通訳者設置事業については、事業の実施はありませんが、区役所の総合窓口到手話通訳者を配置し、遠隔通訳も実施しています。
- 手話奉仕員養成研修事業は、令和2(2020)年度より研修内容の見直しを行い参加可能人数を減らしたため、利用者数が減少しています。
- 移動支援事業は、利用者数は計画値を上回っていますが、子どもの通学や学童への送迎等の利用により、時間数も計画値を上回っています。

⑥ 補装具費の支給等の取組み(一か月あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
補装具費	給付件数	43	46	42	28	30	33
	修理件数	42	35	37	34	35	36

- 補装具費の支給については、給付件数及び修理件数ともに計画値を大きく上回る支給となりましたが、3年間の実績値については令和3(2021)年度に修理件数の増加が見られたものの、その後は顕著な増減の変化がありませんでした。引き続き、補装具費の安定支給に取り組めます。

⑦ 福祉的就労から一般就労への移行等を推進するための取組み

ア) 千代田区障害者就労支援センター事業(一年あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
新規就労人数	人	16	20	23	21	22	23

- 平成 30(2018)年度より障害者就労支援センターの機能を拡充し、地域の雇用・労働、福祉、教育、医療などの関係分野や地域の社会資源とネットワークを形成し、障害等のある方の就労を支援しています。相談件数は年々増加しており、AI等を活用した就労や短時間雇用などの新たな働き方の普及に伴い、今後も増加していくことが見込まれます。

イ) 一般就労への理解促進

- 区内就労支援事業所や企業、ハローワーク等と「千代田区障害者就労地域連携ネットワーク連絡会」を年3回開催し、求人情報等の共有により障害等のある方の一般就労を促進しています。
- また、年4回の地域交流会(講演会)及び季刊紙の発行による障害者雇用の啓発活動を行っています。
- 地域ネットワークの構築のため、年1回特別支援学校やハローワーク、東京しごと財団等との障害者就労支援懇談会を開催しています。

ウ) 官公需に係る福祉施設の受注機会拡大

- 障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、優先調達方針及び目標金額を定め、障害者就労施設等からの調達を推進しています。前年度の実績を踏まえて、年度の目標額をより高く設定しています。

⑧ 発達障害者等支援の一層の充実(一年あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	14	59	60	10	20	30
ペアレントメンターの人数	人	－	－	－	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	人	－	8	10	5	10	15

- 令和4(2022)年度は新型コロナウイルスの影響か人が集まらず休止もありましたが、令和5(2023)年度以降は回復していく予定です。
- ペアレントメンターは当初東京都の養成講座に申し込み予定でしたが、令和5(2023)年度から東京都では育成を行わず区で行うことになったため、養成を含めて検討していきます。

⑨ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(一年あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	4	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数	人	-	-	17	9	9	10
保健(保健所等)	人	-	-	3	2	2	2
医療(医療機関等)	人	-	-	2	1	1	1
福祉(相談支援事業所等)	人	-	-	4	2	2	2
高齢者・介護保険 (地域包括支援センター等)	人	-	-	0	1	1	1
住まい (居住支援協議会関係者等)	人	-	-	0	0	0	1
就労 (障害者就労支援センター等)	人	-	-	1	1	1	1
当事者・家族	人	-	-	4	1	1	1
その他(学識経験者等)	人	-	-	3	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	4	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	2	0	2	2	2	2
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	1	0	0	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	39	41	43	19	21	23
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	0	1	0	0	0	0

- 令和5(2023)年に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議を障害者相談支援部会などで開始しました。

⑩ 相談支援体制の充実・強化(一年あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施 有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化							
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	4	0	4	3	6	9
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	4	5	6	1	3	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	1	2	5	3	3	3

- 区が基幹相談支援センターとして位置づけている障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談を中心に、相談支援連絡会や事例検討会等を開催し、区内の相談支援事業者と連携・協力を図り、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。現在、基幹相談支援センターにおける主任相談支援員の配置は1名ですが、今後は配置人数を増やすことで地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を適切に行える体制づくりにも取り組む必要があります。

⑪ 障害福祉サービス等の質の向上(一年あたり)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修や都道府県が区職員に対して実施する研修の参加人数	人	4	4	4	7	7	7
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用							
審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実施 有無	無	無	無	無	無	有
審査結果の共有回数	回	0	0	0	0	0	1

- 東京都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修及び区職員に対して実施する研修については新任職員を中心に受講をしています。又、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果については、区が分析したデータを区内の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所と積極的に共有することにより、地域の障害者のサービス利用状況を共通認識することで、地域全体の障害福祉サービス等の質の向上に取り組む必要があります。

(3)サービスの目標量及び確保のための事業の状況(第2期障害児福祉計画)

事業名	単位	実績値			計画値		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童発達支援	人日分	672	728	750	462	484	506
	人	48	56	60	42	44	46
放課後等デイサービス	人日分	1,520	1,680	1,840	1,461	1,778	2,164
	人	95	105	120	90	100	120
保育所等訪問支援	人日分	27	30	45	10	14	20
	人	9	10	15	5	7	10
居宅訪問型児童発達支援	人日分	72	95	90	42	42	42
	人	6	4	4	3	3	3
医療型児童発達支援	人日分	0	0	3	6	6	6
	人	0	0	1	3	3	3
障害児相談支援	人	26	19	25	20	25	30
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1	0	1	1

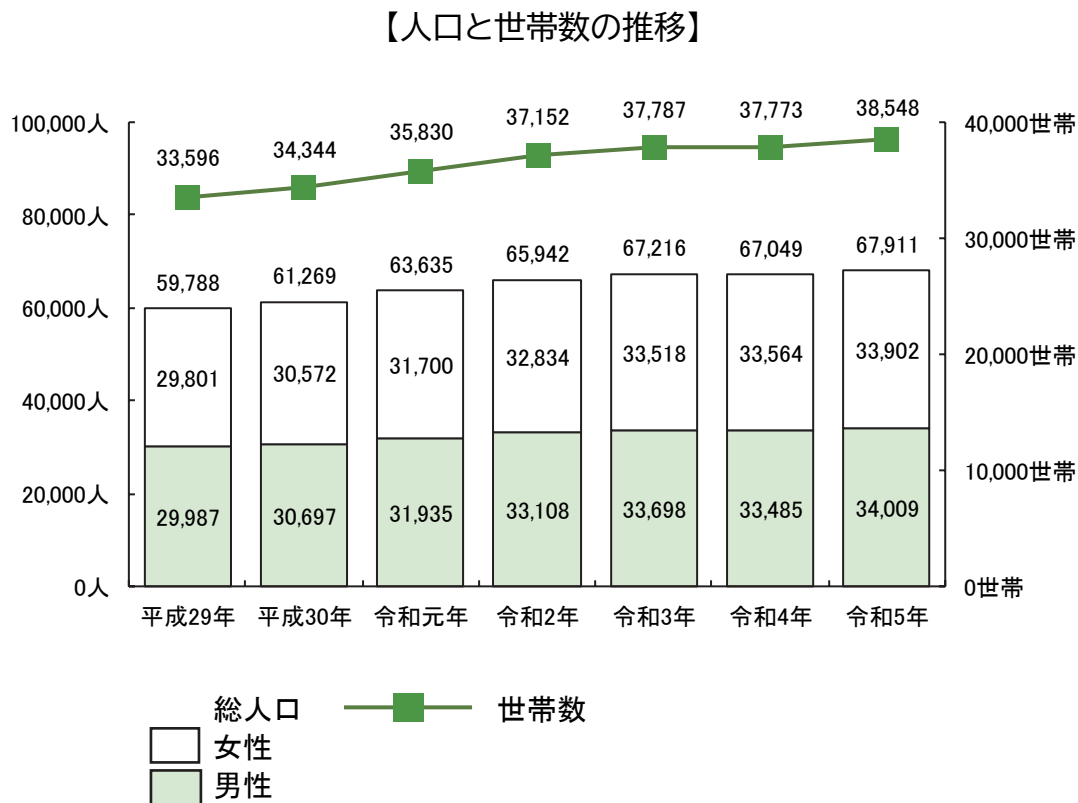
※ 一か月あたり

※ (人日分)「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

- 児童発達支援は毎年利用人数と日数に変動はありますが、一人あたりの利用日数は増加しています。
- 放課後等デイサービスは対象となる子どもが小学生から高校生(18歳未満)までと広く、また、年度ごとに児童発達支援からのサービス切替となる子どもが見込まれることから利用人数は年々増加しています。
- 居宅訪問型児童発達支援については、重度・重症心身障害児や医療的ケアが必要な子どものうち、通所の児童発達支援に通所できない児童を対象としているため、本区では、重症心身障害児等支援事業を実施する事業所「ぴかいち」の整備に伴い、利用日数の増加は限定的であると見込まれます。
- 障害児相談支援については、令和4(2022)年度職員の退職により職員が減少し、対応が難しい時期がありましたが、令和5(2023)年度以降は利用の増加が見込まれます。

2 障害者を取り巻く状況

(1)千代田区の人口、世帯の状況



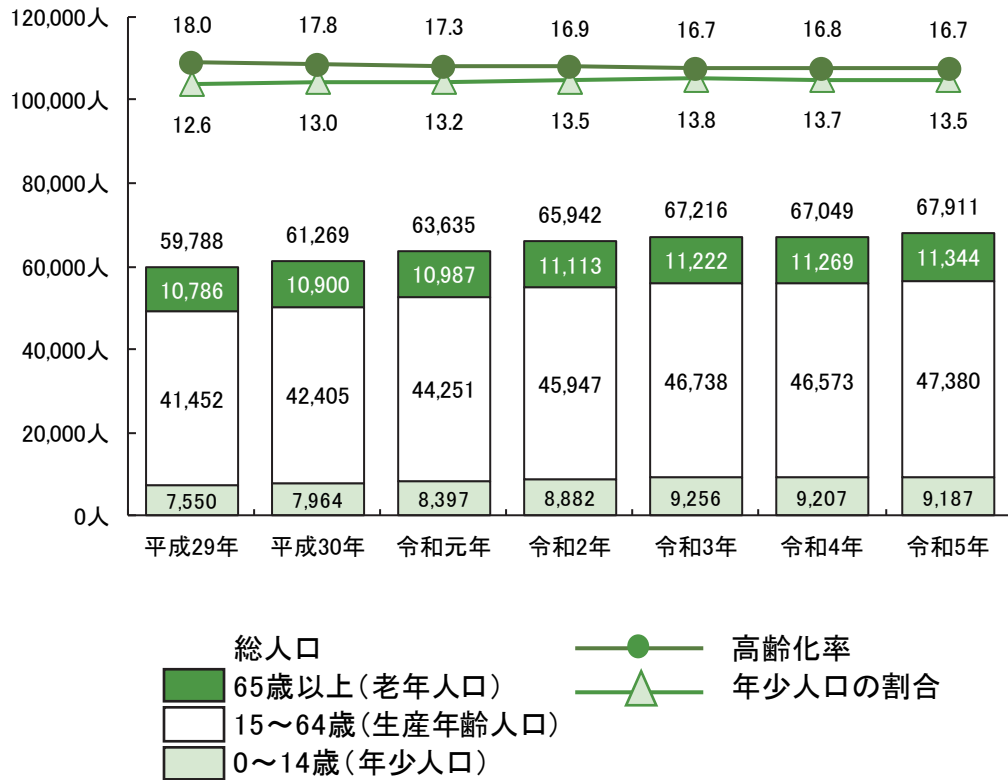
資料:住民基本台帳、各年1月1日現在

平成 29 (2017) 年から令和 5 (2023) 年の本区の人口の推移をみると、総人口は平成 29 (2017) 年の 59,788 人から、令和 5 (2023) 年には 67,911 人と、8,123 人の増加となっています。

世帯数も増加傾向にあり、令和 5 (2023) 年には 38,548 世帯と、平成 29 (2017) 年に比べて、4,952 世帯の増加となっています。

1世帯当たり人員数は、平成 29 (2017) 年の 1.78 人から令和 5 (2023) 年の 1.76 人に微減しています。

【年齢3区分別人口の推移】



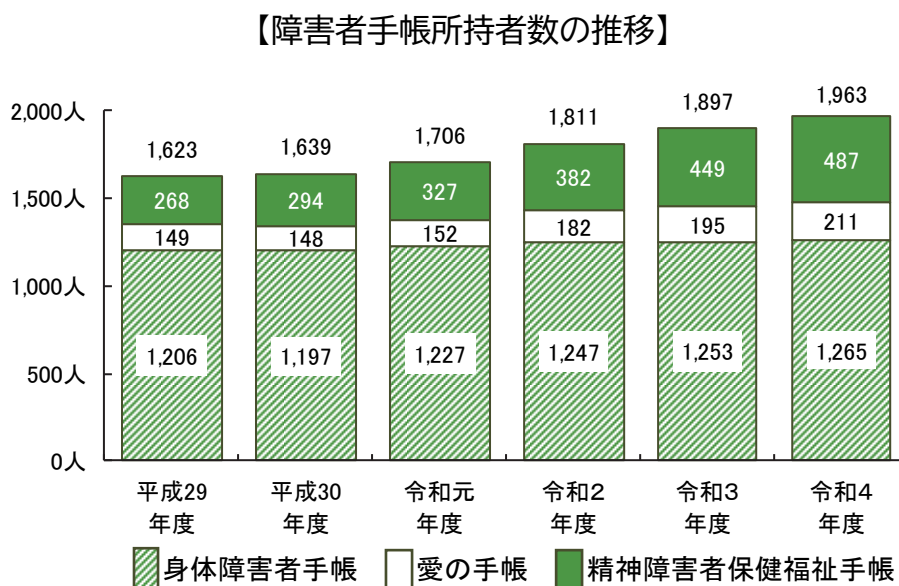
資料:住民基本台帳、各年1月1日現在

年齢3区分別人口の推移をみると、各年齢層とも増加傾向にありますが、「65歳以上(老年人口)」が平成29(2017)年から令和5(2023)年に1.1倍の増加であり、「15～64歳(生産年齢人口)」も1.1倍の増加、「0～14歳(年少人口)」は1.2倍の増加となっています。

平成29(2017)年から令和5(2023)年にかけて、高齢化率(総人口に占める老年人口の割合)は18.0%から16.7%と1.3ポイントの減少となっているのに対して、年少人口の割合は12.6%から13.5%と、0.9ポイントの増加となっており、構成比では、年少人口の割合の増加が目立っています。

(2) 障害者数の推移

① 障害者手帳所持者数の推移

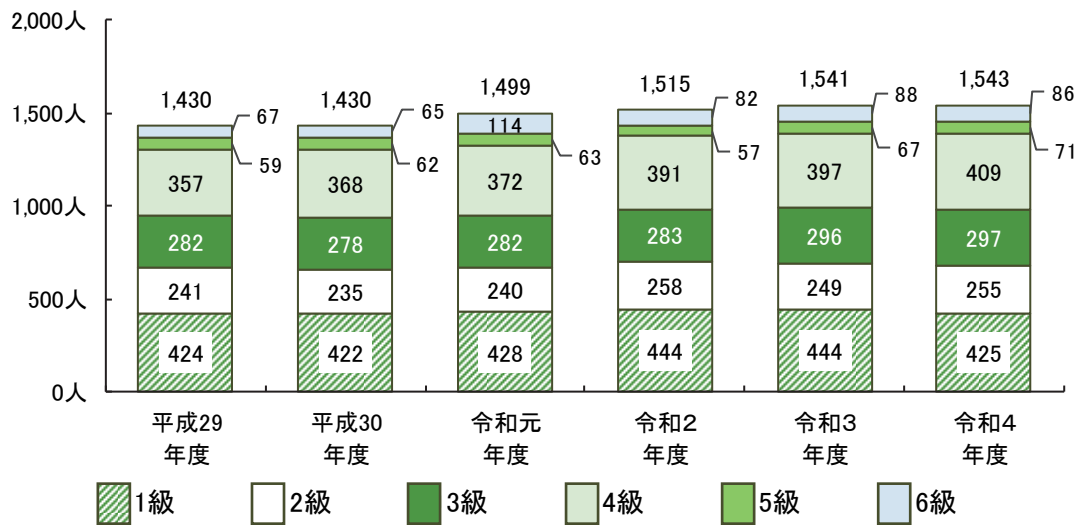


各種障害者手帳所持者数の推移をみると、「身体障害者手帳」は、すべての手帳の中で所持者数が最も多くなっています。

「身体障害者手帳」「愛の手帳」は所持者数が増加しているものの、「精神障害者保健福祉手帳」は平成 29 (2017) 年度から令和4 (2022) 年にかけて 1.8 倍に増加しています。

② 身体障害者手帳所持者の状況

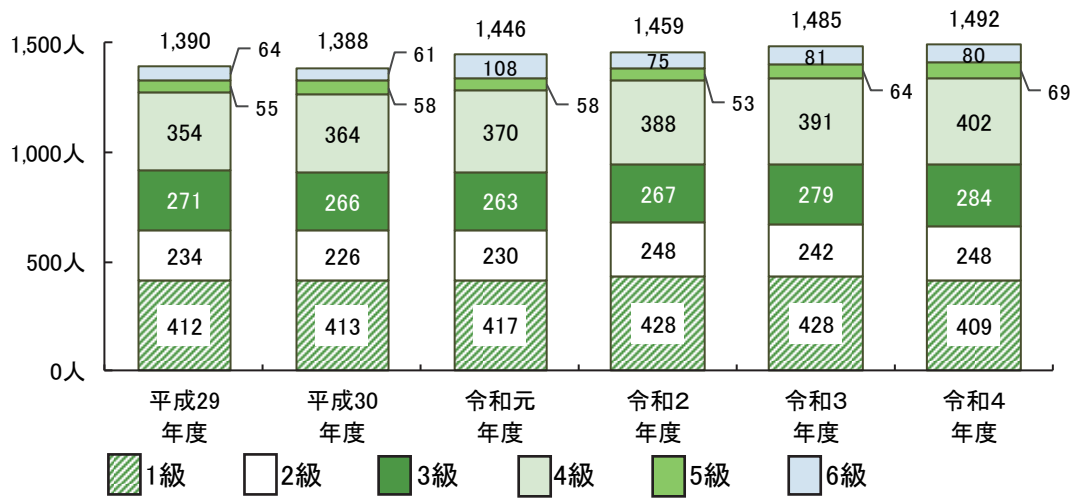
【身体障害者手帳所持者／等級別】



※ 障害別数値。重複障害の方も入るため、身体障害者手帳所持者実数とは異なる。
資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

身体障害者手帳所持者の等級の内訳をみると、すべての等級について、増加傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者／等級別／18歳以上】

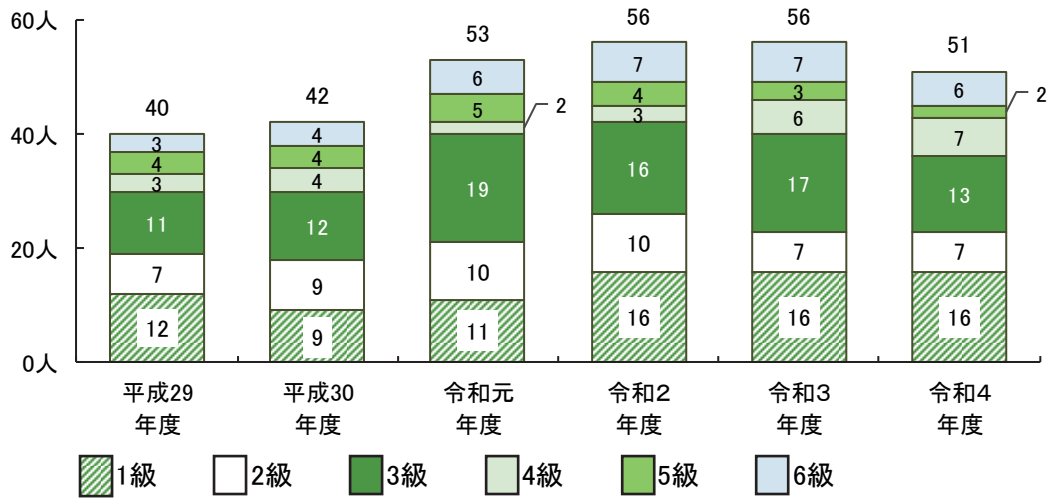


※ 障害別数値。重複障害の方も入るため、身体障害者手帳所持者実数とは異なる。
資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳以上の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29（2017）年度の1,390人から、令和4（2022）年度には1,492人と102人の増加となっています。

平成29（2017）年度から令和4（2022）年度にかけて、「1級」は減少しているのに対し、「2級」「3級」「4級」「5級」「6級」は増加しています。

【身体障害者手帳所持者／等級別／18歳未満】

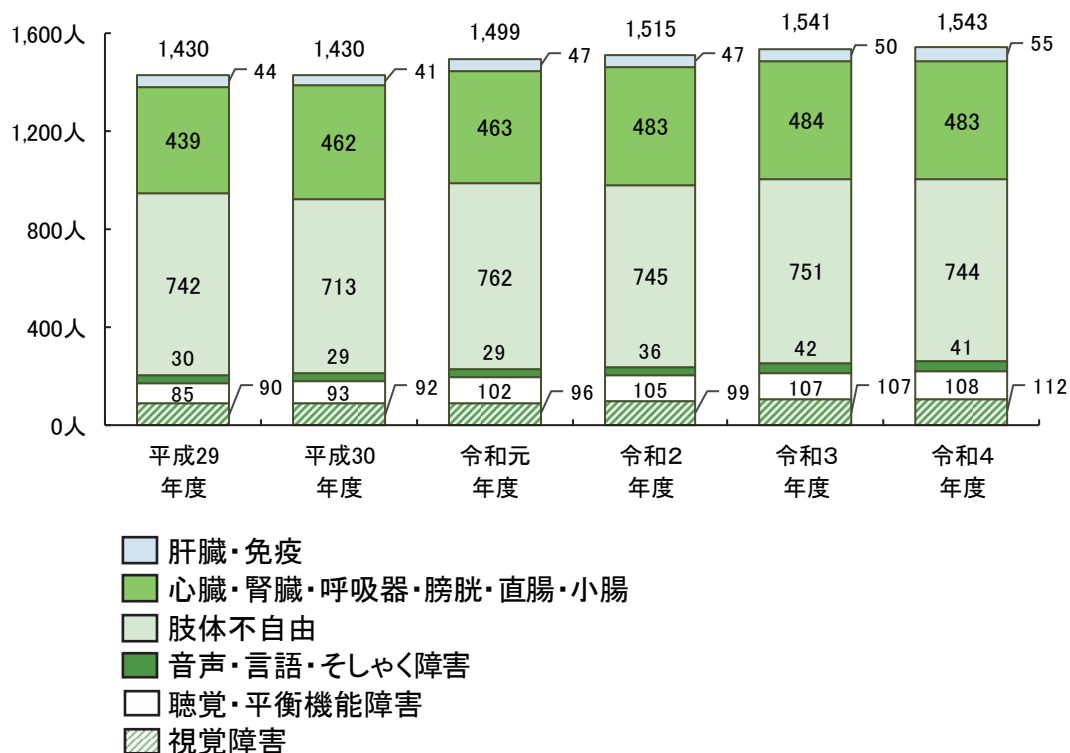


※ 障害別数値。重複障害の方も入るため、身体障害者手帳所持者実数とは異なる。
資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳未満の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29（2017）年度の40人から、令和2（2020）年度には56人と1.4倍の増加となっています。

等級の構成比をみると、令和4（2022）年度では「1級」31.4%が最も高く、次いで「3級」は25.5%、「2級」と「4級」がともに13.7%と続いています。

【身体障害者手帳所持者／主な障害別】

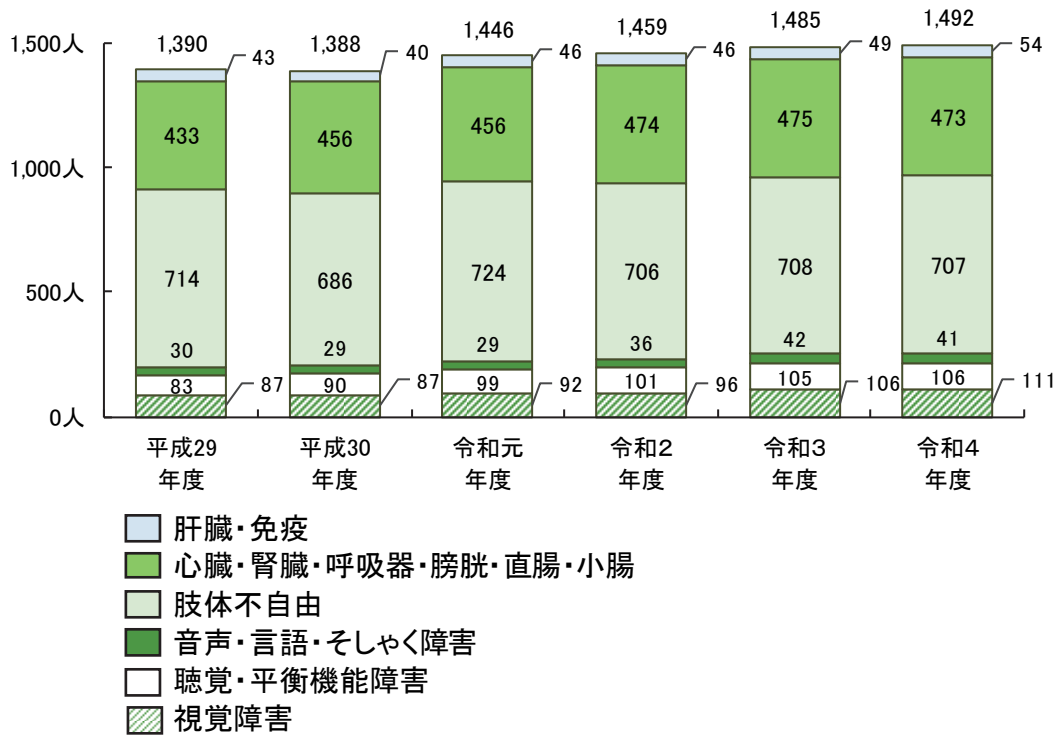


※ 重複障害の方も入るため、身体障害者手帳所持者実数とは異なる。

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

身体障害者手帳所持者の主な障害の内訳をみると、各年度とも「肢体不自由」と「心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸」が多くなっており、「肢体不自由」は50%前後、「心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸」は30%前後の割合を占めています。

【身体障害者手帳所持者／主な障害別／18歳以上】



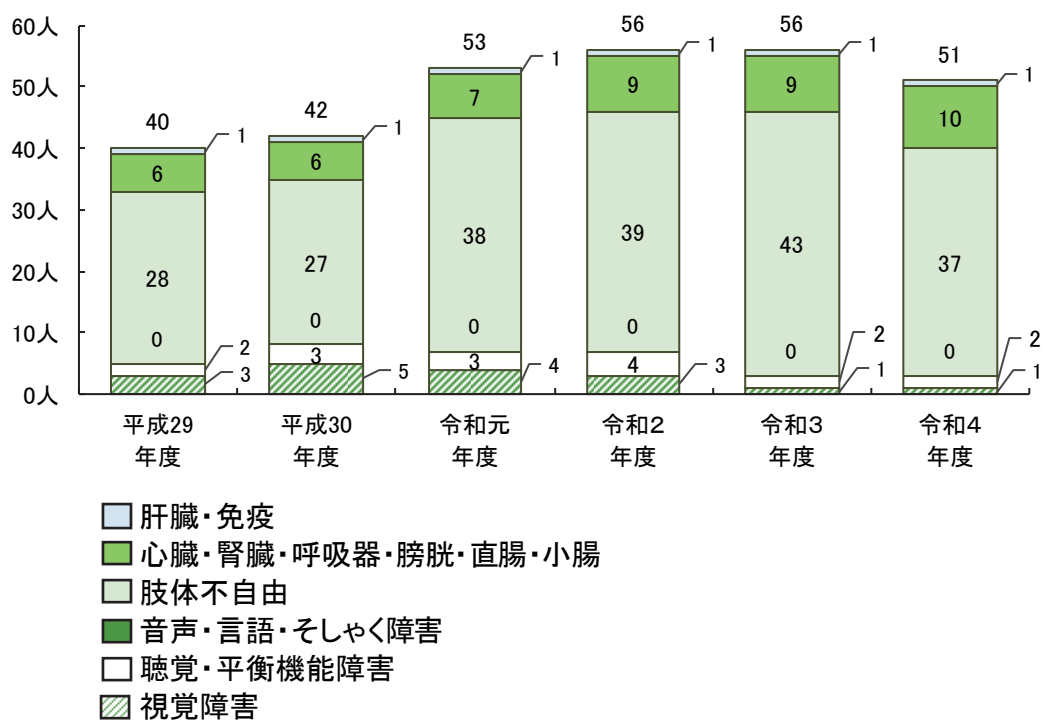
※ 重複障害の方も入るため、身体障害者手帳所持者実数とは異なる。

資料：千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳以上の身体障害者手帳所持者の主な障害の内訳をみると、各年度とも「肢体不自由」と「心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸」が多くなっています。

令和4（2022）年度は平成29（2017）年度に比べ、「視覚障害」「聴覚・平衡機能障害」「肝臓・免疫」では1.3倍、「音声・言語・そしゃく障害」では1.4倍の増加となっています。

【身体障害者手帳所持者／主な障害別／18歳未満】

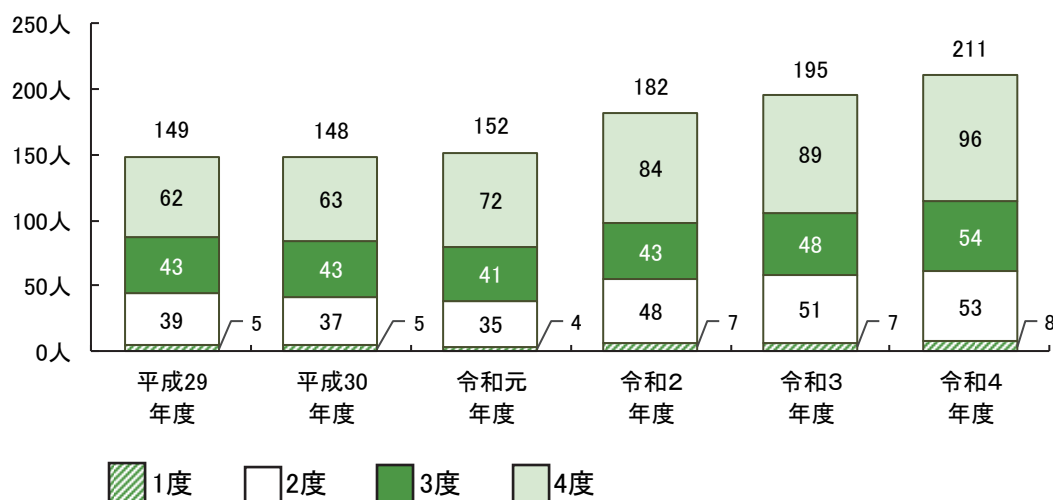


※ 重複障害の方も入るため、身体障害者手帳所持者実数とは異なる。
資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳未満の身体障害者手帳所持者の主な障害の内訳をみると、各年度とも「肢体不自由」が最も多く、令和4（2022）年度は平成29（2017）年度に比べ、1.3倍の増加となっており、令和4（2022）年度の構成比は72.5%となっています。

③ 愛の手帳所持者の状況

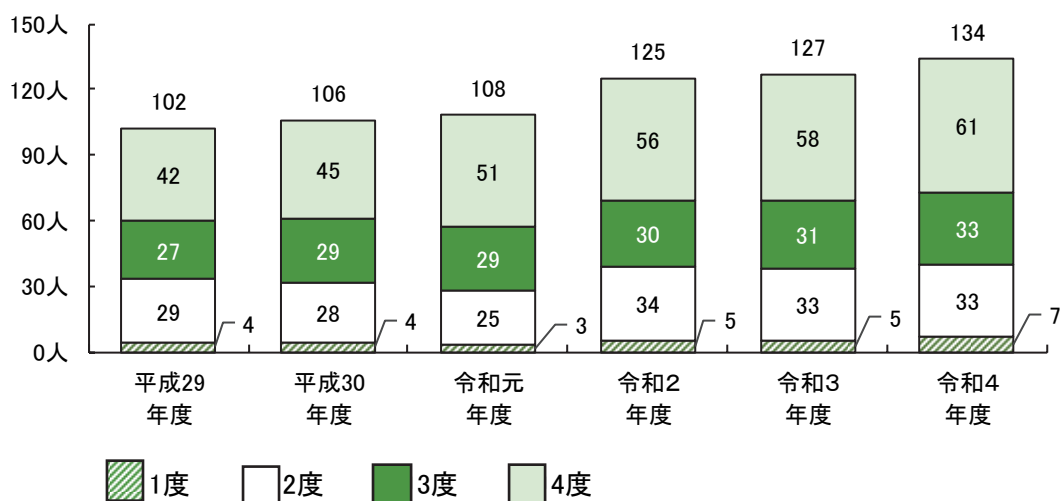
【愛の手帳所持者／程度別】



資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

愛の手帳所持者数は、平成 29（2017）年度は 149 人でしたが、令和 4（2022）年度には 211 人と 62 人の増加となっています。程度の内訳をみると、各年度とも「4度」が最も多く、次いで「3度」と「2度」が多くなっています。

【愛の手帳所持者／程度別／18歳以上】

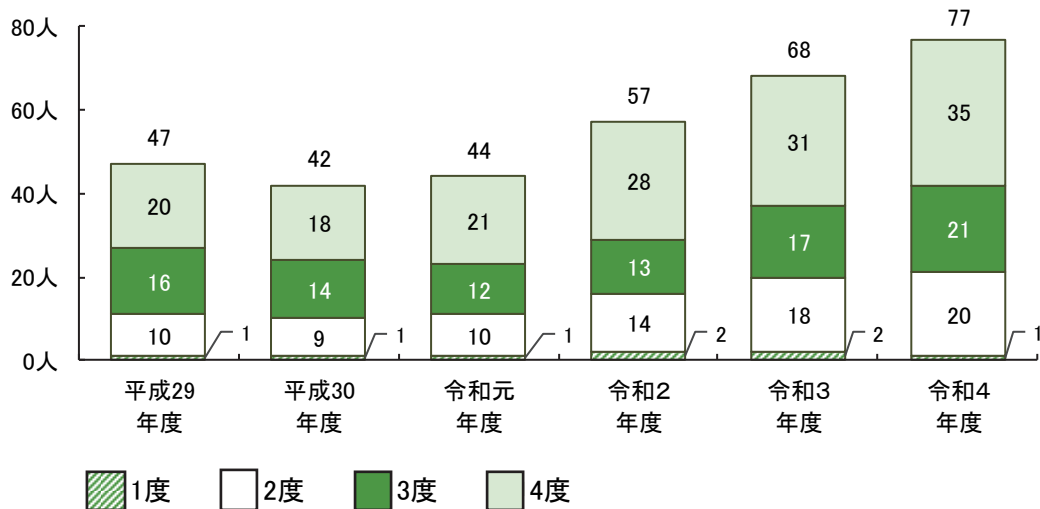


資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳以上の愛の手帳所持者数は、平成 29（2017）年度の 102 人から、令和 4（2022）年度には 134 人と、32 人の増加となっています。

程度の内訳をみると、「4度」は、平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度にかけて 1.5 倍の増加となっています。

【愛の手帳所持者／程度別／18歳未満】

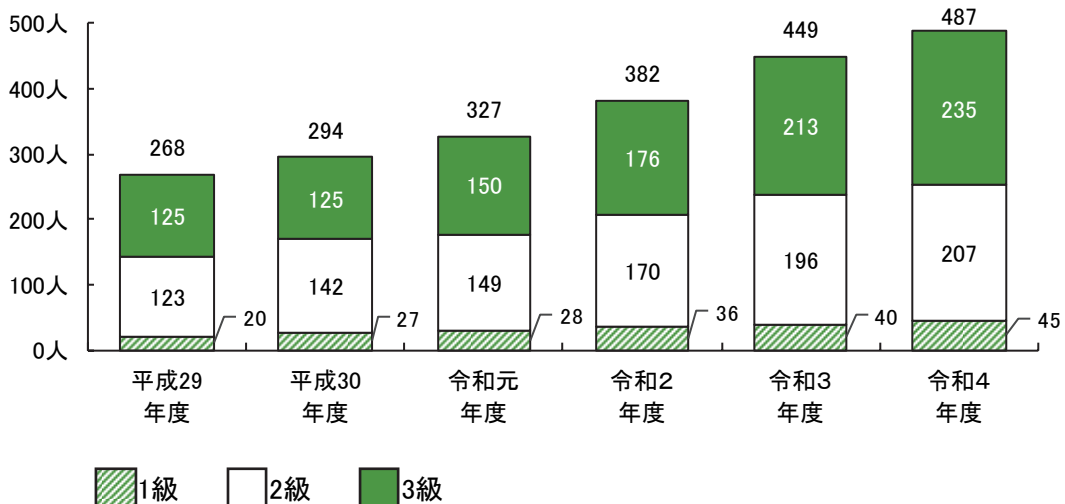


資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

18歳未満の愛の手帳所持者数は、平成29（2017）年度の47人から、令和4（2022）年度には77人と30人増加しています。程度の内訳をみると、各年度「4度」を占める割合が高くなっています。

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

【精神障害者保健福祉手帳所持者／等級別】



資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成29（2017）年度には268人でしたが、令和4（2022）年度には487人と、1.8倍の増加となっています。

等級の内訳をみると、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度にかけて、「1級」は2.3倍、「2級」は1.7倍、「3級」は1.9倍の増加となっています。

⑤ 自立支援医療(精神通院医療)受給者の状況

【自立支援医療(精神通院医療)の疾病別内訳】

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
内訳	統合失調症等	79人	138人	136人
	気分障害(うつ病など)	203人	403人	420人
	てんかん	18人	41人	52人
	行動障害(アルコール使用等)	15人	18人	25人
	器質性障害(認知症等)	22人	21人	37人
	その他(分類不明含む)	385人	466人	515人
合計		722人	1,087人	1,185人

資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和2(2020)年度の722人から、令和4(2022)年度には1,185人と、463人の増加となっています。

疾病の内訳をみると、統合失調症等は、令和2(2020)年度の79人から、令和4(2022)年度には136人と、57人の増加となっています。気分障害(うつ病など)は、令和2(2020)年度の203人から、令和4(2022)年度には420人と、217人の増加となっています。

⑥ 難病患者の状況

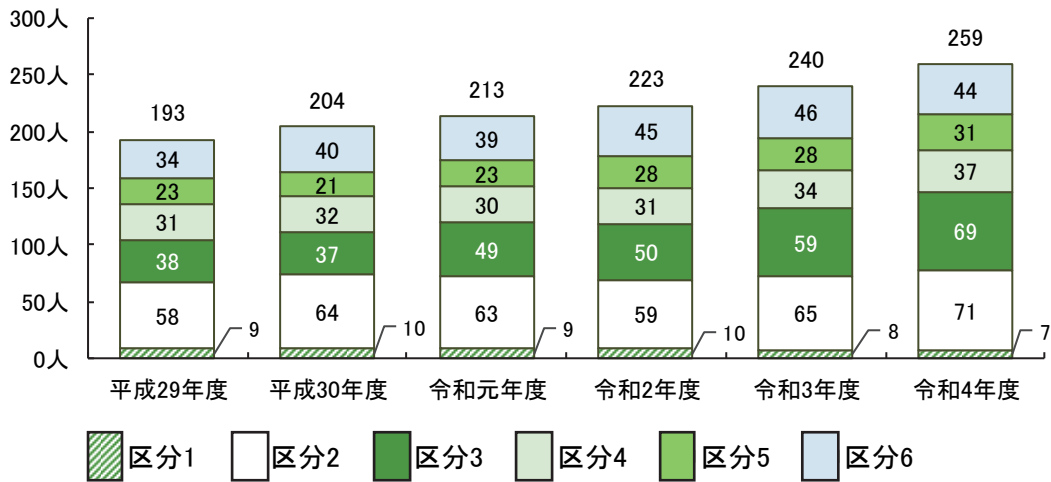
【難病等医療費助成件数(全体)】

疾病名	件数	疾病名	件数
球脊髄性筋萎縮症	2	黄色靱帯骨化症	2
筋萎縮性側索硬化症	3	後縦靱帯骨化症	11
進行性核上性麻痺	10	広範脊柱管狭窄症	2
パーキンソン病	79	特発性大腿骨頭壊死症	7
大脳皮質基底核変性症	6	下垂体性ADH分泌異常症	5
シャルコ・マリー・トゥース病	1	下垂体性TSH分泌亢進症	1
重症筋無力症	16	下垂体性PRL分泌亢進症	2
多発性硬化症	14	クッシング病	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性ニューロパチー	7	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2
多系統萎縮症	6	下垂体前葉機能低下症	9
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	7	サルコイドーシス	5
ミトコンドリア病	1	特発性間質性肺炎	5
もやもや病	4	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2
進行性多巣性白質脳症	1	網膜色素変性症	7
全身性アミロイドーシス	3	原発性胆汁性胆管炎	4
神経線維腫症	3	原発性硬化性胆管炎	3
天疱瘡	3	自己免疫性肝炎	4
高安動脈炎	1	クローン病	21
巨細胞性動脈炎	4	潰瘍性大腸炎	77
結節性多発動脈炎	2	好酸球性消化管疾患	2
顕微鏡的多発血管炎	6	若年性特発性関節炎	5
多発血管炎性肉芽腫症	3	筋ジストロフィー	2
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	11	脊髄空洞症	1
悪性関節リウマチ	4	脊髄髄膜瘤	2
バージャー病	2	類天疱瘡(後天性表皮水泡症を含む)	6
全身性エリテマトーデス	24	マルファン症候群	1
皮膚筋炎・多発性筋炎	14	修正大血管転位症	1
全身性強皮症	8	一次性ネフローゼ症候群	7
混合性結合組織病	4	慢性再発性多発性骨髄炎	1
シェーグレン症候群	13	強直性脊椎炎	6
成人スチル病	3	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群	3
再発性多発軟骨炎	1	胆道閉鎖症	1
ベーチェット病	12	IgG4関連疾患	1
特発性拡張型心筋症	14	好酸球性副鼻腔炎	20
肥大型心筋症	4	特発性多中心性キャッスルマン病	2
再生不良性貧血	3	原発性骨髄線維症母斑症	1
特発性血小板減少性紫斑病	6	人工透析を必要とする腎不全	122
原発性免疫不全症候群	1	先天性血液凝固因子欠乏症	11
IgA 腎症	10	急速進行性糸球体腎炎	1
多発性嚢胞腎	10	合計	693

資料:千代田区データ、令和5(2023)年3月末の件数

⑦ 障害福祉サービスの利用状況

【障害支援区分認定者数の推移／区分別】

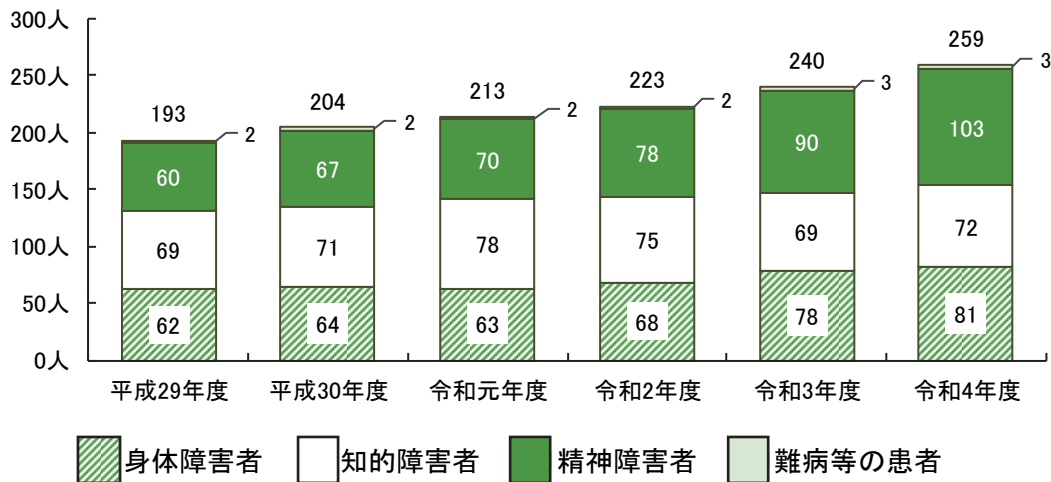


資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

障害支援区分認定者数の推移をみると、平成29（2017）年度は193人であったのに対して、令和4（2022）年度には259人と、66人の増加となっています。

支援区分の内訳をみると、各年度とも「区分2」が最も多く、令和4（2022）年度には全体の27.4%を占めています。

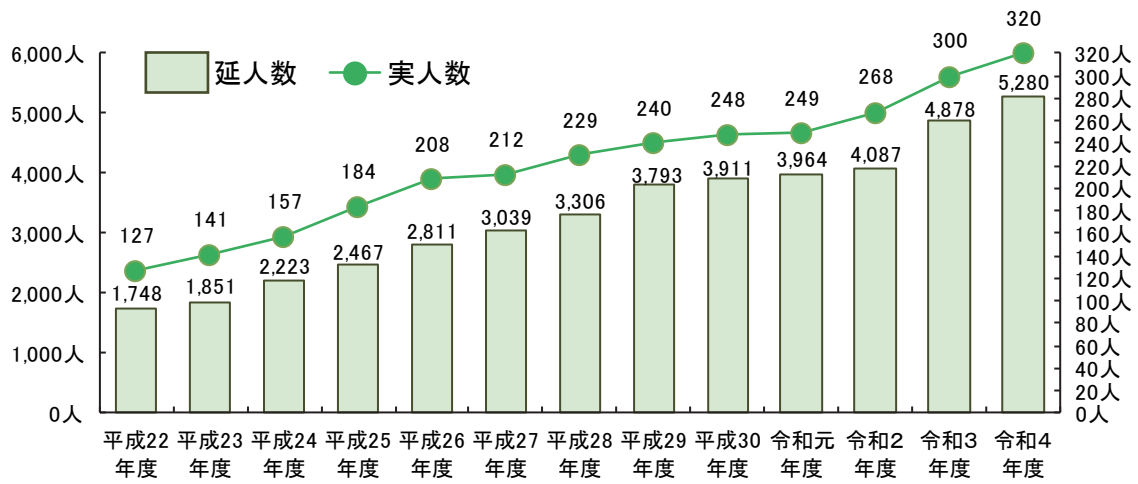
【障害支援区分認定者数の推移／障害種別】



資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

障害支援区分認定者数の推移について障害種別にみると、「難病等の患者」は各年度とも少なく、「身体障害者」「精神障害者」は増加傾向にあります。

【障害福祉サービス利用者数(実人数・延人数)の推移】



資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

障害福祉サービスの実利用人数の推移をみると、平成 29（2017）年度には 240 人でしたが、令和 4（2022）年度には 320 人と、80 人の増加となっています。

(3)障害児等の状況

① 障害児の就園・就学状況

【保育園・こども園における障害児の受け入れ状況】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
障害児の 受け入れ 園数	保育園	2園	3園	2園	3園	4園	3園
	こども園	0園	2園	0園	1園	2園	2園
在籍している障害児数		2人	2人	6人	6人	8人	6人

資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

【障害児保育(居宅訪問型)の利用状況】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
障害児保育(居宅訪問型)	2園	3園	2園	1園	1園	1園
年度内 利用人数	2人	3人	2人	2人	1人	1人

資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

【特別支援学級(知的障害)の設置・在籍状況】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
特別支援学級 設置校数	小学校	1校	1校	1校	1校	1校	2校
	中学校	1校	1校	1校	1校	1校	1校
在籍している 障害児数	小学校	14人	12人	19人	21人	25人	31人
	中学校	4人	8人	12人	11人	9人	9人

資料:千代田区データ、各年5月1日現在

【特別支援教室(情緒障害等)・通級指導学級(言語障害)の在籍状況】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
特別支援教室 (情緒障害等) ※	小学校	67人	109人	127人	142人	178人	179人
	中学校、 中等教育学校	14人	18人	22人	27人	35人	42人
通級指導学級 (言語障害)	小学校	19人	13人	11人	8人	14人	19人

※ 特別支援教室は、平成28(2016)年度から導入。それ以前は、通級指導学級(情緒障害等)

資料:千代田区データ、各年5月1日現在

② 障害児通所支援の利用状況

【障害児通所支援の利用状況】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
児童発達支援	42人	47人	38人	48人	48人	56人
医療型児童発達支援	2人	3人	2人	1人	1人	0人
放課後等デイサービス	51人	65人	76人	88人	95人	105人
保育園等訪問支援事業	2人	3人	5人	4人	9人	10人
居宅訪問型児童発達支援		0人	1人	5人	6人	6人
合計	97人	118人	122人	146人	159人	177人

資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

③ 障害児相談支援における利用計画作成の状況

【障害児相談支援における利用計画作成数】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
障害児相談支援事業所	2人	4人	4人	16人	26人	28人
保護者セルフプラン	95人	114人	118人	146人	159人	177人
合計	97人	118人	122人	162人	185人	205人

資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

【区内にある障害児通所支援及び障害児相談支援の事業所数】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
障害児通所支援事業所	児童発達支援	2所	2所	2所	3所	4所	4所
	医療型児童発達支援	0所	0所	0所	0所	0所	0所
	放課後等 デイサービス	3所	3所	3所	3所	4所	4所
	保育園等訪問 支援事業	0所	1所	1所	2所	3所	3所
	居宅訪問型児童 発達支援		0所	1所	1所	1所	1所
	合計	5所	6所	7所	9所	12所	12所
障害児相談支援事業所		1所	2所	3所	2所	3所	5所

資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

【千代田区子ども発達センター(さくらキッズ)の利用状況】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
登録人数		323人	366人	368人	391人	426人	421人
利用 延べ 人数	個別指導	2,675人	2,847人	2,923人	2,241人	2,413人	2,367人
	集団指導	2,651人	2,564人	2,538人	2,163人	2,513人	2,540人
	合計	5,326人	5,411人	5,461人	4,795人	5,352人	4,907人

資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

④ 小児慢性特定疾病の状況

【小児慢性特定疾病医療券受給者数の推移】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
悪性新生物	6人	7人	9人	1人	4人	2人
慢性腎疾患	3人	0人	0人	0人	0人	1人
慢性呼吸器疾患	0人	0人	0人	0人	1人	2人
慢性心疾患	6人	7人	4人	1人	7人	5人
内分泌疾患	5人	5人	10人	0人	7人	9人
膠原病	1人	1人	2人	1人	2人	1人
糖尿病	0人	1人	0人	0人	2人	1人
先天性代謝異常	1人	0人	0人	0人	0人	0人
血液疾患	2人	2人	1人	1人	2人	2人
免疫疾患	0人	0人	0人	0人	0人	0人
神経・筋疾患	1人	1人	1人	1人	3人	4人
慢性消化器疾患	2人	3人	5人	1人	5人	6人
染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	0人	0人	0人	0人	1人	1人
皮膚疾患	0人	2人	2人	1人	2人	1人
合計	27人	29人	34人	7人	36人	35人

資料:千代田区データ、各年度3月31日現在

(4)障害者雇用の状況

【千代田区障害者就労支援センターの支援で企業雇用した全人数】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
各年度内の 雇用者数	身体障害者	16人	16人	15人	15人	15人	18人
	知的障害者	25人	29人	27人	28人	27人	25人
	精神障害者	28人	36人	36人	38人	49人	43人
	精神(手帳なし)	6人	4人	5人	1人	2人	5人
	高次脳機能障害	1人	1人	1人	1人	1人	2人
	難病患者	2人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	78人	86人	84人	83人	94人	93人

資料:千代田区障害者就労支援センター資料、各年度3月31日現在

【千代田区障害者就労支援センターの支援で新たに企業雇用された人数】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
各年度の 新規雇用者数	身体障害者	4人	4人	4人	2人	0人	4人
	知的障害者	2人	4人	8人	6人	2人	4人
	精神障害者	11人	13人	8人	6人	13人	11人
	精神(手帳なし)	2人	1人	1人	0人	1人	1人
	高次脳機能障害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	難病患者	2人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	21人	22人	21人	14人	16人	20人

資料:千代田区障害者就労支援センター資料、各年度3月31日現在

【ハローワーク飯田橋管内(千代田区、中央区、文京区)の全雇用者数】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
民間企業 の雇用者数	身体障害者	38,157人	39,202人	40,034人	39,556人	39,815人	40,321人
	知的障害者	10,117人	11,114人	12,192人	12,624人	13,670人	14,521人
	精神障害者	8,144人	9,660人	11,796人	12,871人	14,193人	16,332人
	合計	56,418人	59,976人	64,022人	65,051人	67,678人	71,174人

※ ハローワーク飯田橋(飯田橋公共職業安定所)管内に本社のある企業が雇用している障害者の実人員
資料:ハローワーク飯田橋(飯田橋公共職業安定所)資料、各年6月1日現在

【民間企業の障害者雇用率の変化】

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
法定雇用率		2.0%	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%
民間企業 雇用率	全国	1.97%	2.05%	2.11%	2.15%	2.20%	2.25%
	東京都	1.88%	1.94%	2.00%	2.04%	2.09%	2.14%
	千代田区	2.00%	2.08%	2.13%	2.15%	2.23%	2.25%

資料:厚生労働省・ハローワーク飯田橋(飯田橋公共職業安定所)資料、各年6月1日現在

3 計画策定のためのアンケート調査結果のポイント

(1)調査の概要

第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画のため、令和4（2022）年度にアンケート調査を実施しました。この調査は、本区に居住する障害者手帳所持者等の障害福祉サービスの利用実態及び利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とする目的で実施しました。

■ 調査地域 千代田区全域

■ 調査対象

- ①身体障害者手帳所持者
- ②愛の手帳所持者
- ③精神障害者手帳所持者及び精神通院医療助成受給者
- ④難病医療助成受給者
- ⑤障害児福祉サービス利用者

■ 調査方法:郵送法(郵送配布－郵送回収)

■ 調査時期:令和5(2023)年3月17日～3月28日

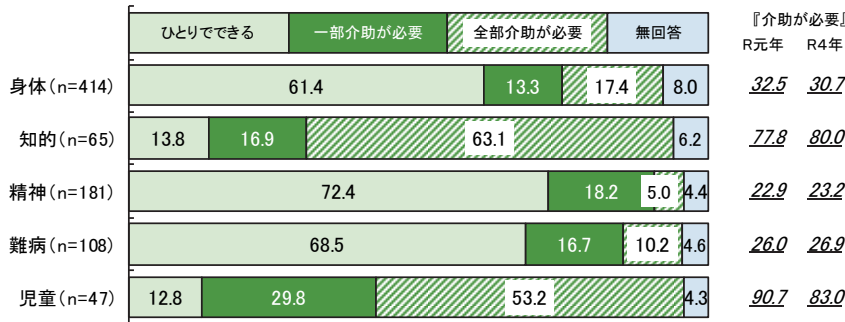
■ 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
①身体	1,177	414	35.2%
②知的	161	65	40.4%
③精神	707	181	25.6%
④難病	365	108	29.6%
⑤児童	155	47	30.3%
合計	2,565	815	31.8%

(2)障害種別にみた調査結果のポイント

※「n」は回答者数
 ※特に断りのない場合、数値は%

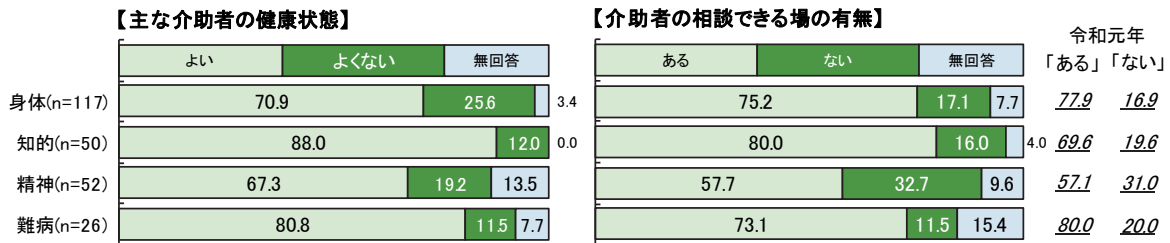
① 日常生活に必要な手助け(通院) ▶単数回答



日常生活に必要な手助け(通院)は、知的と児童で『介助が必要』が8割台。

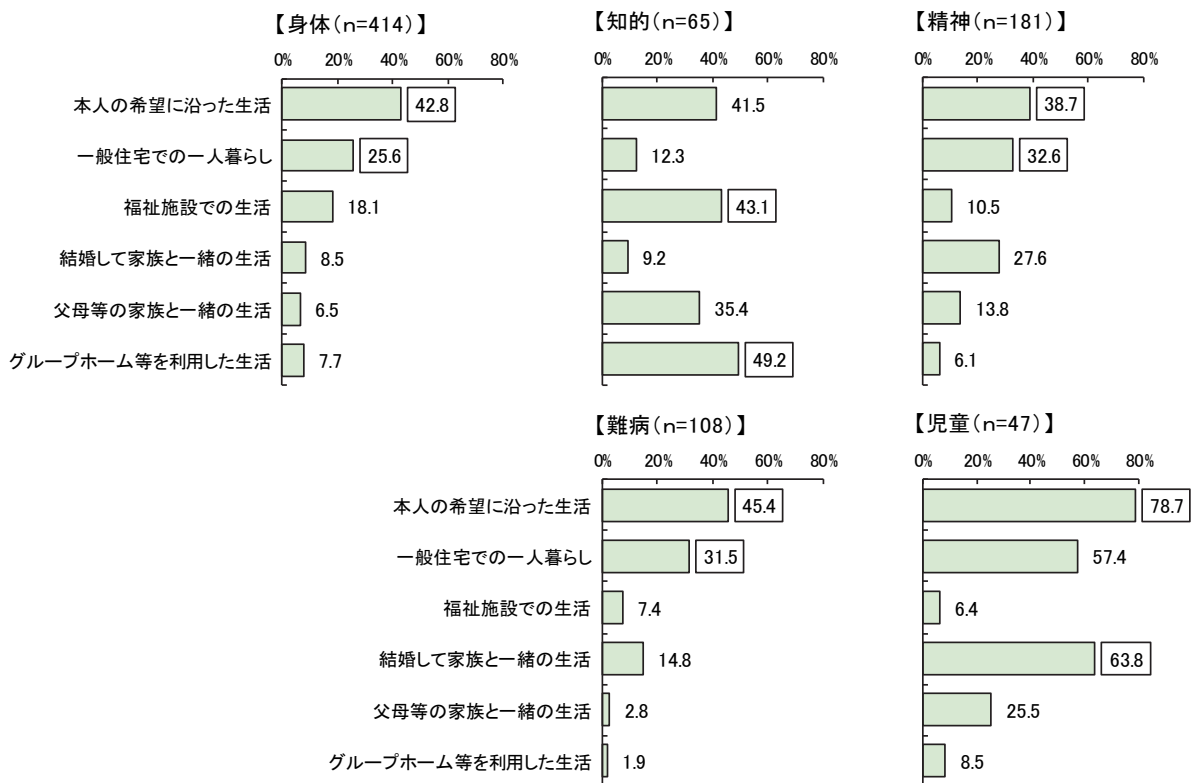
※ 『介助が必要』 = 「一部介助が必要」 + 「全部介助が必要」

② 主な介助者の健康状態及び介助者の相談できる場の有無 ▶単数回答



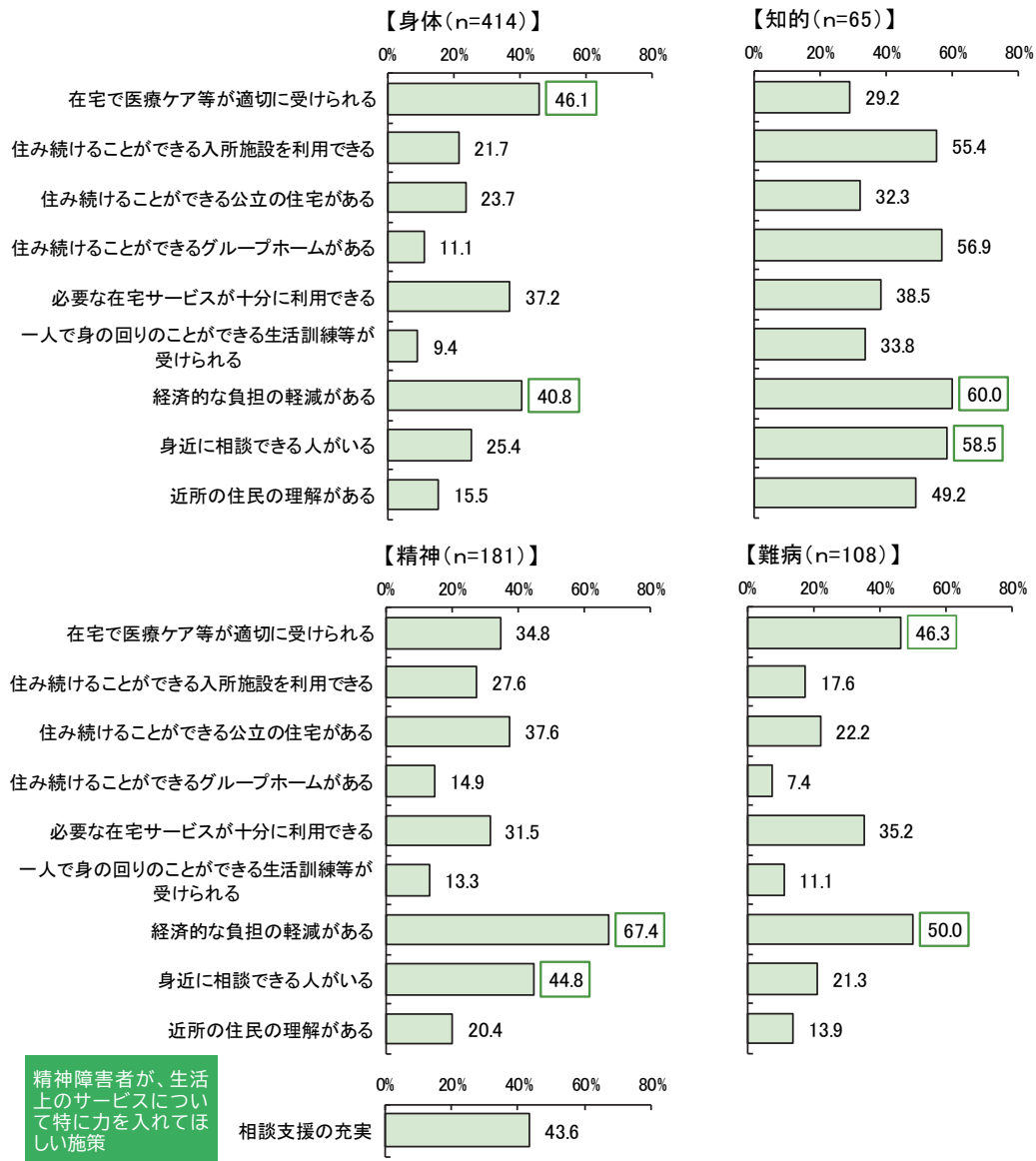
介助者の健康状態は「よくない」が1～2割台。
 精神障害者の介助者の相談できる場は「ない」が令和元(2019)年に引き続き3割台。

③ 将来望む生活 ▶複数回答



④ 地域で生活するために必要な支援 ▶複数回答

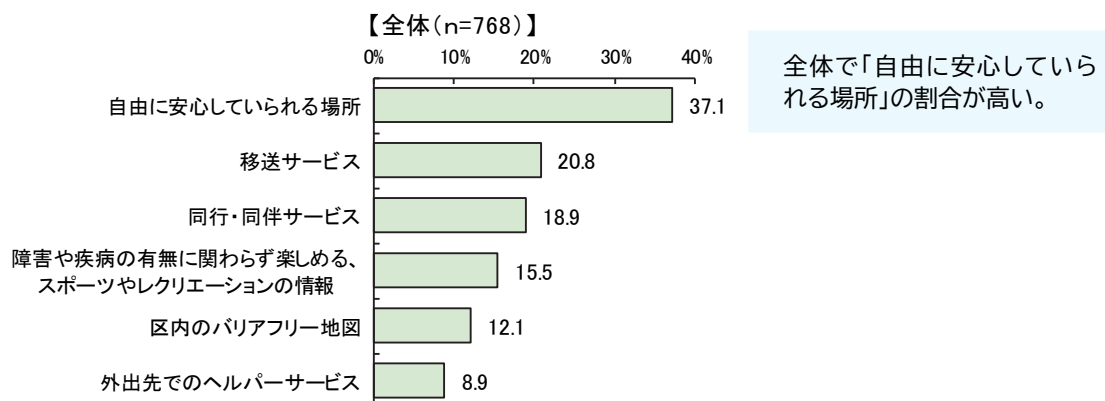
※□は、上位2位



精神障害者が、生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策

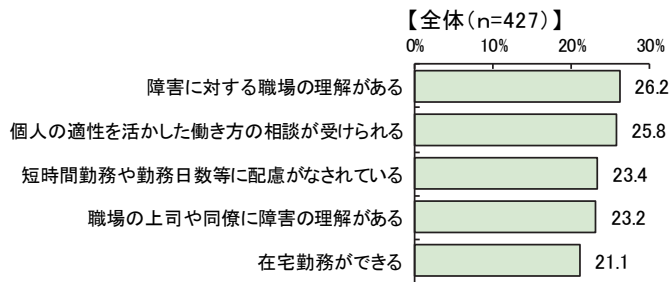
身体障害者と難病の方では、「在宅での医療ケア」と「経済的負担の軽減」の割合が高い。
知的障害者と精神障害者では、「経済的負担の軽減」と「身近に相談できる人がいる」の割合が高い。
精神障害者では、生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策においても「相談支援の充実」の割合が高い。

⑤ 外出に必要な支援 ▶複数回答



全体で「自由に安心していられる場所」の割合が高い。

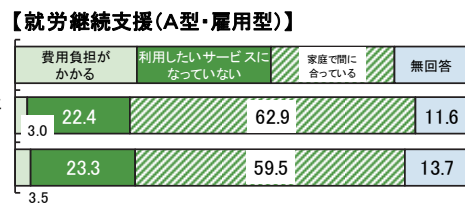
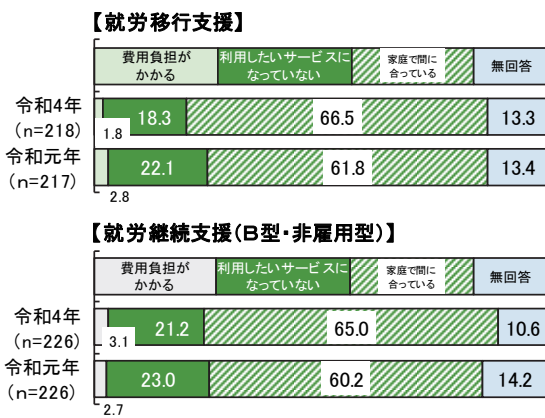
⑥ 必要な就労支援 ▶複数回答



上位2位は、「障害に対する職場の理解がある」「個人の適性を活かした働き方の相談が受けられる」。

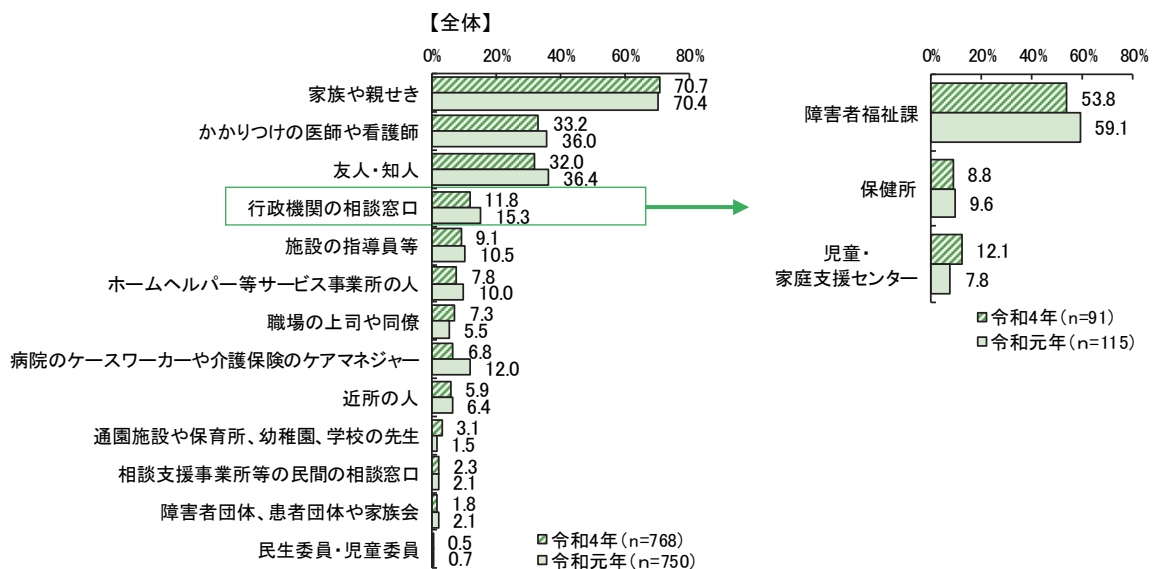
※ 上位5位の選択肢を掲載

⑦ 障害福祉サービスを利用しない理由 ▶単数回答

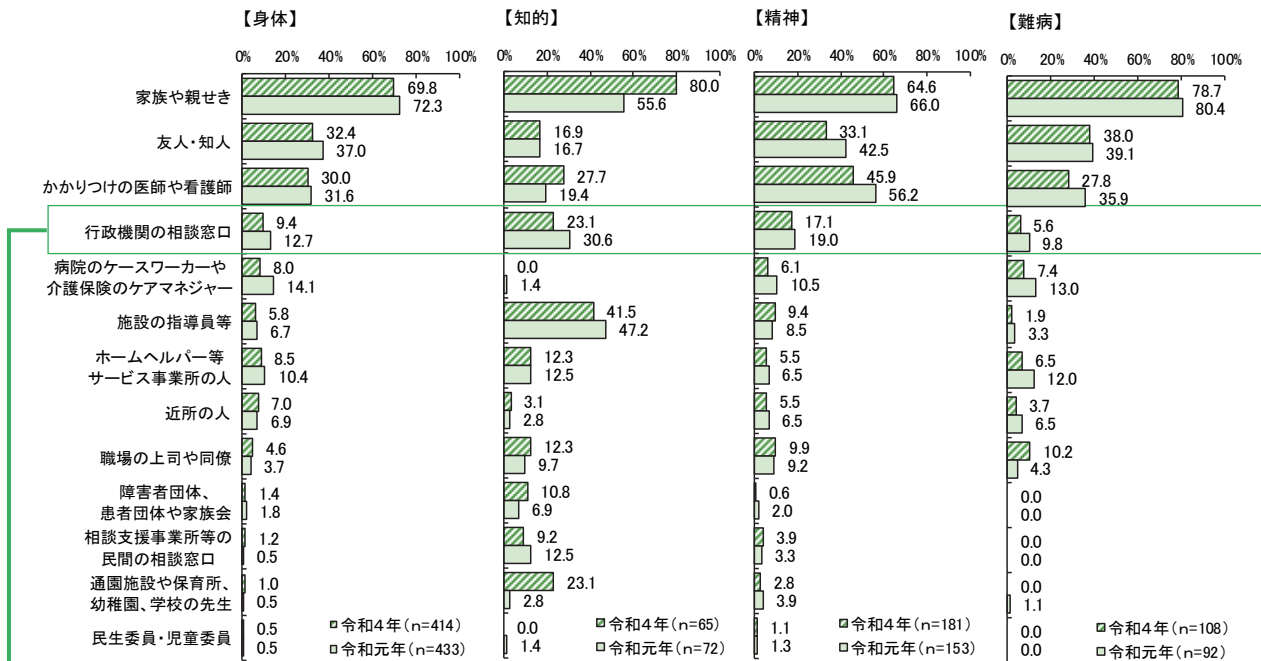


就労系のサービスを利用しない理由では、「利用したいサービスになっていない」が約2割。

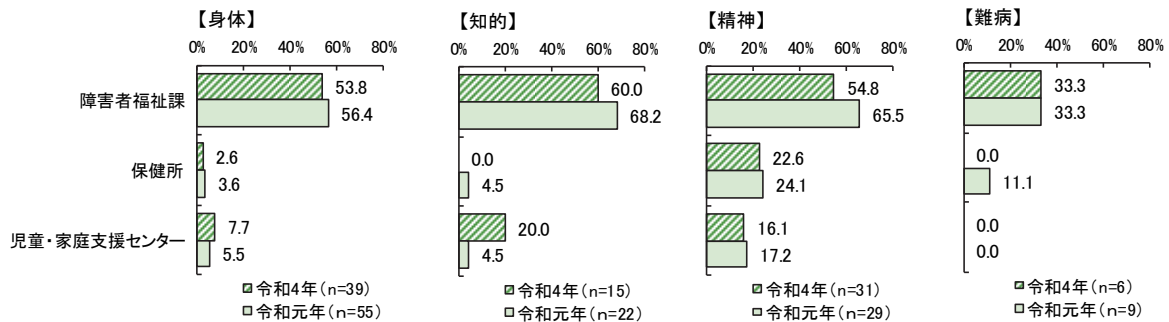
⑧ 悩みや困り事の相談先(行政機関の相談窓口の具体的な機関) ▶複数回答



◆ 相談先(各障害別) ▶複数回答

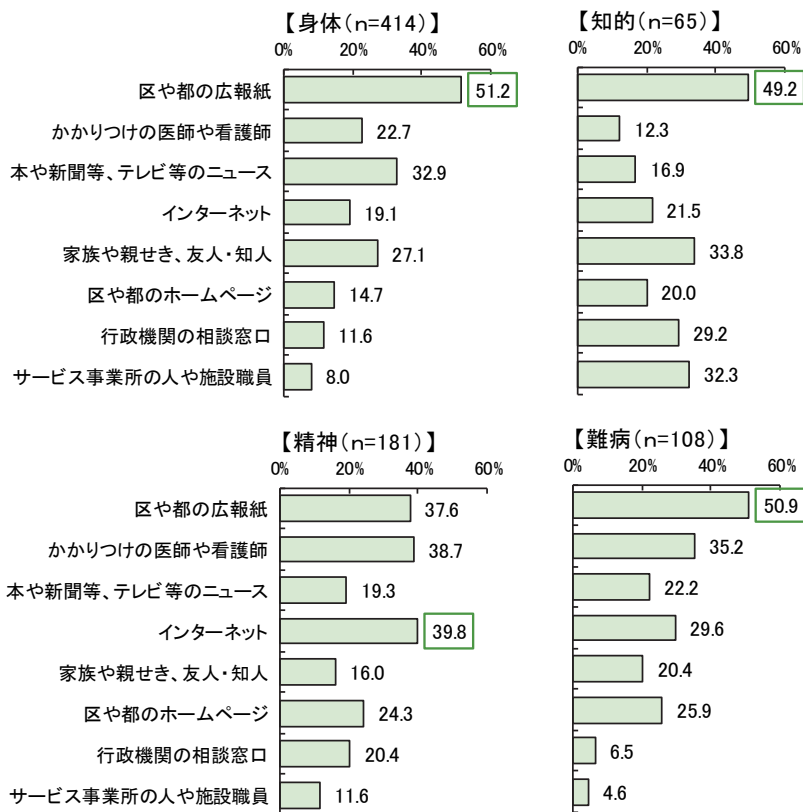


◆ 行政機関の相談窓口の具体的な機関(各障害別) ▶複数回答



令和元(2019)年度と比較すると、知的障害者の相談先は、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が 20.3 ポイント増加。また、行政機関の相談窓口は、「児童・家庭支援センター」が 15.5 ポイント増加。

⑨ 情報の入手先 ▶複数回答



※□は、上位1位

精神障害者の情報の入手先は、「インターネット」が約4割。

⑩ 障害者差別解消法の認知度 ▶単数回答

	名前も内容も知っている	名前は知っているが内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
令和4年 (n=768)	15.6	22.0	52.9	9.5
令和元年 (n=750)	13.5	24.0	53.6	8.9

令和元(2019)年度と比較して、認知度は向上しているが、いまだ内容を知っているのは、1割台半ば。

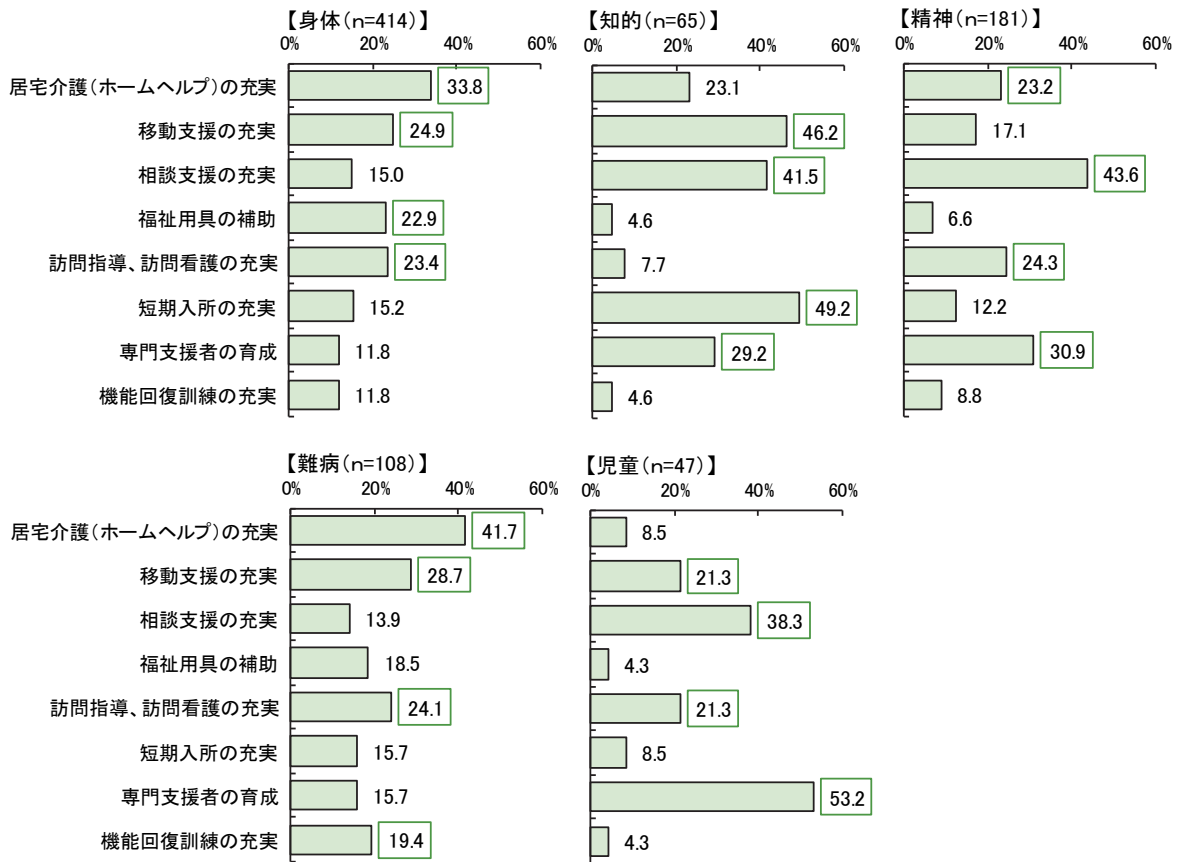
⑪ ヘルプマークやヘルプカードの認知度 ▶単数回答

	知っている	知らない	無回答
令和4年 (n=768)	69.7	15.0	15.4
令和元年 (n=750)	60.1	30.1	9.7

令和元(2019)年度と比較して、「知っている」は約7割で、9.6ポイント増加。

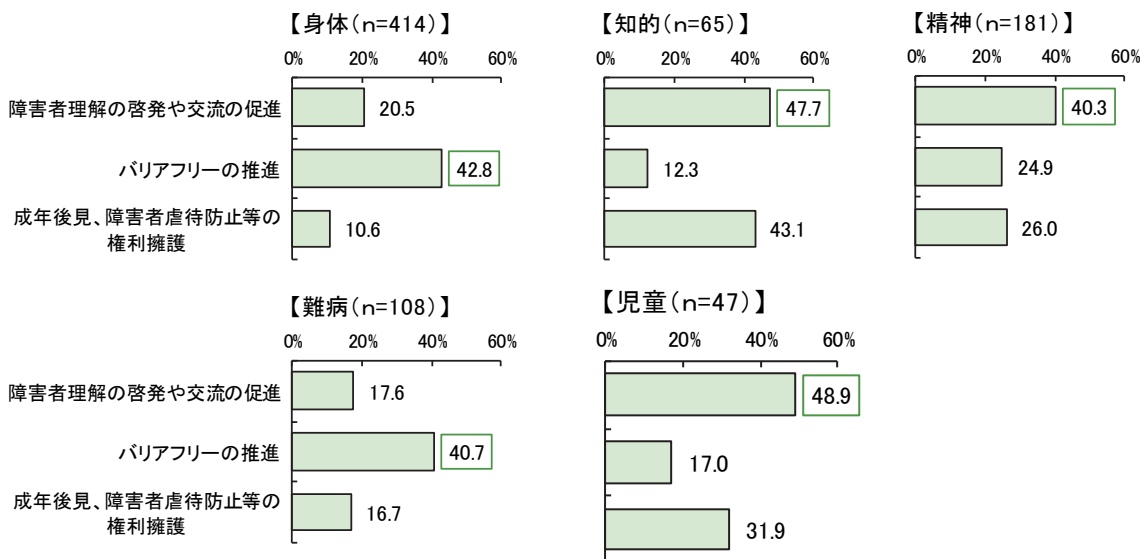
⑫ 生活上のサービスについて特に力を入れてほしい施策 ▶▶複数回答

※□は、上位4位



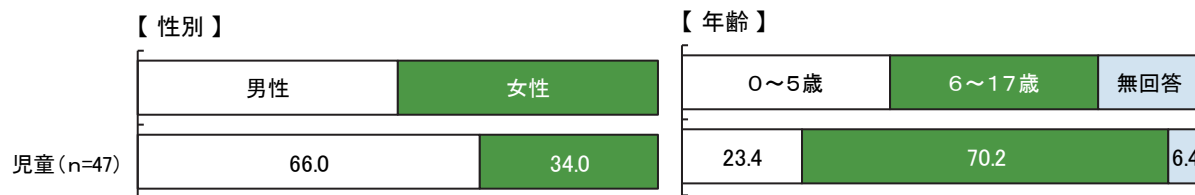
⑬ その他の特に力を入れてほしい施策 ▶▶複数回答

※□は、上位1位



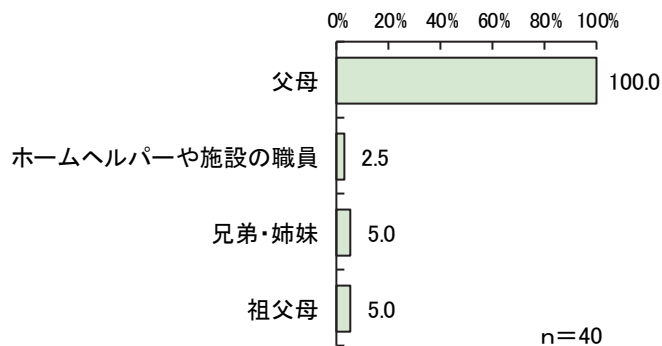
(3)障害児等に関する調査結果のポイント

① 児童の性別・年齢 ▶単数回答



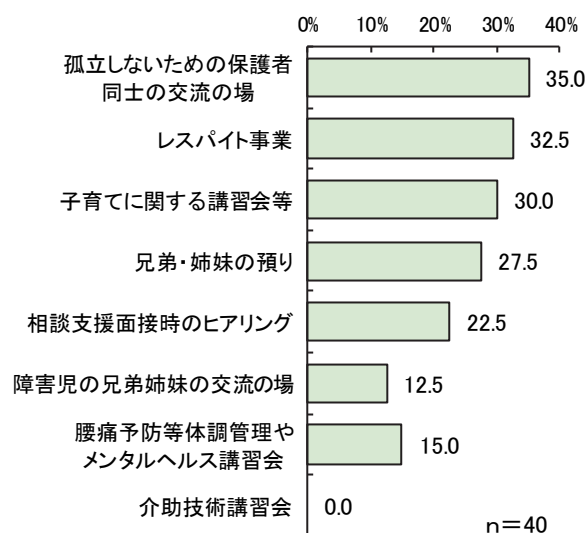
児童の性別は、「男性」が約 66.0%、「女性」が 34.0%。
児童の年齢は、「0~5歳」が 23.4%、「6~17歳」が 70.2%。

② 主な介助者 ▶複数回答



主な介助者は、「父母」が 10 割。

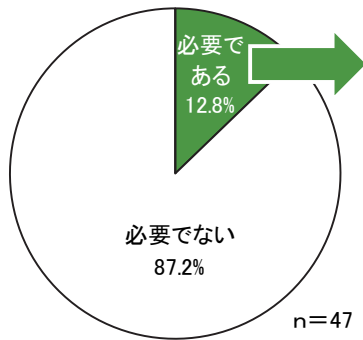
③ 介助者に必要な支援 ▶複数回答



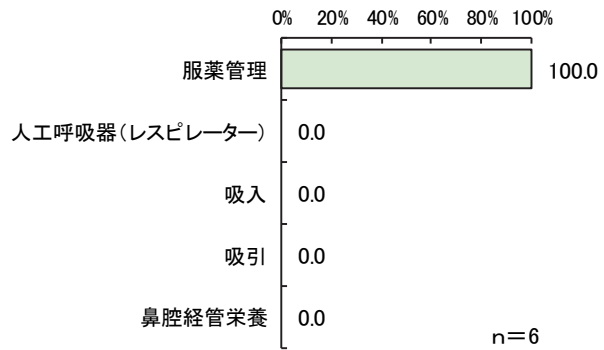
介助者に必要な支援は、「保護者同士の交流の場」「レスパイト事業」「子育てに関する講習会等」が上位 3 位。

④ 現在受けている医療ケア

【医療ケアの必要の有無】 ▶▶ 単数回答

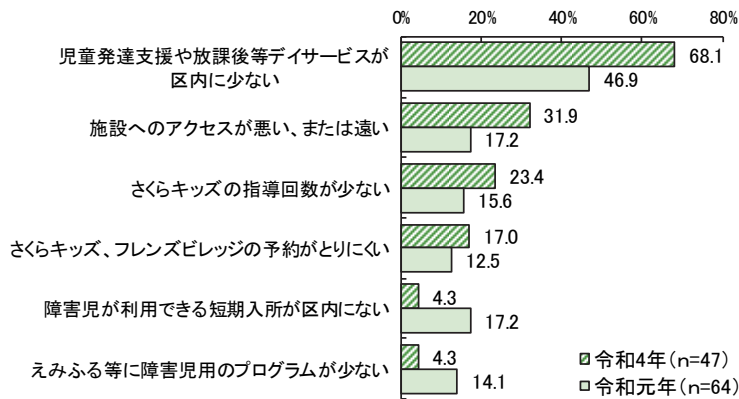


【現在受けている医療ケア】 ▶▶ 複数回答



医療ケアの必要な児童は、12.8%。
現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が10割。

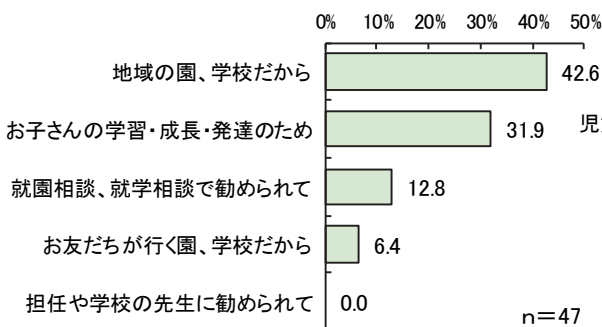
⑤ 障害児施設について困っていること ▶▶ 複数回答



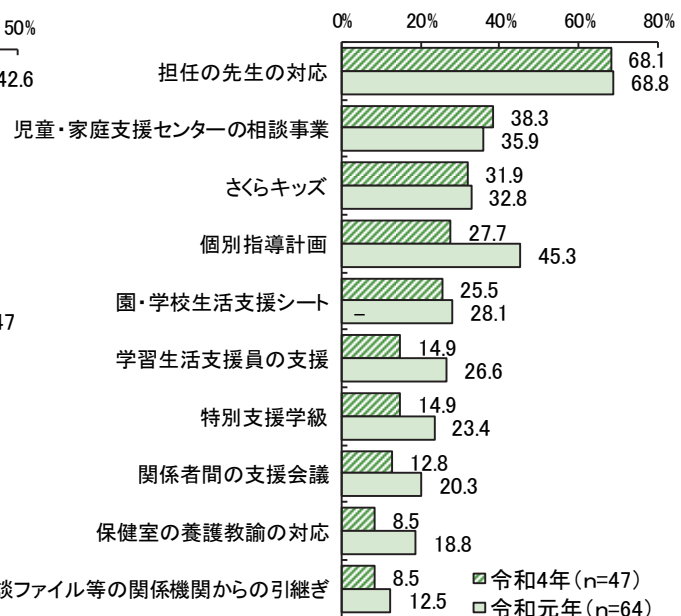
「児童発達支援や放課後等デイサービスが区内に少ない」「施設へのアクセスが悪い、または遠い」「さくらキッズの指導回数が少ない」「さくらキッズ、フレンズビレッジの予約がとりにくい」の割合が令和元(2019)年より増加。

⑥ 就園、就学について

【子どもの就園、就学先を選んだ理由】 ▶▶ 単数回答



【子どもに役立っている特別な支援・配慮等】 ▶▶ 複数回答



役立っている支援・配慮の割合は、「児童・家庭センターの相談事業」が令和元(2019)年より増加。

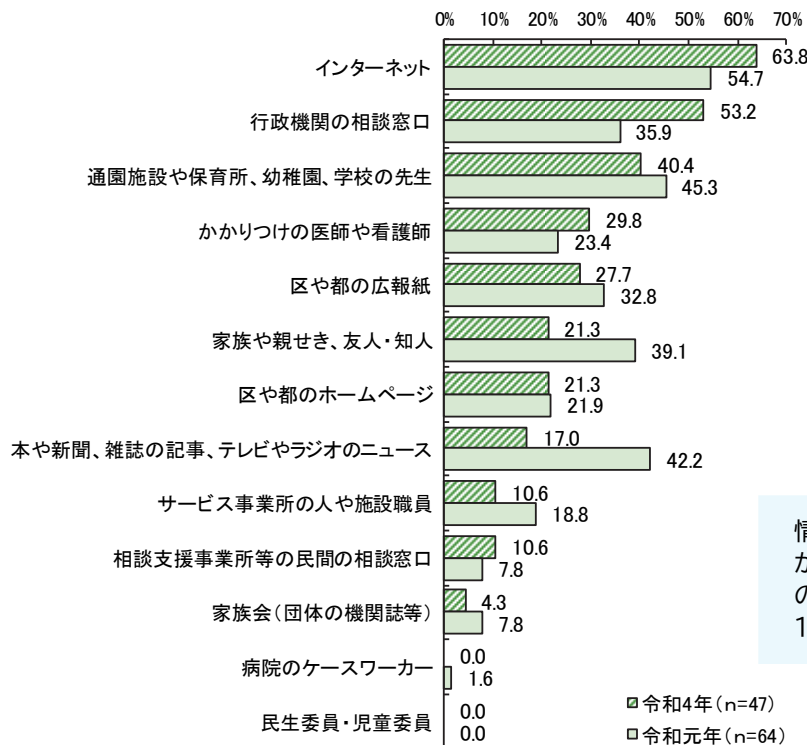
⑦ 各種障害福祉サービスの利用割合

サービス名	%	サービス名	%	サービス名	%
(1)児童発達支援	51.0	(11)移動支援	19.1	(21)短期入所	8.5
(2)放課後等デイサービス	70.2	(12)在宅サービス事業	8.5	(22)生活介護	0.0
(3)保育所等訪問支援	31.9	(13)地域活動支援センター	51.1	(23)療養介護	2.1
(4)医療型児童発達支援	17.0	(14)子ども発達センター「さくらキッズ」	42.5	(24)自立訓練	44.7
(5)福祉型児童入所支援	8.5	(15)放課後等支援事業「フレンズビレッジ」	29.8	(25)就労移行支援	51.0
(6)医療型児童入所支援	6.4	(16)居宅介護	2.1	(26)就労継続支援(A型・雇用型)	44.7
(7)障害児相談支援	59.6	(17)重度訪問介護	2.1	(27)就労継続支援(B型・非雇用型)	40.4
(8)コミュニケーション支援	17.1	(18)同行援護	2.1	(28)共同生活援助	12.8
(9)日常生活用具給付等	4.2	(19)行動援護	8.5	(29)施設入所支援	8.5
(10)住宅改修費助成	4.2	(20)重度障害者等包括支援	2.1	(30)相談支援	44.8

※「利用している」+「すぐ利用したい」+「将来利用したい」=『利用割合』

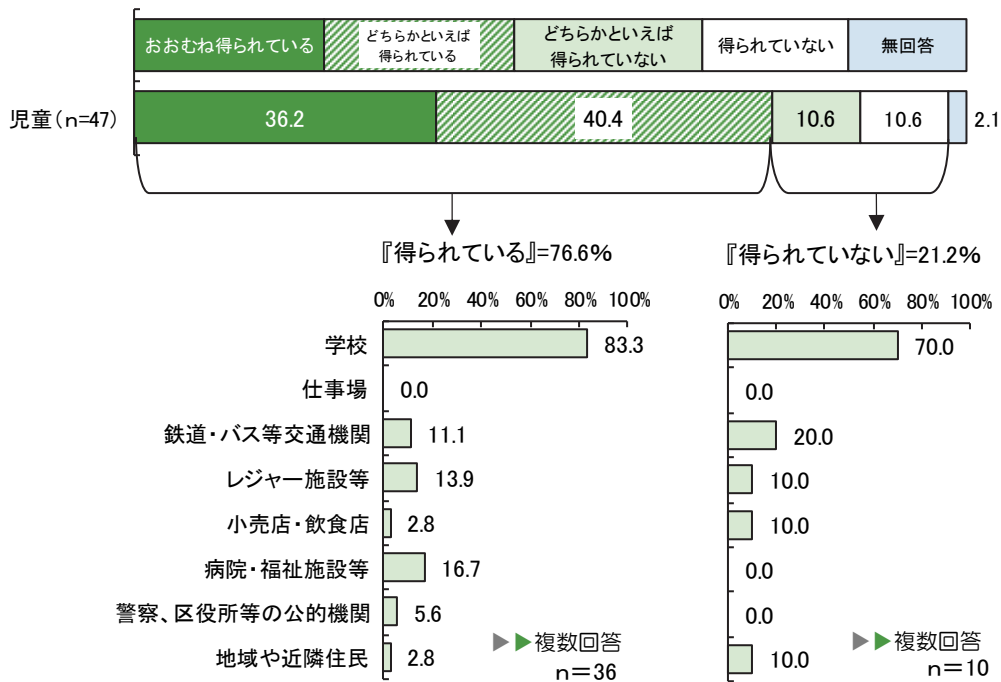
※網掛けは、上位8位

⑧ 障害や障害福祉サービスの情報の入手先 ▶複数回答



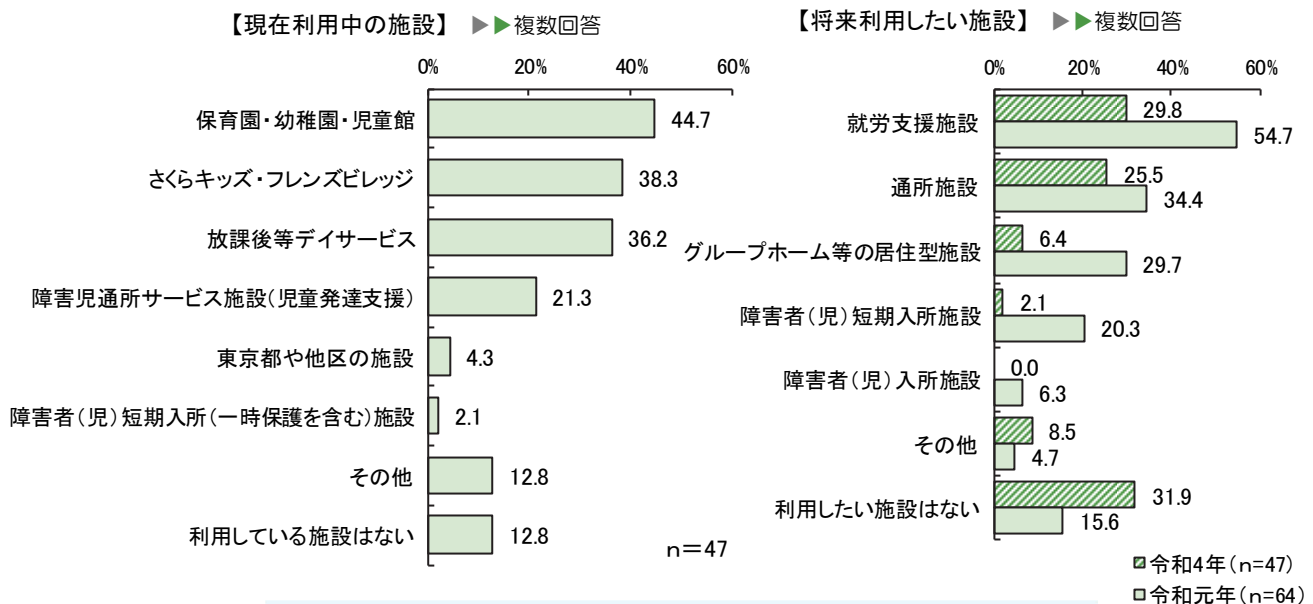
情報の入手先は、「インターネット」が第1位。「行政機関の相談窓口」の割合は、令和元(2019)年より17.3ポイント増加。

⑨ 特別な配慮が得られている場所と得られていない場所 ▶▶単数回答



「学校」は、特別な配慮が『得られている』場所として、最も高い割合。
 「鉄道・バス等交通機関」は、特別な配慮が『得られていない』割合が2割。

⑩ 施設利用について



現在利用中の施設は、「さくらキッズ・フレンズビレッジ」が 38.3%、放課後等デイサービスが 36.2%。
 将来利用したい施設は、「就労支援施設」が最も高い割合。

4 千代田区内の障害者

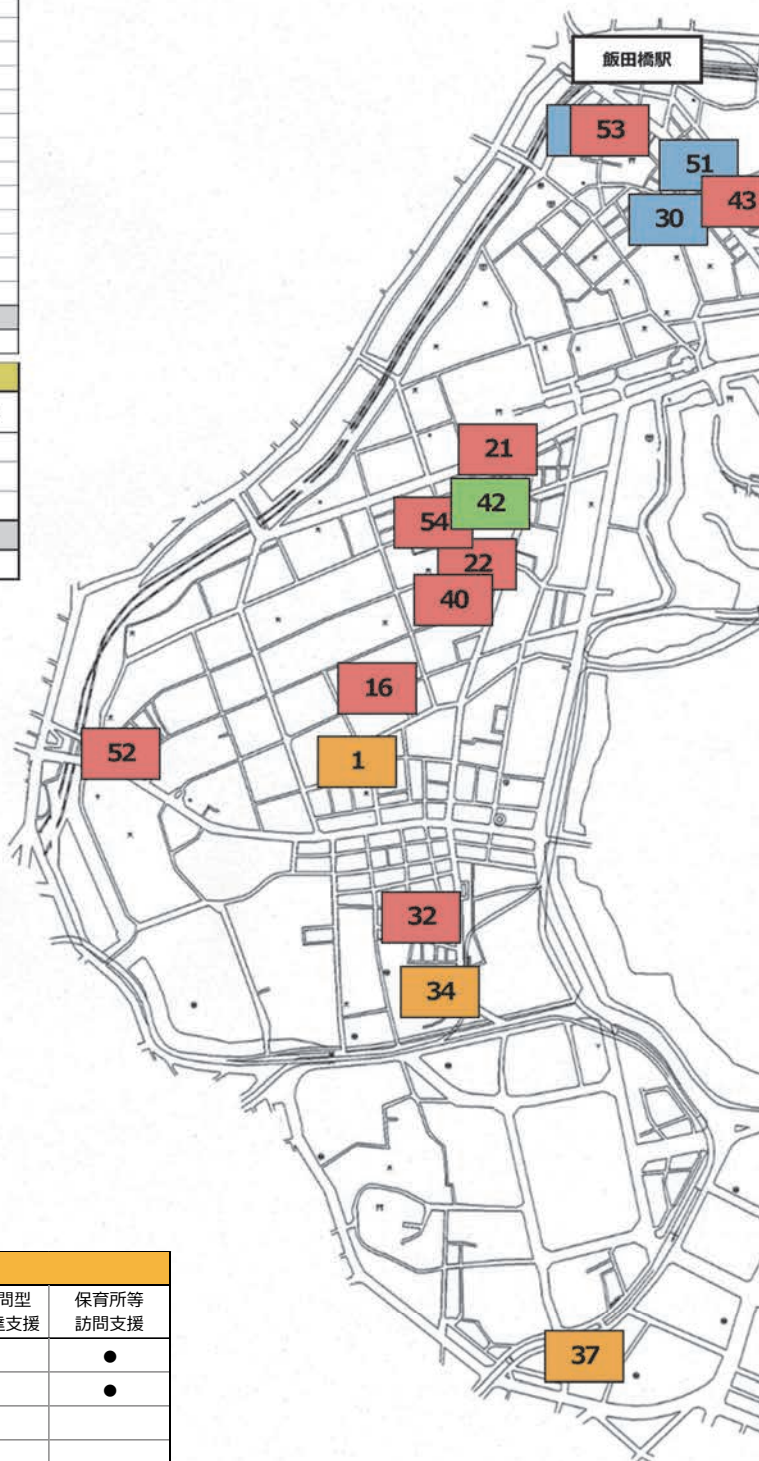
訪問系					
事業所名	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	移動支援
16 Tendresse	●		●		
20 グッドライフケア訪問介護 千代田	●	●			●
21 ケア21 九段	●	●		●	
22 ケアエイド・パール	●	●			●
23 ケアルツお茶の水	●	●			
24 ケアワーク千代田	●	●			●
31 ニチイケアセンター神田	●	●		●	●
32 パーソナル・アシスタント・サービス東京	●	●			
33 ハイサポート東京		●			
38 ライズケア	●				●
40 レインボーハートケア	●	●		●	●
43 手結ステーション	●	●			●
44 障害児訪問支援ナンシー	●	●			●
52 同行援護事業所みつぎ	●			●	
53 特定非営利活動法人ホープ	●	●	●		●
54 つながるケア	●	●	●		
55 モノス介護サービス事業所	●	●		●	
56 訪問介護事業所さずな 御茶ノ水店	●	●		●	
57 ルルドの泉	●	●	●		●
19施設	18	15	4	7	10
★ (仮称) 錦町三丁目施設				●	

日中活動系				
事業所名	定員	短期入所	生活介護	
47 千代田区立障害者就労支援施設	10			●
48 千代田区立障害者福祉センター	20			●
48 千代田区立障害者福祉センターふぁみりあ	4	●		
3施設		1		2
★ (仮称) 錦町三丁目施設	6	●		

居住系			
事業所名	定員	共同生活援助(GH)	
12 mamesso千代田1号	6		●
45 城東地域生活支援センター / みさきホーム	4		●
48 千代田区立障害者福祉センターふぁみりあ	4		●
3施設			3
★ (仮称) 錦町三丁目施設	20		●

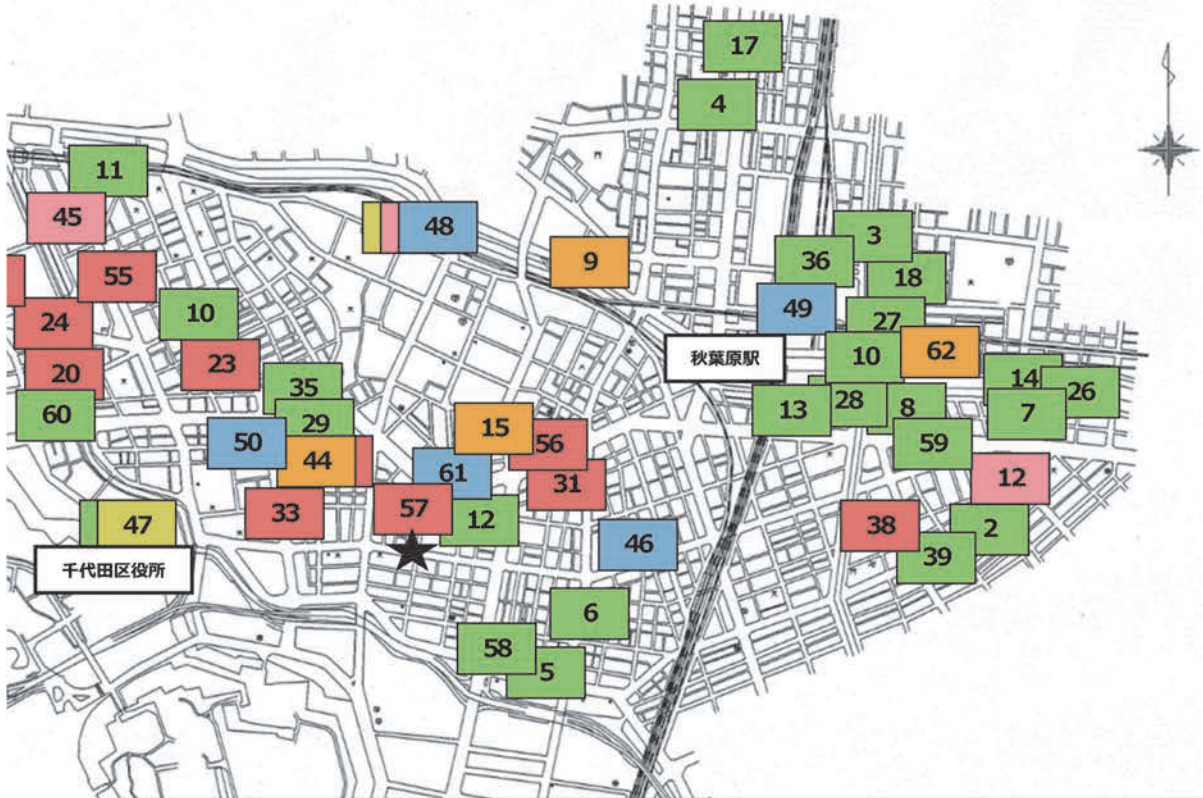
相談支援系			
事業所名	計画相談	障害児相談支援	
30 テイステーション	●		
46 千代田区立子ども発達センター	●		●
48 千代田区立障害者福祉センター	●		
49 相談支援センター A k i b a	●		●
50 相談支援事業所 M o i	●		●
51 相談支援事業所 樹	●		●
53 特定非営利活動法人ホープ	●		●
61 ビーンズ相談支援センター	●		
8施設	8		5

障害児のみ (通所・訪問系)				
事業所名	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
1 A I A I PLUS 麹町	●	●		●
9 L I T A L I C Oジュニアお茶の水教室	●	●		●
15 ティーンズ御茶ノ水		●		
34 びかいち	●	●		
37 メルケア プリスクーリング	●			●
44 障害児訪問支援ナンシー			●	
6施設	4	4	1	3



福祉サービス事業所

令和5年10月1日時点



訓練系・就労系						
事業所名	就労移行支援 (一般型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	就労定着支援	自立訓練 (生活訓練)	自立生活援助
2 atGPジョブトレIT・Web秋葉原	●			●		
3 atGPジョブトレ秋葉原	●			●		
4 atGPジョブトレ秋葉原第2	●			●		
5 atGPジョブトレ大手町	●			●		
6 HOPE 神田	●			●		
7 Kaien 秋葉原	●			●		
8 Kaien 秋葉原サテライト	●			●		
10 LITALICOワークス秋葉原	●			●		
11 LITALICOワークス水道橋	●			●		
12 Social Good Roasters 千代田			●			
13 Neuro Dive 秋葉原	●					
14 TALK 定着支援センター				●		
17 アイビス上野御徒町			●			
18 ウェルビー秋葉原駅前センター	●			●		
26 ジョブトレーニングTALK神田センター	●					
27 チームシャイニー	●			●		
28 ディーキャリア 秋葉原オフィス	●			●		
29 ティオ神保町	●			●		
35 ビルド神保町	●			●		
36 マルクカレッジ秋葉原					●	
39 ランパートアカデミー					●	
42 自立生活援助事業所 藤田						●
47 千代田区立障害者就労支援施設	●		●			
58 ベスリ就労支援センター	●					
59 ルミナス秋葉原	●					
60 3D&MUSIC/GAME&ILLUSTRATION JAM			●			
26施設	19	0	4	14	2	1
★ (仮称) 錦町三丁目施設			●			

資料:千代田区データ

5 千代田区障害者の意思疎通に関する条例

平成 28 年 10 月 20 日条例第 23 号

私たちは、様々な情報を収集し、意思疎通を図りながら日常生活や社会生活を営んでいる。意思疎通を図ることは、他者との相互理解を深める上で欠かせないものである。

障害者の意思疎通を図る手段には、その障害者の有する障害の特性に応じて、音声言語をはじめ、文字、点字、手話、触覚による意思伝達など多様な選択肢がある。しかし、これらの意思疎通の手段が適時適切に利用できない場合には、障害者の生活に多くの困難をもたらすおそれがある。このため、私たちには、行政活動のみならず民間サービスの提供や区民の地域活動などを含めたあらゆる場面で、障害者の意思疎通の手段について選択の機会の確保及び拡大を図るとともに、障害者が有する障害の特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行う責務がある。

千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々がこの責務を果たすことにより、障害のある人もない人も分け隔てなく意思疎通を行い相互に理解し暮らすことのできる地域社会を築き、もって多様な人々が交流し共に支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害者の意思疎通について基本理念を定め、千代田区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で円滑な意思疎通を図ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 意思疎通の手段 言語（手話を含む。）、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての意思疎通支援用具等をいう。

(3) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使することを確保するための必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。

(4) 区民 区内に居住する者、在勤する者又は在学する者をいう。

(5) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 障害者の意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

2 意思疎通に関する合理的な配慮は、障害者が有する障害の特性（以下「障害特性」という。）に応じ、障害者が真に必要なものでなければならない。

3 障害のある人もない人も、相互にその違いを理解し、互いの個性と人格とを尊重しなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次の各号に掲げる施策を推進する責務を有する。

(1) 障害特性に応じた意思疎通の手段について選択の機会の確保及び拡大を図ること。

(2) 区民、事業者等と連携を図り、災害時においても障害特性に応じた意思疎通の手段を利用することができる環境を整備すること。

(3) 区民、事業者等が障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行うことができるよう適切な支援をすること。

(4) 区民、事業者等が基本理念の理解を深めるよう必要な措置を講ずること。

2 区は、前項各号に掲げる施策について、必要に応じ障害者に意見を求めるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に対する理解を深め、地域社会を構成する一員として、日常生活又は社会生活を営む場において障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動において障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行うとともに、区の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者が区外に事務所又は事業所を有する場合は、当該事務所又は事業所に対し、障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行うことについて協力を求めるものとする。

(財政上の措置等)

第7条 区は、基本理念に基づく意思疎通に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針見直しのポイント

	項目	見直しのポイント
①	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③	福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組み
④	障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤	発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥	地域における相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦	障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧	地域共生社会の実現に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨	障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩	障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

	項目	見直しのポイント
⑪	よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫	障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬	障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭	その他:地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

7 千代田区障害者支援協議会委員名簿

任期:令和3(2021)年5月31日～令和6(2024)年3月31日
(敬称略)

No	役職	氏名	計画 部会	相談支 援部会	差別解消 支援部会	所属役職等	区分 要綱に基づ
1	会長	小川 浩	◎			大妻女子大学 副学長	学識経験者
2	副会長	大塚 晃		◎		上智大学総合人間学部社会福祉学科教授	
3	委員	小池 知子	○		◎	東京弁護士会「高齢者・障害者の権利に関する委員会」副委員長	
4	委員	椎尾 康				東京通信病院副院長兼神経内科部長	
5	委員	増森 興治				千代田区医師会理事	保健医療 関係者
6	委員	四宮 雅博				神田医師会幹事	
7	委員	平賀 正司		○		東京都精神保健福祉センター所長	千代田区 障害者相談員
8	委員	廣瀬 征由	○	○	○	千代田区身体障害者相談員	
9	委員	小畑 雅裕	○			千代田区身体障害者相談員	
10	委員	小笠原 桂子	○	○	○	千代田区知的障害者相談員	
11	委員	蒲生 好永	○	○		千代田区知的障害者相談員	
12	委員	藤田 富紀江			○	千代田区障害者共助会	障害者及び その家族
13	委員	貝谷 嘉洋			○	NPO法人日本バリアフリー協会代表理事	
14	委員	鈴木 やす代	○		○	千代田区障害者共助会	
15	委員	大山 恵子	○	○	○	千代田区さくらんぼの会	
16	委員	鈴木 隆幸	○			障がいをもつ子どもの現在(いま)と未来を考える会 代表	
17	委員	鈴木 洋子	○			むぎの会 代表	
18	委員	大谷 勝			○	区民代表	社会福祉又は 障害者福祉団 体の代表者
19	委員	森田 扶美子		○	○	千代田区民生・児童委員協議会	
20	委員	廣木 朋子	○	○	○	千代田区社会福祉協議会	
21	委員	石渡 伸幸				千代田区障害者共助会会長	事業者
22	委員	永田 潔	○	○		NPO法人ホープ代表理事	
23	委員	山内 哲也	○			千代田区立障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだ所長	
24	委員	的場 康芳		○	○	千代田区立障害者福祉センターえみふる施設長	
25	委員	池谷 瞳		○	○	千代田区障害者よろず相談MOFCA(モフカ)事業所長	
26	委員	中田 弾				児童発達支援・放課後等デイサービス事業所びかいち 代表理事	
27	委員	三橋 馨		○		九段訪問看護ステーション所長	
28	委員	大野 寿枝				難病相談支援員	
29	委員	市川 礼雄				飯田橋公共職業安定所専門援助第二部門 統括職業指導官	就労関係者
30	委員	秋元 全和	○	○	○	千代田区障害者就労支援センターセンター長	
31	委員	亀割 岳彦				子ども部長	区職員
32	委員	原田 美江子				地域保健担当部長(千代田保健所長)	
33	委員	細越 正明	○			保健福祉部長	

※ ◎は部会長

8 計画策定の経過

開催月日	委員会名	議題
令和5(2023)年 5月18日	相談支援部会 (第1回)	(1)令和5(2023)年度 千代田区における相談支援の 実績について (2)重層的 相談支援 及び地域生活支援拠点等 について (3)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について(説明) (4)相談支援事例の紹介 (5)意見交換
5月26日	第1回千代田区 障害者支援協議会	(1)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況 (2)障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定 ・計画の位置付けと見直しのポイント ・計画策定に向けたアンケート調査結果 (3)計画部会、差別解消部会の下命 (4)令和5(2023)年度協議会・部会等実施スケジュール
6月12日	相談支援部会 (第2回)	(1)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について(説明) (2)事例紹介及び意見交換 (3)意見交換 (4)事務連絡
7月4日	計画部会 (第1回)	(1)障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあ たって～策定の方向性・目的・位置付けについて～ (2)厚生労働省の計画策定に係る基本指針の見直しのポイントについて (3)事業評価報告について (4)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標の進捗状況 (5)今後のスケジュールについて
7月20日	相談支援部会 (第3回)	(1)地域 生活支援拠点の 整備 について (2)重層的な 相談支援体制 について (3)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について (4)意見交換 (5)事務連絡
8月25日	差別解消支援部会 (第1回)	(1)障害者差別解消法「合理的配慮の提供の義務化」について (2)障害者差別解消法(合理的配慮関係)相談・対応事例について (3)障害者差別解消法の改正に係る千代田区の取組みについて
10月4日	計画部会 (第2回)	(1)千代田区障害福祉プラン策定に係る方向性の検討について (2)千代田区障害福祉プラン(障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障 害児福祉計画)素案について (3)今後のスケジュールについて
10月26日	相談支援部会 (第4回)	(1)重層的な相談支援体制について (2)地域生活支援拠点等の整備について (3)令和5(2023)年度相談支援連絡会の年間予定 (4)事例検討 1ケース
11月6日	第2回千代田区 障害者支援協議会	(1)各部会(相談支援部会、計画部会、差別解消支援部会)、心身障害者福 祉問題懇談会の実施状況について<報告> (2)千代田区障害福祉プラン(障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障 害児福祉計画)素案について (3)今後のスケジュールについて
令和5(2023)年12 月20日～令和6 (2024)年1月10日	パブリックコメント	意見をお寄せいただいた方の数 : 2人 お寄せいただいた意見の数 : 9件
令和6(2024)年 1月22日	相談支援部会 (第5回) ※書面開催	(1)令和6(2024)年度千代田区障害者支援協議会 相談支援部会予定 について (2)令和5(2023)年度千代田区障害者支援協議会「相談支援部会」報告 について
3月8日	差別解消支援部会 (第2回) ※書面開催	(1)「心のバリアフリー」推進ハンドブックの改定について (2)障害者差別解消法の施行に伴う周知について
3月22日	第3回千代田区 障害者支援協議会	(1)千代田区障害福祉プランについて (2)その他

9 用語解説

【 あ行 】

■ アウトリーチ

自ら相談することが困難である障害等のある方に、日常生活を送る上で、生活に支障や危機的状況が生じないためのきめ細やかな訪問や相談対応を行うこと。

■ アクセシビリティ

年齢や障害等のあるなしに関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■ 医学モデル

障害を個人の問題として捉え、健康状態（病気等）から直接的に生じるものであるとみなす考え方。

■ 意思決定支援

自己決定に困難を抱える障害等のある方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、本人の意思の確認や意思を推定し、最後の手段として最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

■ 医療的ケア

たん吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為で、医師法上の「医療行為」と区別される。

【 か行 】

■ 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法に規定される機関で、地域における相談支援の中核的な役割を担う。地域の障害者に対して必要な情報提供や相談・助言等を行う他、地域の実情に応じて、①総合的・専門的な相談支援の実施 ②地域の相談支援体制の強化の取組み、地域移行・地域定着の促進の取組み ③権利擁護・虐待の防止 ④成年後見制度事業の実施 等の業務を行う。

■ 高次脳機能障害

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知や行動の障害。身体的には障害が残らないことも多く、外見では分かりにくい「見えない障害」とも言われている。

■ 合理的配慮

障害等のある方から、障害のない方と同じように活動することができるように、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。

■ 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

【さ行】

■ 社会的障壁

障害等のある方にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

■ 社会モデル

障害を個人の特性ではなく、主として社会によって作られた問題とみなす考え方。

■ 重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子ども。

■ 重層的支援体制整備事業

社会福祉法等の改正法案の柱となる新事業（令和3（2021）年度施行）。複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。

【 た行 】

■ 千代田区障害者支援協議会

障害等のある方への施策を総合的に協議し、障害者施策を推進していくことを目的に設置。また、障害等のある方について、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワークを構築する中核機関の役割も兼ねている。

【 は行 】

■ 8050 問題

引きこもりの長期高年齢化により、親が 80 代、子が 50 代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなど深刻な困窮に陥る可能性がある地域課題。

■ ピアサポート

障害等のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。

■ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチのひとつ。

■ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

■ペアレントメンター

養成研修を経た発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行う。

【ら行】

■ レスパイト

在宅で乳幼児や障害児・者、高齢者などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。

有償刊行物登録番号
05-07

千代田区障害福祉プラン
令和6(2024)年3月

■発行:千代田区

■編集:千代田区保健福祉部障害者福祉課

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

電話 03-3264-2111(代)

千代田区子ども部児童・家庭支援センター

〒101-0048 千代田区神田司町 2-16

電話 03-5298-2424